

平成24年度

包括外部監査結果報告書

少子高齢化に関する財務事務について

金沢市包括外部監査人

公認会計士 池田裕之

金沢市議会議長	横越	徹	様
金沢市長	山野	之義	様
金沢市監査委員	篠田	健	様
金沢市監査委員	中島	秀雄	様
金沢市監査委員	高村	佳伸	様
金沢市監査委員	田中	仁	様

平成 25 年 3 月 28 日

金沢市包括外部監査人

池田裕之

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に定める、平成 24 年 4 月 1 日付の金沢市との包括外部監査契約に基づき実施した監査の結果について、同法第 252 条の 37 第 5 項の規定により、別紙のとおり報告します。

目 次

	頁
第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4 外部監査の方法	1
5 外部監査の対象期間	1
6 外部監査の実施期間	1
7 監査人補助者	1
8 利害関係	1
第2 金沢市の少子高齢化に関する事業の概要	2
1 少子化対策	2
2 高齢社会対策	3
3 金沢市の福祉関連の組織と監査対象	6
第3 外部監査の結果	14
第1章 総論	14
1 金沢市の少子高齢化の現状	14
2 高齢社会への対応としての少子化対策について	15
3 人口減少社会への対応について	16
4 高齢社会対策の見直しについて	17
5 高齢者像の見直しと高齢者福祉施策について	18
第2章 各論1【少子化対策】	19
1 「かなざわ子育て夢プラン2010の推進」	19
2 ファミリーサポートセンター事業	22
3 かなざわ子育て虹色クーポン支給事業	22
4 “このまち”赤ちゃん夢ギフト事業	22
5 かなざわ子育て夢ステーション	26
6 保育所	29
7 児童館	53
8 金沢市教育プラザ富樫	55
9 子どもふれあい入浴デー事業	65

第3章 各論2【高齢社会対策】

1	介護保険事業	69
2	地域包括支援センター	83
3	老人クラブ活動助成	86
4	福祉バス運営	91
5	長寿お祝い金	92
6	ふれあい入浴補助	94
7	配食サービス	97
8	老人ホーム入所措置事業	101
9	A型老人福祉センター	102
10	パソコンサロン	111
11	はり・灸・マッサージ施術費助成	111

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

少子高齢化に関する財務事務について

3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

金沢市の65歳以上の高齢者数は年々増加している。総人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）も上昇傾向にあり、平成22年には20%を超えた。一方で、少子化も進んでおり、0歳から14歳までの年少人口構成比は13%にまで下落するなど、確実に少子高齢化社会へと進んでいる。

このような状況に対応するため、金沢市では様々な施策を行っているところであるが、これらが効率的・効果的に実施されることは重要な課題であると考え選定した。

4 外部監査の方法

（1）監査要点

- ①財務事務は条例等に基づき適正に執行されているか。
- ②施設・備品等の管理及び運営は効率的に実施されているか。
- ③事務の執行が効果的かつ効率的に行われているか。

（2）主な監査手続

主に質問、閲覧、必要に応じて視察、現物確認等を実施した。

5 外部監査の対象期間

原則として平成23年度を対象としたが、必要に応じて過年度及び平成24年度の一部についても監査の対象とした。

6 外部監査の実施期間

平成24年6月4日から平成25年3月8日まで

7 監査人補助者

長 澤 英 樹（公認会計士）

柴 義 公（公認会計士）

小野田晴美（公認会計士）

8 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 金沢市の少子高齢化に関する事業の概要

1 少子化対策

(1) 国の少子化対策

国の少子化対策としては、平成6年に今後10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めたエンゼルプランが策定されたことがあげられる。その後、平成11年に「少子化対策推進基本方針」と新エンゼルプランが策定されたが、新エンゼルプランは、従来のエンゼルプランと緊急保育対策等5ヶ年事業を見直したもので、平成16年度までの5年間の計画であった。新エンゼルプランにおける最終年度に達成すべき目標値の項目は、これまでの保育サービス関係だけでなく、雇用、母子保健・相談、教育等の事業も加えた幅広い内容となっていた。

一方で、平成15年に、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進する「次世代育成支援対策推進法」が制定された。また、同年、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにするために「少子化社会対策基本法」も制定された。

平成16年6月には、「少子化社会対策大綱」が閣議決定された。この大綱は、子どもが健康に育つ社会、子どもを生子、育てることに喜びを感じることのできる社会への転換を喫緊の課題とし、少子化の流れを変えるための施策に集中的に取り組むこととしていた。そして、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たることができるように、社会全体で応援するとの基本的考えに立ち、少子化の流れを変えるための施策を、国をあげて取り組むべき極めて重要なものと位置づけた。

また、同年末には、大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、「子ども・子育て応援プラン」(少子化社会対策会議決定)において、国が地方自治体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標が掲げられた。

しかし、少子化の流れは止まらず、平成17年には、合計特殊出生率は1.26と過去最低を記録した。こうした予想以上の少子化の進行に対応するため、平成18年には少子化対策会議において、「新しい少子化対策について」が決定された。その中で、「家族の日」・「家族の週間」の制定などによる家族・地域の絆の再生や、社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進とともに、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの節目ごとの子育て支援策が掲げられた。

平成19年には重点戦略が取りまとめられ、就労と結婚・出産・子育ての両立には働き方の見直しと社会的基盤の整備が必要不可欠であるとされた。また、翌年政府はこの重点戦略を踏まえ、「新待機児童ゼロ作戦」を発表した。

平成21年には、内閣府のプロジェクトチームにより、提言「“みんなの”少子化対策」がまとめられた。また、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が閣議決定され、幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めることと、「新成長戦略」において、幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進等による待機児童解消を図ることとされた。しかし、これらの施策にもかかわらず、我が国の少子化の流れは止まっていない。

平成22年には、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されたが、このビジョンは、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えることと

もに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととしていた。

育児支援として何が重要かについて、平成23年に実施された「少子化社会に関する国際意識調査」によると、日本では「教育費の支援、軽減」をあげる人の割合が最も高く、以下「保育所の時間延長など、多様な保育サービスの充実」、「小児医療の充実」、「育児休業を取りやすい職場環境の整備」と続いている。

このことから、子ども手当や高校の実質無償化などの現金給付とともに保育サービスなどの現物給付が求められ、また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることも求められていることが明らかになったが、このような考え方は子ども・子育てビジョンに盛り込まれているところである。

(2) 金沢市の少子化の状況と取組

金沢市では、合計特殊出生率が平成16年には過去最低の1.23を記録したことから、「かなざわ子育て夢プラン2005」に基づき、近江町交流プラザちびっこ広場をはじめとする様々な子育て支援施設の整備をはじめ、各種子育て支援サービスの充実や親子の健康づくりの推進、児童相談所開設等を行ってきた。

その後、平成22年には「かなざわ子育て夢プラン2010」を策定し、平成26年度までの5年間で実行中である。この計画は、「金沢世界都市構想第2次基本計画」を上位計画とし、「金沢子どもを育む行動計画（第二次）」、「金沢市健康教育推進プラン（第二次）」、「金沢健康プラン2008」、「金沢市男女共同参画推進行動計画」、「かなざわ食育プラン2007」、「金沢市地域福祉計画2008」等の市の計画並びに国や県の関連計画との整合性を図り策定されている。なお、この計画は、「次世代育成支援対策推進法」に定める市町村行動計画として位置付けられている。

2 高齢社会対策

(1) 国の高齢社会対策

国の高齢化白書によれば、我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、平成7年の高齢社会対策基本法に基づいている。高齢社会対策基本法は、高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的とし、高齢社会対策の基本理念として、公正で活力ある地域社会が、自立と連帯の精神に立脚して形成される、豊かな社会の構築を掲げている。また、国及び地方公共団体は、それぞれ基本理念に則って高齢社会対策を策定し、実施する責務があるとするとともに、国民の努力についても規定している。

高齢社会対策基本法の前文には、高齢社会への対処として、以下のように記載されている。すなわち、高齢社会への対応といっても、その内容は雇用、年金、医療、福祉など多岐にわたることである。

高齢社会対策基本法 （抜粋）

（前文）

（前略）国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不断に見直し、適切なものとしていく必要がある、そのためには、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である。（後略）

高齢社会対策基本法は、国が講ずべき高齢社会対策の基本的施策として、就業及び所得、健康及び福祉、学習及び社会参加、生活環境などの施策について明らかにしており、政府が基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めることとしている。平成8年に作成された高齢社会対策大綱は、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針となるものである。

その後、経済社会情勢も変化したことから、平成13年に新たな高齢社会対策大綱が策定された。この大綱では、戦後生まれの人口規模の大きい、いわゆる「団塊の世代」（昭和22～24年生まれ）が高齢期を迎え、我が国は本格的な高齢社会に移行することから、高齢社会対策の推進に当たっての基本姿勢を明確にするとともに、高齢社会対策の一層の推進を図るため、分野別の基本的施策の枠を越え、横断的に取り組む課題を設定し、関連施策の総合的な推進を図ることとしている。

高齢社会対策では、就業と所得、健康と福祉、学習と社会参加、生活環境、調査研究等の推進という広範な施策にわたり予算が着実に増加している。一般会計予算における関係予算をみると、平成23年度においては18兆1,241億円となっている。これを各分野別にみると、就業と所得関連10兆8,876億円、健康と福祉関連7兆1,915億円、学習と社会参加関連131億円、生活環境関連65億円、調査研究等の推進関連254億円となっている。

また、高齢者福祉に関する法制度の変遷としては、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的として昭和38年に「老人福祉法」が制定され、その後、大きく福祉分野に含まれていた医療分野が、のちの「高齢者の医療の確保に関する法律」、保健分野が「健康増進法」、介護分野が「介護保険法」としてそれぞれ分離独立し、老人福祉法はそれ以外の福祉分野を規定する法律ということになった。

（2）金沢市の高齢者施策の状況

金沢市では、平成21年に老人福祉計画・介護保険事業計画である「長寿安心プラン2009」を策定し、さまざまな事業に取り組んできた。その実施に当たっては、高齢者自身が施策の実施過程や決定に参加するなどの市民参加を促している。その後、平成24年度から26年度までを計画期間とする「長寿安心プラン2012」が策定されている。

長寿安心プランは、老人福祉計画と介護保険事業計画の2つの計画から構成されている。老人福祉計画は、老人福祉法に位置付けられている金沢市の高齢者に関する施策全般にわたる計画であり、介護保険事業計画は、介護保険法により保険事業に係る給付の円滑な実施を確保することや介護予防の推進などを目的としている。

長寿安心プランは、金沢市の全体構想である「金沢世界都市構想」及び基本計画である「金沢世界都市構想第2次基本計画」の方向性を反映するとともに、広域的な計画である「石川県老人福祉計画」や「石川県介護保険事業支援計画」等とも整合性を持つものである。

そのうち老人福祉計画は、金沢市の全ての高齢者を対象とし、健康な高齢者、生活支援を必要とする高齢者、介護を必要とする高齢者等の多様な高齢者に関する施策を包含するものである。

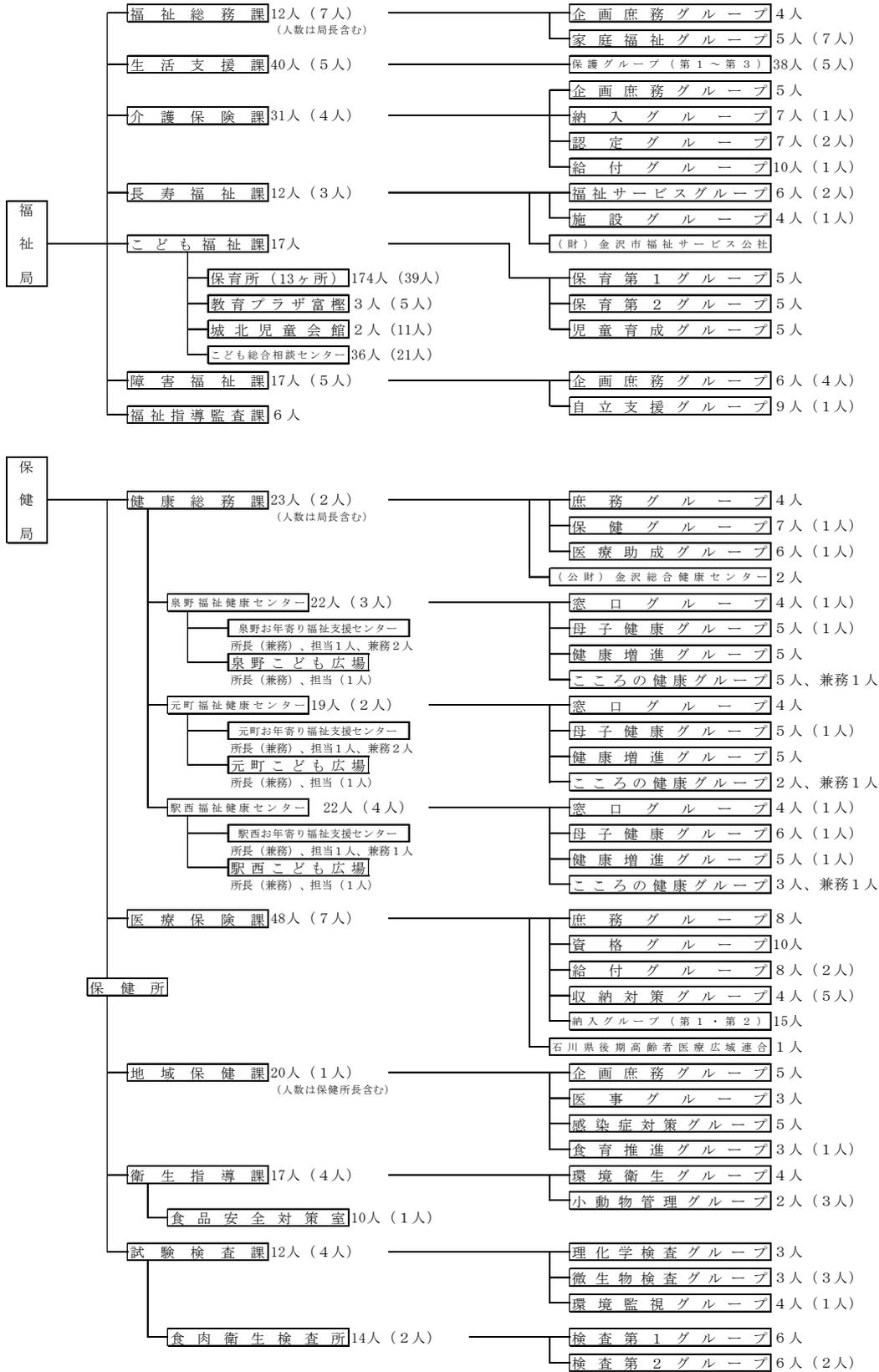
また、介護保険事業計画は、介護を必要とする高齢者を対象とした介護保険サービスの必要量や財源等について明らかにしている。さらに、介護が必要になることを防ぎ、介護が必要になってもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう実施される地域支援事業についても、介護予防事業の必要量や地域における包括的な支援事業の内容などを介護保険事業計画の中で明らかにしている。

このように、老人福祉計画と介護保険事業計画は、高齢者の健康づくり、介護予防、生活支援及び介護について、高齢者の生活全体を支える総合計画であり、一体の計画として策定されている。

3 金沢市の福祉関連の組織と監査対象

(1) 組織と事務分掌

組織図（平成24年度）



(注) 職員数は、平成24年4月1日現在の予算定数、
() の数字は、非常勤職員数及び再任用職員数

福祉局の事務分掌（平成 24 年度）

課	グループ	事務分掌
福祉総務課	企画庶務グループ	1 福祉行政の企画及び連絡調整に関する事項 2 社会福祉審議会に関する事項 3 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 4 社会福祉事業に従事する職員の研修等に関する事項 5 地域福祉活動の振興に関する事項 6 福祉奉仕活動の育成に関する事項 7 福祉活動育成基金に関する事項 8 民生委員及び児童委員に関する事項 9 善隣館に関する事項 10 バリアフリーの推進に関する事項 11 更生保護団体等の援助に関する事項 12 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び戦没者叙勲に関する事項 13 金沢市育英会奨学資金に関する事項 14 松ヶ枝福祉館に関する事項 15 金沢福祉用具情報プラザに関する事項 16 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会に関する事項 17 課の庶務に関する事項 18 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項
	家庭福祉グループ	1 児童手当、子ども手当及び児童扶養手当に関する事項 2 母子生活支援施設及び助産施設に関する事項 3 母子・父子及び寡婦福祉に関する事項 4 女性の保護更生に関する事項
生活支援課	保護グループ (第1～第3)	1 生活保護に関する事項（第1～第3） 2 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項（第1） 3 課の庶務に関する事項（第1） 4 他グループに属しない事項（第1） 5 金沢市援護規則の規定に関する事項（第2） 6 行旅病人及び行旅死亡人に関する事項（第2） 7 中国残留邦人等支援給付に関する事項（第3） 8 外地引揚者の援護に関する事項（第3）
介護保険課	企画庶務グループ	1 介護保険事業計画に関する事項 2 介護保険運営協議会に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他のグループに属しない事項
	納入グループ	1 介護保険被保険者の資格に関する事項 2 介護保険料の賦課に関する事項 3 介護保険料等の収納に関する事項
	認定グループ	1 要介護認定等に関する事項

	給付グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険の給付に関する事項 2 介護保険サービスを行う事業者及び施設に関する事項 	
長 寿 福 祉 課	福祉サービスグループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2 老人福祉法の規定による福祉の措置に関する事項 3 長寿祝い金に関する事項 4 財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項(障害者に係るものを除く。) 5 課の庶務に関する事項 6 他グループに属しない事項 	
	施設グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2 有料老人ホームの設置の届出の受理に関する事項 3 サービス付き高齢者向け住宅事業に関する事項(登録に係る事項を除く。) 4 老人福祉センター、地域老人福祉センター及び老人憩の家に関する事項 5 卯辰山公園健康交流センター千寿閣の管理運営に関する事項 6 福祉作業センター等高齢者の生きがいに関する事項 7 高齢者等の生活自立のための住まいづくりの助成に関する事項 	
こ ど も 福 祉 課		保育第1グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立保育所に関する事項 2 保育職員の研修の企画に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他のグループに属しない事項
		保育第2グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業(保育所に係るものに限る。)に関する事項 2 私立保育所に関する事項 3 認可外保育施設に関する事項
		児童育成グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業(保育所に係るものを除く。)に関する事項 3 児童館に関する事項 4 児童クラブに関する事項 5 少子化対策の推進に関する事項
		城北児童会館	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の健全な遊びの指導に関する事項 2 児童館が実施する事業の指導及び推進に関する事項 3 城北児童会館の管理運営に関する事項
	こども 総合相談 センター	庶務 グループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2 要保護児童対策地域協議会に関する事項(代表者会議に関する事項に限る。) 3 こども総合相談センターの庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項
			発達相談 グループ
		児童 相談所	相談第1 グループ

		相談第2グループ	<ul style="list-style-type: none"> 3 相談に係る専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 4 里親に関する事項 5 要保護児童対策地域協議会に関する事項(代表者会議に関する事項を除く。) <p>(各グループは、所長が定める種別の相談に係るものをそれぞれ担当する。)</p>
		心理判定グループ	1 児童等に係る必要な心理学的な判定に関する事項
		一時保護グループ	1 児童の一時保護に関する事項
障害福祉課	企画庶務グループ		<ul style="list-style-type: none"> 1 障害者福祉に係る総合施策の企画及び調整に関する事項 2 身体障害者手帳の交付に関する事項 3 特別児童扶養手当等に関する事項 4 障害者の社会参加の促進に関する事項 5 障害者高齢者体育館に関する事項 6 課の庶務に関する事項 7 他グループに属しない事項
	自立支援グループ		<ul style="list-style-type: none"> 1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業に関する事項 2 障害程度区分の認定に関する事項 3 障害者等の介護給付費等に関する事項 4 指定障害福祉サービス事業者の指定に関する事項 5 自立支援医療機関の指定に関する事項 6 障害者の施設訓練等支援事業に関する事項 7 身体障害者福祉法に規定する措置に関する事項 8 知的障害者福祉法に規定する措置に関する事項 9 ひまわり教室に関する事項 10 財団法人金沢市福祉サービス公社に関する事項(障害者に係るものに限る。)
福祉指導 監査課	福祉指導監査グループ		<ul style="list-style-type: none"> 1 福祉事務所の指導監査に関する事項 2 社会福祉法人及び社会福祉事業等の指導監査に関する事項

保健局の事務分掌（平成 24 年度）

課	グループ	事務分掌	
健康 総務 課	庶務グループ	1 医療法に基づく医療機関の施設整備に関する事項 2 簡易水道に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項	
	保健グループ	1 保健衛生行政の企画及び調整に関する事項 2 公衆衛生の普及及び向上に関する事項 3 生活習慣病の予防に関する事項 4 健康増進事業の実施に関する事項 5 救急医療に関する事項 6 特定保健指導に関する事項 7 金沢健康プラザ大手町に関する事項 8 公益財団法人金沢総合健康センターに関する事項	
	医療助成グループ	1 子ども、高齢者等の医療費助成に関する事項	
	福祉健康 センター (泉野・ 元町・ 駅西)	窓口 グループ	1 高齢者等の医療費受給者証の交付に関する事項 2 身体障害者手帳の交付に関する事項 3 予防接種に関する事項 4 福祉、保健及び介護保険に係る各種相談及び申請の受付に関する事項
		健康増進 グループ	1 健康増進に係る情報の収集及び提供に関する事項（母子健康グループが所管する事項を除く。） 2 健康増進に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項（母子健康グループが所管する事項を除く。） 3 健康手帳の交付に関する事項 4 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項 5 栄養相談及び栄養指導に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 6 介護保険に係る要介護認定等に関する事項
		母子健康 グループ	1 母子保健に係る情報の収集及び提供に関する事項 2 母子保健に係る健康相談及び健康教育並びに保健指導に関する事項 3 乳幼児の集団健康診査に関する事項 4 母子健康手帳の交付に関する事項 5 こども広場に関する事項
		こころの 健康グループ	1 精神保健に関する事項（保健所が所管する事項を除く。） 2 お年寄り福祉支援センターに関する事項

医療 保 険 課	庶務グループ	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険運営協議会に関する事項 2 国民健康保険保健事業に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項
	資格グループ	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険被保険者の資格に関する事項 2 国民健康保険料の賦課に関する事項 3 後期高齢者医療制度の資格に係る届出及び申請の受付に関する事項
	給付グループ	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険の給付に関する事項 2 後期高齢者医療制度の給付に係る届出及び申請の受付に関する事項
	収納対策グループ	<ul style="list-style-type: none"> 1 収納施策の企画及び調整に関する事項 2 国民健康保険料納付組合に関する事項 3 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の口座振替に関する事項
	納入グループ (第1・第2)	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料等の収納及び滞納処分に関する事項
保 健 所		<ul style="list-style-type: none"> 1 法令に基づく保健所事務 2 金沢市衛生事務委任に関する規則に定める事項 3 養育医療に関する事項 4 育成医療に関する事項 5 小児慢性特定疾患治療研究事業に関する事項
地 域 保 健 課	企画庶務グループ	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項 2 保健事業の企画及び立案に関する事項 3 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項 4 保健師に関する事項 5 母体保護に関する事項 6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による保健所長の事務に係る精神保健に関する事項 7 看護学校等の学生及び生徒の実習に関する事項 8 保健所の庶務及び予算に関する事項 9 駅西健康ホールに関する事項 10 他課及び他グループに属しない事項
	医事グループ	<ul style="list-style-type: none"> 1 医事に関する事項 2 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
	感染症対策グループ	<ul style="list-style-type: none"> 1 結核、感染症その他の疾病の予防に関する事項 2 養育医療に関する事項 3 育成医療に関する事項 4 小児慢性特定疾患治療研究事業に関する事項 5 感染症診査協議会に関する事項
	食育推進グループ	<ul style="list-style-type: none"> 1 食育施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項 2 歯科保健に関する事項 3 専門的な栄養指導等に関する事項

衛生 指導 課	環境衛生グループ		<ul style="list-style-type: none"> 1 環境衛生関係営業に関する事項 2 そ族衛生害虫の発生の抑制その他環境衛生の改善指導に関する事項 3 温泉法に関する事項 4 水道法に関する事項 5 薬事に関する事項 6 毒物及び劇物に関する事項 7 特定建築物の衛生的環境の確保に関する事項 8 家庭用品の監視指導に関する事項 9 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事項（小動物の引取り及び収容に関する事項を除く。） 10 化製場等に関する法律に関する事項（犬の飼養又は収容のための施設に関する事項に限る。）
	小動物管理グループ		<ul style="list-style-type: none"> 1 狂犬病予防及び犬の危害防止に関する事項 2 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事項（小動物の引取り及び収容に関する事項に限る。）
	食品安全対策室		<ul style="list-style-type: none"> 1 食品の安全性の確保に関する事項 2 食中毒事件等の調査及び処理に関する事項 3 食品衛生関係営業に関する事項 4 給食施設の衛生管理の指導に関する事項
試験 検査 課	理化学検査グループ		<ul style="list-style-type: none"> 1 理化学に係る衛生上の試験及び検査に関する事項
	微生物検査グループ		<ul style="list-style-type: none"> 1 微生物に係る衛生上の試験及び検査に関する事項
	環境監視グループ		<ul style="list-style-type: none"> 1 大気汚染、水質汚濁及び悪臭の監視に係る試験及び検査に関する事項
	食肉衛生 検査所	検査第1 グループ	<ul style="list-style-type: none"> 1 と畜場法に関する事項 2 と畜場内における食肉等に係る食品衛生法に関する事項 3 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する事項 4 化製場等に関する法律に関する事項（犬の飼養又は収容のための施設に関する事項を除く。）
検査第2 グループ		<p>（精密検査を実施する場合において、検査第1グループは理化学又は残留物質に係る検査を、検査第2グループは病理又は微生物に係る検査をそれぞれ担当する。）</p>	

(2) 監査対象

上記の様に、少子高齢化社会への対策は福祉局と保健局を中心に実施されているが、その財務事務は多岐にわたり、他部局でも高齢者対策や母子を含む子育てや家庭対策が実施されている場合がある。そこで、今回少子化対策の監査対象は、福祉局こども福祉課の事務を中心とし、必要の都度他の課所も対象としている。また、高齢社会対策の監査対象は、福祉局長寿福祉課の事務を中心としている。

監査対象事業は、金沢市福祉健康局（平成23年度当時）が発行した「金沢の福祉と保健 平成23年度」に掲載されている、こども福祉課と長寿福祉課の事業のうち、予算額の大きい事業を対象とした。また、介護保険の事業についても保険料の徴収事務を中心に一部対象としたが、介護保険の要介護認定や給付そのものは対象としていない。

第3 外部監査の結果

第1章 総論

1 金沢市の少子高齢化の現状

金沢市の合計特殊出生率の推移は、下表1のとおりである。

表1 合計特殊出生率の推移 (単位：人)

	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
金沢市	1.36	1.31	1.28	1.28	1.23	1.24	1.30	1.32	1.36	1.33	1.37	1.43
石川県	1.45	1.40	1.37	1.38	1.35	1.35	1.36	1.40	1.41	1.40	1.40	1.43
国	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39

また、金沢市の高齢者数の推移は下表2に示したとおりである。

表2 金沢市の高齢者数の年次別推移 (各年7月1日現在 単位：人)

年 度	総人口 (a)	65歳以上人口 (b)	構成比(%) (b) / (a)	ひとり暮らし 高齢者	在宅ねたきり 高齢者
H3	430,184	52,972	12.3	3,093	601
H4	431,989	54,708	12.7	3,394	643
H5	433,280	56,666	13.1	3,695	700
H6	435,045	59,070	13.6	4,130	808
H7	436,176	60,918	14.0	4,421	899
H8	437,526	63,357	14.5	4,805	948
H9	438,252	65,473	14.9	5,115	1,085
H10	439,372	67,740	15.4	5,998	1,199
H11	439,768	69,771	15.9	7,684	1,220
H12	440,779	71,470	16.2	7,897	1,386
H13	441,282	73,881	16.7	8,484	1,455
H14	442,125	75,834	17.2	9,589	1,302
H15	442,216	77,743	17.6	9,738	1,584
H16	442,198	79,006	17.9	10,076	1,694
H17	441,662	80,769	18.3	11,526	1,967
H18	442,015	83,183	18.8	12,085	2,024
H19	442,500	86,534	19.6	12,968	2,136
H20	443,092	89,626	20.2	13,489	1,736
H21	443,862	92,636	20.9	13,590	1,267
H22	445,418	94,334	21.2	13,888	1,134

(注) 人口は住民登録人口による。

(注) ひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者の数は「金沢市ねたきり、ひとり暮らし高齢者実態調査」の結果による。

中核市市長会のホームページに掲げられている都市要覧によれば、中核市41市のうち、高齢化率は下関市の28.2%が最も高く、豊田市の17.1%が最も低いが、41市の平均は22.4%となっている。

金沢市の高齢化率は21.3%であり、41市のうち14番目に低く、41市平均を1%程度下回っている。さらに下表3はこの内、金沢市を含む人口40万人台の中核市14市の高齢化率の状況であるが、金沢市の高齢化率は14市中5番目に低く、平均よりも0.8%下回っている。

表3 都市別高齢化率（人口40万人以上中核市）

順位	中核市	人口	高齢化率
1	横須賀市	423,821人	25.1%
2	長崎市	441,248人	24.9%
3	富山市	417,046人	24.3%
4	岐阜市	410,426人	23.9%
5	尼崎市	458,754人	22.8%
6	福山市	465,273人	22.8%
7	東大阪市	487,341人	22.7%
8	倉敷市	475,040人	22.2%
9	高松市	422,832人	22.2%
10	金沢市	445,100人	21.3%
11	宮崎市	401,658人	21.2%
12	大分市	471,752人	20.2%
13	西宮市	472,055人	19.3%
14	豊田市	408,257人	17.1%
平均			22.1%

(注)人口は、平成23年3月末現在の住民基本台帳登録人口。

2 高齢社会への対応としての少子化対策について

我が国は、急速な高齢化に直面しており、国としても様々な問題に取り組まなければならない。少子高齢化社会の問題の中で、とりわけ給付と負担という問題においては、増え続ける高齢者数に対応して、負担する世代の減少に歯止めをかけるべく、少子化対策の必要性が語られることも多い。このことは、少子化対策基本法の前文にも次のように明記されている。

少子化対策基本法（抜粋）

（前文）

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我々は、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面している。しかしながら、我らはともすれば高齢社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という、社会の根幹を揺るがしかねない事態に対す

る国民の意識や社会の対応は、著しく遅れている。少子化は、社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するためには、長期的な展望に立った不断の努力の積重ねが不可欠で、極めて長い時間を要する。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は、極めて少ない。

もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることでできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている。生命を尊び、豊かで安心して暮らすことでできる社会の実現に向け、新たな一步を踏み出すことは、我らに課せられている喫緊の課題である。

ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

こうした法の趣旨を踏まえ、金沢市は少子化対策として、子育てに対する負担軽減やワーク・ライフ・バランスなど、福祉だけでなく、保健、教育、労働など多分野にわたる子育て支援施策を中心に行ってきたところである。

3 人口減少社会への対応について

少子高齢化社会の問題は、通常は人口減少社会の問題として捉えられる。金沢市の人口の推移は表4のとおりであるが、他の市町からの転入もあり人口は継続して増加している。

しかし、金沢市が少子高齢化社会の問題と無縁というわけではない。同表の年齢構成をみると、昭和59年には10%だった65歳以上の高齢者が、平成24年には21.6%、人数にして約5万4千人（約130%）が増加したことになる。逆に、14歳以下は22.6%であったのが13.9%に、人数にして約3万2千人（約34%）が減少している。さらに、平均年齢と世帯数の推移をみると、世帯数は増え、平均年齢も徐々に上がっていることが分かる。これは、3世代家族や2世代家族が減り、核家族化と高齢者夫婦世帯、独居高齢者世帯が増えていることを示唆している。つまり、金沢市の場合、人口減少による急激な高齢化は避けられているものの、「高齢者の数そのものが増加しているという問題」と「世帯の構成員の変化による独居高齢者や高齢者夫婦世帯の見守りの問題」、「核家族という環境の中での若い母親の子育て支援の問題」などが重要な課題であると思われる。また、「児童数の地域的な偏在や入所希望年齢の低下による保育所入所困難」といった課題もある。一方で、他都市に比べて高齢化率が低く、高齢者の介護施設等も充実していることや、保育所等の充実により待機児童がないという現状がある。

少子高齢化社会の問題は多分野にわたり、それだけに福祉局長寿福祉課や福祉局こども福祉課、保健局健康総務課等多くの部署が関わっている。今後は、金沢市としての少子高齢化社会への取組において、現状の課題に対応して、横断的な政策調整を行う体制の整備が望まれる。

表4 住民基本台帳に基づく金沢市の年齢別人口および世帯数の推移（各年1月、S59は12月）

	0～14歳		15～64歳		65歳以上		総計	平均 年齢 (歳)	世帯数 (世帯)
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)		
S59	94,337	22.6	281,222	67.4	41,916	10.0	417,475	-	-
H5	75,401	17.4	302,202	69.8	55,500	12.8	433,103	37.8	-
H15	65,317	14.8	300,498	67.9	76,825	17.4	442,640	41.3	174,181
H16	64,926	14.7	299,344	67.7	78,150	17.7	442,420	41.6	175,436
H17	64,430	14.6	298,270	67.4	79,653	18.0	442,353	42.0	176,732
H18	63,854	14.4	296,648	67.1	81,725	18.5	442,227	42.4	178,382
H19	63,589	14.4	294,426	66.5	84,693	19.1	442,708	42.7	180,409
H20	63,255	14.3	291,814	65.9	87,879	19.8	442,948	43.1	182,053
H21	63,380	14.3	289,230	65.2	90,896	20.5	443,506	43.4	183,825
H22	62,860	14.1	288,206	64.8	93,586	21.0	444,652	43.7	185,995
H23	62,814	14.1	288,651	64.7	94,515	21.2	445,980	43.9	188,390
H24	62,238	13.9	287,921	64.5	96,207	21.6	446,366	44.2	190,362

【意見】

少子高齢化社会への取組において、現状の課題に対応して、横断的な政策調整を行う体制の整備が望まれる。

4 高齢社会対策の見直しについて

高齢社会対策は、当初は憲法に規定された生存権に基づき実施されていたが、財政の悪化により医療や保健部分を旧老人保健法（現在の「高齢者の医療の確保に関する法律」と「健康増進法」）に、また、介護部分を介護保険法に切り替え、無料を有料として国民に負担を求めるとともに、それらに該当しない場合のみ老人福祉法を適用することとした経緯がある。すなわち、増え続ける高齢者に対して、従前のような対策をそのまま継続していくことは財政上困難であると予測したためとった対応と考えられる。また、国の高齢社会対策大綱（平成24年9月7日閣議決定）が、年齢だけで一律に優遇している扱いについて見直しを行うものとしているように、高齢者がすべて社会的弱者というわけではない。

金沢市作成の長寿安心プランにあるように、金沢市では、老人福祉法に基づく老人福祉計画を策定し実施している。これに基づく事業の中身は各論で取り上げるが、65歳以上が一律優遇されるような事業であったり、外出できる健全な高齢者に複数のサービスを提供していたりというように、全体として高齢者に対する施策を見直す必要がないのかどうか、抜本的に検討する時期に来ていると考える。事業によっては、以前から実施していたものもあるが、団塊の世代が高齢となり、このままほとんどの事業を継続すると、増え続ける予算に対処しきれなくなることも考えられる。全体として財政負担が多くなりすぎると、本来必要な高齢社会対策そのものの持続性までが危ぶまれることにならないとも限らない。財政負担を考慮しなければ、高齢者への福祉を手厚く提供することに反対する者はいないであろう。しかし、現実には財政上の制限があるから、金沢市が本

当に提供しなければならないサービスを引き続き維持できるよう、全体として事業の再検討を行う必要があると考える。

【指摘事項】

高齢社会対策については、増え続ける財政負担を考慮し、市が提供しなければならないサービスを引き続き維持できるよう、全体として事業の再検討を行う必要がある。

5 高齢者像の見直しと高齢者福祉施策について

国の高齢社会対策大綱にあるように、我が国全体で見ると、団塊の世代が平成24年から65歳となり、平成26年にかけて65歳以上の者の人口が毎年100万人ずつ増加して高齢者層の大きな割合を占めることになる。そのため、大綱では「支えが必要な人」という高齢者像の固定観念を変更する必要があると述べている。これまで金沢市が実施している高齢者福祉施策のうち、金銭や同等物の支給をその内容としている事業のうちのいくつかは、一定の年齢に達した高齢者を一律に対象としたものであり、これはまさに一定の年齢の高齢者は一律に支えが必要な人という認識から生じているものであろう。しかし、団塊の世代が高齢者層に入ってくるこれからは、金銭やサービスの給付を一律に行うのかどうか再検討が必要である。以下に興味深いレポートがあるので紹介する。

日本銀行調査統計局が平成24年7月に発行した「最近の高齢者の消費動向について」では、家計所得が伸びない中で個人消費は緩やかに回復しているとしたうえで、その一因として団塊の世代の積極的な消費動向をあげている。このレポートの中では、団塊の世代を「アクティブシニア層」と呼び、その消費性向の高さから、企業もその消費を取り込むべく対応していると結んでいる。このレポートからは、高齢者のうち少なくとも団塊の世代は、消費意欲が旺盛な金銭的に余裕のある世代であり、この世代にまでも支えが必要な高齢者として一律に金銭やサービスを給付することは、過剰な給付という面があることも否定できないのではないかと考えられる。また、大綱では全員参加型社会の実現を目指しており、高齢者の社会参加を促すことも高齢社会対策の柱としている。したがって、この面からも高齢社会対策として一律に財政負担をするというような施策は、今後見直さなければならないと考える。

【意見】

一定の年齢に達した高齢者に対して、一律に行う施策については、多様な高齢者の実態を踏まえて、見直す必要がある。

第2章 各論1【少子化対策】

1 「かなざわ子育て夢プラン2010」の推進

(概要)

我が国では平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されたことに伴い、地方公共団体や事業主の行動計画策定を進めるなど子育て支援の推進が図られてきた。金沢市においても、平成17年に平成21年度までの5年計画として少子化対策推進行動計画「かなざわ子育て夢プラン2005」を策定し、平成21年度には、平成22年度～平成26年度の5年計画として「かなざわ子育て夢プラン2010」を策定した。「かなざわ子育て夢プラン2005」では、5つの基本方針のもと245の事業が計画、実施された。また「かなざわ子育て夢プラン2010」では、5つの基本方針のもと270の事業が計画、実施されている。なお、これらは、「次世代育成支援対策推進法」に定める市町村行動計画として位置付けられ「かなざわ子育て夢プラン2005」は前期行動計画、「かなざわ子育て夢プラン2010」は後期行動計画とされている。

表5 金沢市の少子化対策推進行動計画

名称	策定年度	対象年度	事業数
かなざわ子育て夢プラン2005	H17年度	H17(2005)～H21(2009)年度	245
かなざわ子育て夢プラン2010	H21年度	H22(2010)～H26(2014)年度	270

(1) 「かなざわ子育て夢プラン2005」の評価について

(監査手続)

行動計画の推進に当たって、「行動計画策定指針」(平成15年8月22日厚生労働省)は、「全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検しつつ、その後の対策を実施することが必要である。」としている。また、「かなざわ子育て夢プラン2010」の中で、「市民のニーズや地域社会の状況等を把握し、これまでの取り組みについて評価・見直しを行いました。」との表記もあることから、「かなざわ子育て夢プラン2005」の評価・見直し状況について確認した。

表6 かなざわ子育て夢プラン2005の評価資料(抜粋) 方向性 1:終了 2:継続 3:検討

番号	施策名	事業内容	実績・予定	担当課	事業費(千円)		方向性	指数		備考
					H20 決算	H21 予算		H20 実績	H21 目標	
1	保育所・幼稚園における乳幼児ふれあい教室の開催	保育所や幼稚園において小中高生と乳幼児のふれあい教室を開催します。	H17 保育所31ヶ所 幼稚園10ヶ所 H19 保育所40ヶ所 幼稚園14ヶ所 H20 保育所40ヶ所 H21 幼稚園10ヶ所	こども福祉課、教育総務課	-	-	2		各小学校校下に1ヶ所	

(監査結果)

その結果提供された資料は、表6にあるように、事業内容、参加者や開催回数等の実績、終了、継続といった方向性が記載されたもののみであった。これでは単に個別事業の実績の把握にすぎない。「後期行動計画策定の手引き」(平成21年3月厚生労働省)は、「前期行動計画の達成状況や住民の意識に与えた影響等を把握し、前期行動計画の評価を実施する。」としており、PDCAサイクル(計画-実施-評価-改善検討)の重要性についても言及している。前期行動計画についての評価を行い、公表している他の自治体も存在する。

「かなざわ子育て夢プラン2005」について、単に実績や目標達成状況を把握するのではなく、目標値が達成された場合であっても計画実行に当たり問題となる事項はなかったか、当初の想定と異なる要因により達成されたものなのか、達成できなかった場合はどこに問題があったのかを確認することが重要であり、そうした評価作業を行った上で、後期行動計画である「かなざわ子育て夢プラン2010」を策定すべきであった。この点については、こども福祉課では、行政経営課が行う「新規事業評価」や、財政当局による「予算査定」の過程において事業実施の妥当性が検討され、その積み重ねを踏まえたうえで、外部委員等から構成される「少子化対策推進会議」の場で意見を聴取するとともに、市民アンケートの結果に基づいて、事業を大幅に見直すなどしているとのことであったが、計画担当課であるこども福祉課が、各個別事業の担当部署での評価状況を把握することは十分に行われていなかった。

(2) 「かなざわ子育て夢プラン2010」の評価について

(監査手続)

前述のとおり「後期行動計画策定の手引き」では、「IV. 計画の評価方法の検討」で、「計画の進捗状況を点検・評価するため、個別事業(数値目標を設定した個別事業のアウトプット等)に加え、個別事業を束ねた施策レベル、計画全体の評価も実施することが望ましい。」とされている。また「具体的な内容」では、「後期行動計画においては、計画全体の進捗状況を評価するため、個別事業レベルの進捗状況(アウトプット)に加え、個別事業を束ねた施策レベル、計画レベルの進捗状況(アウトカム)も点検・評価することが重要である。」と記載されている。

金沢市の後期行動計画である「かなざわ子育て夢プラン2010」の評価状況について確認したところ、「かなざわ子育て夢プラン2005」と同様、施策名、事業内容、実績・予定(参加人数、実施回数等の記載)等、単に個別事業実績の一覧表が提出されただけであったが、その他に(1)と同様の取組がなされているとのことであった。

(監査結果)

後期行動計画においては、単に5年間の計画終了後に事業を総括するのではなく、毎年度定期的に、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していくといった弾力的な運用が求められている。すなわち、当初の後期行動計画を実行に移し、毎年度評価を加えることによって、計画期間中であっても予算をダイナミックに見直していく過程こそが重要である。しかしながら、計画担当課として、個別事業の評価について十分に把握していなかった。今後は、「かなざわ子育て夢プラン2010」において、個別事業の実績把握を行うとともに、Plan(計画)からAct(改善)に至るまでの一連のプロセスについて、より効果的に実行していく必要がある。

(3) 全体評価部署について

(監査手続き)

金沢市の過去4年間のかなざわ子育て夢プラン関連予算額は下表のとおりである。

表7 かなざわ子育て夢プラン関連予算額の推移 (単位：千円)

年度	H20年度	H21年度		H22年度		H23年度	
	予算額	予算額	増減 (対前年)	予算額	増減 (対前年)	予算額	増減 (対前年)
合計	20,645,691	21,066,231	420,540	28,718,457	7,652,226	30,034,114	1,315,657

※「かなざわ子育て夢プラン2010」は、H21策定、H22事業開始

金沢市では、各担当課が実施する個別事業をまとめる形で「かなざわ子育て夢プラン」が作成されている。

行政の各種施策の中で福祉的なサービスについては、通常、対象範囲の拡大は受益者からは歓迎される傾向にあることは異論のないところであろう。「かなざわ子育て夢プラン2010」における福祉的な子育て支援サービスについても、その実施範囲が拡大することは受益者である市民からは歓迎されるものである。しかし、当然のことながら財政には限界があるため、金沢市全体でサービスの提供について考える必要があるが、その施策の実施は各事業実施部署にまたがるため、費用対効果を考えて、どの範囲で施策を実施するかを横断的に検討することが必要である。

(監査結果)

かなざわ子育て夢プランの関連事業は、200以上に上る事業が各担当課で実施されていることから、同じような目的に対し事業が重複していないか、逆に手薄となっている部分はないか、行政サービスとしてどのような事業をどこまでやるかといった視点において、横断的な評価が必要である。現在、「かなざわ子育て夢プラン2010」の進捗状況については、金沢市少子化対策推進会議で説明、議論されている。しかし、かなざわ子育て夢プランは200以上にもおよぶ事業についての計画であることから、金沢市少子化対策推進会議における議論の充実化、横断的な評価のためにも、まずは一義的に金沢市内部において、各事業実施部署で個別事業を評価し、次に、計画全体についての責任部署（こども福祉課）で計画の総合評価を行うなど、自己評価の結果を明確にした上で金沢市少子化対策推進会議において説明し、意見を受けるといった評価プロセスが必要である。

【意見】

「かなざわ子育て夢プラン2010」については、金沢市少子化対策推進会議における議論の充実化、横断的な評価のためにも、「後期行動計画策定の手引き」に則り、まずは、各事業実施部署で個別事業を評価し、次に、計画全体についての責任部署で計画の総合評価を行うなど、自己評価の結果を明確にした上で金沢市少子化対策推進会議において説明し、意見を受けるといった評価プロセスが必要である。

2 ファミリーサポートセンター事業（平成 23 年度予算 8,737 千円）

- (1) 主旨 子育ての支援を有償ボランティアとして行いたい人（提供会員）と、その支援を有料で受けたい人（依頼会員）をそれぞれ会員登録してもらい、会員間の相互支援活動を調整することで、育児負担の軽減と市民による子育て支援活動の促進を図る。
- (2) 支援内容
- ・ 保育所、幼稚園、児童クラブの送迎とその前後の預かり
 - ・ 保育所、幼稚園、学校の休日などの預かり
 - ・ 保護者の病気、買い物などの一時預かり など
- (3) 会員の資格
- ・ 提供会員 センターが実施する講習会を受講した人
 - ・ 依頼会員 0歳～小学生の保護者 ※両方に登録可
- (4) 事務局 教育プラザ富樫
- (5) 事業開始 平成16年10月1日

（監査手続）

ファミリーサポートセンター事務局に往査し、アドバイザーに事業の実施状況に関するヒアリングを実施した。

（監査結果）

特記事項なし。

3 かなざわ子育て虹色クーポン支給事業（平成 23 年度予算 20,022 千円）

- (1) 主旨 親子が向き合って豊かな時間を共有することを支援し、安心して子どもを生み育てることができるまちづくりを推進するため、親子のふれあい支援と子育ての負担軽減を行う。
- (2) 内容 市内文化施設、スポーツ施設、ふらっとバスを親子で利用する際無料になる「お出かけクーポン」と、ファミリーサポートセンター、産後ママヘルパー派遣及び保育所等一時預かりの1時間が無料になる「おためしクーポン」を支給する。

（監査手続）

未使用クーポンの保管場所であるファミリーサポートセンターに往査し、以下の監査手続を実施した。

- ①かなざわ子育て虹色クーポン、お出かけクーポンの平成24年10月末残高について「在庫表」と「現物」数を確認した。
- ②かなざわ子育て虹色クーポン、お出かけクーポンの平成24年10月払い出し数とクーポン交付申請書の一致を確認した。
- ③平成24年9月「援助活動の報告（センター用）」の一部を閲覧し、援助活動の内容等を確認した。

（監査結果）

特記事項なし。

4 “このまち”赤ちゃん夢ギフト事業（平成 22～26 年度実施事業）

（平成 23 年度予算 29,100 千円）

- (1) 主旨 金沢に生まれた赤ちゃんの誕生を祝うとともに、親子のふれあいの大切さを

伝えるため、子どもを出生した保護者に対し、育児経験者や専門家のメッセージとともに記念品を贈る。

- (2) 支給手続
- ①育児経験者や専門家のメッセージと、記念品のリストを掲載したカタログを出生の届出の際に保護者に配布する。
 - ②保護者は、カタログの中から希望する品を選び、添付された申込書で申し込む。
 - ③申込みのあった品を、保護者の自宅へ配送する。

表8 “このまち”赤ちゃん夢ギフト事業支給品一覧表

No.	支給品（下記商品のセットでの契約） ※商品によっては色、種別等毎に契約	納入単価 (円)	備考
1	金沢九谷へその緒入れ	7,000	
2	加賀繡ベビーシューズ	7,000	H22年度のみ
3	金沢九谷兜（金彩）	7,000	H23年度から
4	金沢九谷雛人形（盛）	7,000	
5	金沢九谷食器セット	7,000	
6	親子ふくろうの置物	7,000	
7	加賀野菜セット	6,000	
8	お昼寝布団セット	7,000	
9	ベビーチェア、ストローボトル、おかゆクッカー	6,972	
10	無塗装つみき、ブロックわなげ、ジョイントマット	7,000	
11	ソフトゲート	6,090	H22年度のみ
12	授乳クッション、ひもタイプ子守帯	7,000	H23年度から
13	キッズチェスト	7,000	

(監査結果)

①ギフト商品の決定過程の検討

ギフト商品の決定については、伝統工芸品、育児用品それぞれについて公募を行っている。こども福祉課では、公募の条件として商品単価7,000円以内であることとしており、商品価値7,000円の妥当性については、ギフト商品の公募にあたって商品化されたもの、または予定されているものを条件とすることで、商品価値を担保している。

また、伝統工芸品または育児用品に限定する理由については、金沢らしいもの、子育て支援となるものといった理由である。7,000円と一律に設定していることについては、業者からの公募の際に一定の目安が必要であること、保護者がカタログから選定するため同程度の価格のものに統一したほうがよいということであった。しかし、下記②の目的に照らせば、何も伝統工芸品または育児用品や7,000円以内という金額に限定する必要性はない。最初から商品内容とその金額まで限定されており、その金額の根拠も曖昧でギフトを贈ること自体が目的となっている。

②目的、効果からの検討

“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業は、少子化対策推進行動計画「かなざわ子育て夢プラン2010」のうちの「基本方針1. 親と子どもが心豊かに社会と向きあえる子育て環境をつくる」-

「基本施策1. 子育てに対する意識の向上」－「(1) 親子が向きあう時間を大切にする意識の醸成」の取組の一事業として位置づけられている(表9のとおり)。

表9 かなざわ子育て夢プラン2010における“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業の位置づけ

基本方針1	親と子どもが心豊かに社会と向きあえる子育て環境をつくる
基本施策1	子育てに対する意識の向上
(1)	親子が向きあう時間を大切にする意識の醸成
事業	このまち赤ちゃん夢ギフト

「金沢市の福祉と保健 平成23年度」では、「育児経験者や専門家のメッセージとともに記念品を贈る」とされている。しかし、実際には「専門家」は含まれておらず、メッセージについても子ども一人ひとりに対しメッセージをつけるのではなく、ギフトカタログの1ページに5つのコメントが載せられているものである。

このように、事業予算はすべてギフト代金が占めており、ギフトを贈ることが事業の目的に合ったものでなければならない。しかし、伝統工芸品や加賀野菜、育児用品といったギフトを贈ることと、上記の基本方針、基本施策目的との直接的な結びつきは認められない。

そもそも、「子育て夢プラン2005」においては、施策目的「経済的負担の軽減」の中で「ようこそ赤ちゃん子育て必需品支給事業」として行われており、10,000円の育児用品がギフトとして贈られていた。客観的にはギフトを贈ると同じ内容の事業で金額が変わったものという見方ができる。「経済的負担軽減」から「子育て意識の向上」というように目的が変わったため、金額が10,000円から7,000円になったということもできるが、目的が変わるのであれば事業内容の根本的な見直しが行われるはずである。

この点についてこども福祉課では、「消耗品の選択が多い、市の財政負担が大きい。」等の従来制度の問題点について、「子育て意識の向上」の目的に従って見直しを図っている。

また、事業の実施により、どのような効果があったのかについて、当事業単独でかつ短期間で推し量ることは困難とはいえ、評価は行っておらず、事業の効果は曖昧である。

③アンケートとの関連性の検討

金沢市では、「かなざわ子育て夢プラン2010」の策定にあたり、市民の子育てに関する生活実態や要望・意見等を把握し、プラン策定の基礎資料とするためアンケートを実施しており、“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業は、「①行政が行っている子育て支援」、「②少子化に歯止めをかけるための施策」、「③大人になっても住み続けたいと思うまちにするために」というアンケートの結果に基づくものである。

表10 かなざわ子育て夢プラン2010策定時アンケート

“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業に関連する項目

アンケート項目
①行政が行っている子育て支援
②少子化に歯止めをかけるための施策
③大人になっても住み続けたいと思うまちにするために

アンケート結果を査閲したところ、上記①に対する回答としては、「子育てしやすい環境にするために、支援をさらに充実させる必要がある」という回答が各年代で多かった。しかし、「支援をさらに充実させる」という回答はあまりに支援という意味の幅が広く、この回答と“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業との関連性も明確ではない。

また、上記②についての回答では「保育所や幼稚園の費用負担の軽減」、「教育費の負担軽減」、「親の勤務時間に合わせた保育の実施」、「児童手当などの拡充」といった内容の割合が高かった。上記③については、「雇用確保のための企業誘致」、「住宅環境の整備」、「市内公共交通機関の利便性向上」といった内容の割合が高かった。②、③の回答についても、“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業と直接的な関連性はない。

④結論

上記「ギフト商品の決定過程」、「目的、効果」、「アンケートとの関連性」の観点から検討したが、“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業については事業実施についての目的、効果がやや曖昧である。なお、金沢市では、“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業の他にも、生命（いのち）の絆「緒つつみ」事業として、金沢に生まれた赤ちゃんの誕生を祝うとともに、生命の絆を再確認するため、へその緒を包む二俣和紙（緒つつみ和紙）にメッセージを添えて贈るという事業も行っている。また、前述のとおりかなざわ子育て虹色クーポン支給事業として、親子のふれあい支援と子育ての負担軽減を行うという主旨で、市内文化施設、スポーツ施設、ふらっとバスを親子で利用する際無料になる「お出かけクーポン」と、ファミリーサポートセンター、産後ママヘルパー派遣及び保育所等一時預かりの1時間が無料になる「おためしクーポン」を支給する事業も実施している。

表11 類似事業比較

No.	事業	事業の内容
i	“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業	金沢に生まれた赤ちゃんの誕生を祝うとともに、親子のふれあいの大切さを伝えるという主旨で、子どもを出生した保護者に対し、育児経験者や専門家のメッセージとともに記念品を贈る。
ii	生命（いのち）の絆「緒つつみ」事業	金沢に生まれた赤ちゃんの誕生を祝うとともに、生命の絆を再確認するため、へその緒を包む二俣和紙（緒つつみ和紙）を、メッセージを添えて贈る。
iii	かなざわ子育て虹色クーポン支給事業	親子のふれあい支援と子育ての負担軽減をおこなうという主旨で、市内文化施設、スポーツ施設、ふらっとバスを親子で利用するとき無料になる「お出かけクーポン」と、ファミリーサポートセンター、産後ママヘルパー派遣及び保育所等一時預かりの1時間が無料になる「おためしクーポン」を支給する。

表11は、これらの事業内容の比較であるが、事業の内容から見ると、iとiiはメッセージを贈

るという部分で重複している。また、24ページの「②目的、効果からの検討」に記載の“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業の基本施策（１）「親子が向きあう時間を大切にする」という点では、iiiと支援の内容が重複していると言える。さらに、上記アンケート①については、「何もかも支援しすぎると、親が親としての自覚が持てなくなるのではと心配している。」という回答もある。

誕生日祝いのギフトなど一律に贈呈する事業については、受け取る側ではそれほど必要としていなくても、無償であるならば受領するというケースもありうることから、効果が曖昧になりがちである。しかし、市民の税金を使った施策であり、一部市民のみが受益者となる以上、税金を負担しているが利益を受けない市民に対し、その目的や効果を十分説明できる施策を行う必要がある。たとえば、他の自治体では官民一体となり4人目以上の子どもが生まれた家庭に軽乗用車1台を3年間無償で貸し出す事業を行っている例もある。また、ギフトを贈る場合でも、生活が困窮する中で子どもを出生した家庭に対して必要不可欠な育児用品を贈るといったように、事業の目的やその効果を明確にして実施する必要がある。

“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業は、平成22～26年度の実施事業とされており、5年間の事業予算は表12のとおり1億円以上の金額となることが見込まれる。「意識の醸成」という目的達成のため、様々な機会をとらえて施策を展開することの重要性は認められるが、上記ii、iiiの事業を実施してもなお、当該事業を実施する必要があるか、十分に検証のうえ、見直しを検討する必要がある。

表 12 “このまち”赤ちゃん夢ギフト事業事業費（平成 22～26 年度実施事業）

年度	H22 年度 実績（※）	H23 年度 実績	H24 年度 予算
決算額（千円）	16,726	28,706	27,950

※当事業は平成 22 年 7 月から実施

【意見】

“このまち”赤ちゃん夢ギフト事業については、他の類似事業を実施してもなお実施する必要があるか、十分に検証のうえ、見直しを検討する必要がある。

5 かなざわ子育て夢ステーション（平成 23 年度予算 21,170 千円）

- (1) 主旨 身近な地域における子育て支援機能の強化を目的に、保育所・幼稚園・児童館を活用し、妊産婦や子育て中の親、次代の親となる子どもたちの交流や、学びによる地域の育児力の向上をめざす。
- (2) 内容
- ・子育て支援事業
 - ・子育て人材育成事業
- 子育て人材育成事業は、子育て支援事業を実施する私立幼稚園（または私立保育所）からの企画提案により実施する地域の子育てを支援する人材の育成のための事業をいう。

(監査結果)

①成果内容の把握について

子育て支援事業だけでなく、人材育成事業においても、その成果を把握する必要がある。たとえば、平成18年度版「少子化社会白書」では、子育て支援の人材に関し、子育て経験がある主婦をはじめ、学生のボランティア、さらには、定年退職後職場から地域に戻ってくると予想される大量の「団塊の世代の退職サラリーマン」が想定されている。また平成23年度版「子ども・子育て白書」では、「子育てサポーターリーダー」(*1)が紹介されている。

平成23年度の私立保育所での子育て人材育成事業について、金沢市は、参加人数は確認しているものの、事業の結果どのような人材が育成され子育て支援に活用されたかといった事業の成果についての把握、分析が行われていない。また、私立幼稚園での子育て人材育成事業については、参加人数の把握すら行われていない。

かなざわ子育て夢ステーション事業においては、「地域の人材を育成する」とあるが、具体的に子育て支援の人材としてどのような人材を対象とし、どのように子育て支援に活用するかという人材育成の対象や成果についての方針が明確でないため、人材育成の評価が出来ない現状である。事業の評価にあたっては、人材育成の対象と事業の成果について一定の考え方を明確にし、単なる参加者数の把握に留まらず、どのような子育ての人材が育成され、どのように子育て支援に効果を発揮しているかを評価することが必要である。

*1:友人のような関係で子育て相談に応じる存在としてこれまで全国的に配置されてきた「子育てサポーター」の資質向上を図る「子育てサポーターリーダー」

【意見】

かなざわ子育て夢ステーション事業の評価にあたっては、人材育成の対象と事業の成果について一定の考え方を明確にし、単なる参加者数の把握に留まらず、どのような子育ての人材が育成され、どのように子育て支援に効果を発揮しているかを評価することが必要である。

②人材育成事業の再構築について

子育て支援の人材としては、前述のとおり、子育て経験のある主婦、学生のボランティア、退職サラリーマン等と地域の拠点施設の運営を支えていく「子育てサポーターリーダー」が挙げられる。

かなざわ子育て夢ステーション事業の子育て人材育成事業においては、保育所からの企画提案に基づき保育所で子育て人材育成事業が行われている。保育所からの企画提案で行われている事業の内容は、中学生、高校生を対象とした子どもとのふれあい体験などが中心となっており、子育て支援の人材として即効性がある事業とは言えない。また、退職サラリーマンについては、幼稚園、保育所が企画設定主体の場合、参加者は限られてしまう。

「かなざわ子育て夢プラン2010」によると、人材育成事業は、かなざわ子育て夢ステーション事業におけるもの(下記のNo.65)以外にも、下表13の「64 子育て地域人材養成事業」、「68 フレッシュ学生まちなかサロンの実施」などの事業が実施されている。

表13 子育て夢プラン2010掲載の人材育成事業一覧

No	施策名	事業内容	担当課
59	保育士・幼稚園教諭等の研修の充実	保育にたずさわる職員が、その専門性を高め、個に応じたきめ細やかな質の高い保育サービスの提供と適切な保護者支援を行うことができるよう研修の内容を充実します。	教育プラザ富樫（研修相談センター） こども福祉課
60	児童館厚生員、児童クラブ指導員研修制度の充実	地区の児童館、児童クラブの指導員の資質向上のため、研修制度を充実します。	こども福祉課
61	主任児童委員研修の充実	主任児童委員としての職務上に必要な知識を習得するための研修会を実施します。	こども福祉課
62	子育てサロン、金沢こども広場スタッフの研修の充実	子育てサロンや金沢こども広場のスタッフの資質向上のため、研修会を実施します。	こども福祉課
63	地域子育て応援隊の派遣	地域の子育てサロンに保育士を派遣し、スタッフに手遊び等を教えます。	城北児童会館
64	子育て地域人材養成事業（家庭教育サポーターの養成）	地域において子育ての悩みや疑問の相談を受けたり、家庭教育に関する意識啓発を行う家庭教育サポーターを養成します。	生涯学習課
65	地域子育て人材育成事業	地域の人材を育成するための事業をかなざわ子育て夢ステーション（保育所・幼稚園）で実施します。	こども福祉課 教育総務課
66	中高年齢者子どもサポーター育成事業	地域活動に携わる中高年齢者の指導者としての資質を高めるため、「子ども」を知るための研修会を開催します。	生涯学習課
67	金沢こども料理塾サポーター養成講座	地域活動に携わる中高年齢層を対象として、子どもたちが楽しく安心して料理に取り組めるようにサポートを行う人材を養成します。	近江町交流プラザ
68	フレッシュ学生まちなかサロンの実施	地域大学との協働によるまちなか子育てサロンの企画・運営を通じて、学生主体の地域貢献についての実践研究を行います。また、将来親となる大学生・短大生が、子育てのすばらしさや、家庭を築くことの大切さを学びます。	こども福祉課

表中「66 中高年齢者子どもサポーター育成事業」は、参加者の減少から平成22年度で事業が終了し、平成23年度からは、中高年齢者に限らず地域全体で子どもを支える活動に携わる又は関心のある市民を対象とした「子どもサポーター支援事業」に統合したが改善が見受けられず、平成24年度に事業を廃止している。生涯学習課では、平成25年度以降の子どもを支える指導者の育成については、事業を再編し、内容を充実させた新規事業の展開に向け検討中とのことである。

幼稚園、保育所からの企画提案に基づき実施されている「65 かなざわ子育て夢ステーション

ン」事業の「子育て人材育成事業」は、「64 子育て地域人材養成事業」や「68 フレッシュ学生まちなかサロンの実施」等他の事業と重複している部分がある。また、生涯学習課が「66 中高年齢子どもサポーター育成事業」を廃止し、次年度以降事業を再編し、見直していることも踏まえ、かなざわ子育て夢ステーション事業の子育て人材育成事業について、中学生・高校生のみならず、即効性のある人材を対象とした事業も検討するとともに、地域の子育て支援施設である保育所・幼稚園からの企画提案も踏まえながら、他の企画も検討すべきである。

【意見】

かなざわ子育て夢ステーション事業における子育て人材育成事業について、中学生・高校生のみならず、即効性のある人材を対象とした事業も検討するとともに、地域の子育て支援施設である保育所・幼稚園からの企画提案も踏まえながら、他の企画も検討すべきである。

6 保育所（通常保育平成23年度予算 9,112,701千円）

(1) 金沢市内の保育所

(概要)

保育所は、保護者の仕事や病気などのため家庭で保育することができない場合に、保護者に代わって就学前の乳幼児を保育する児童福祉施設である。

平成23年4月1日現在、金沢市には、市立保育所13ヶ所、私立保育所97ヶ所、県立保育所1ヶ所の合計111ヶ所の保育所がある。

図14 保育所数年次推移

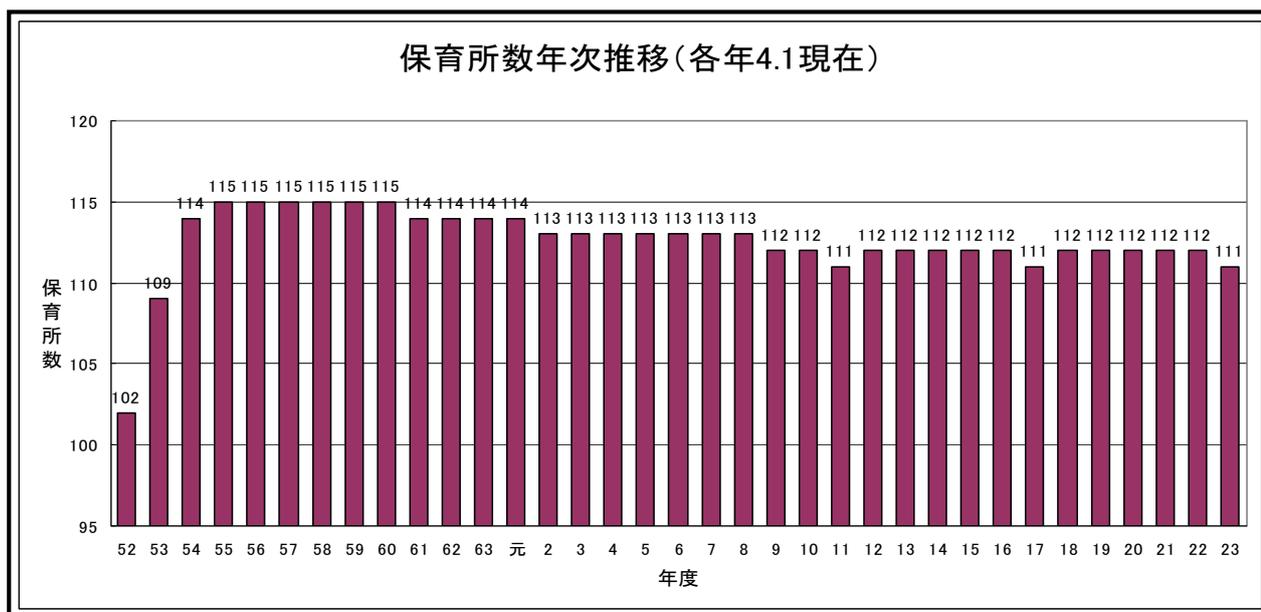


表15 保育所の職員数

(平成23年4月1日現在)

区分	保育所数	定員	所長	保育士	調理員	保健師等	計
市立	13ヶ所	1,201人	13人	139人	19人	0人	171人
私立	97	10,024	97	1,841	297	234	2,469
県立	1	90	1	11	3	1	16
計	111	11,315	111	1,991	319	235	2,656

表16 保育所運営費の年次推移

経営主体	施設数			保育児童数						運営費		
	H21	H22	H23	H21		H22		H23		H21	H22	H23
				3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児			
市立	13ヶ所	13ヶ所	13ヶ所	9,318人	5,069人	9,289人	4,965人	9,100人	5,273人	874,883千円	871,168千円	901,908千円
私立	98	98	97	75,393	49,435	73,810	51,350	74,602	52,329	8,765,031	8,923,540	8,978,601
県立	1	1	1	758	277	705	335	712	389	56,760	63,479	70,727
管外	—	—	—	331	472	393	431	398	455	63,815	60,318	63,373
計	112	112	111	85,800	55,253	84,197	57,081	84,812	58,446	9,760,489	9,918,505	10,014,609

(注) 市立は運営費相当額である。

(注) 21年度・22年度は決算、23年度は当初予算の額である。

平成23年度 私立保育所運営費等補助予算一覧表

(単位：千円)

名 称		予算額	前年度 予算額	対増減額	内 容
運 営 費 補 助	給与等改善費補助	3,100	8,600	△5,500	運営費、民間施設給与等改善費に含まれる保育士、調理員の人件費と市が補助対象とした人件費（実支払額と市格付相当額を比較して少ない方）の不足分を補助
	保育体制 充実費補助	7,500	9,300	△1,800	経験豊かな保育士を正規雇用するため、運営費の民改費に1%分加算
	保育士定数 改善費補助	441,600	464,600	△23,000	保育士の国配置基準と市配置基準の差を補助
	いつでも入所対応 保育士配置 支援事業	75,000	63,000	12,000	年度途中の入所の一般化に対応するため、年度当初から市配置基準を超える保育士を確保している保育所に対し補助
	調理員定数 改善費補助	47,000	50,000	△3,000	臨時調理員、パート調理員を配置することにより、調理員の労働軽減と給食業務の向上を図る
	産休等代替 職員費補助	22,000	20,500	1,500	職員の出産、傷病のため、臨時に代替職員を雇用した場合に、代替職員に係る人件費を補助
	運営特別 対策費補助	24,700	21,600	3,100	定員40人以下の施設に対し、より小さい定員が適当と認められる施設に対し、市独自に小規模施設認定をし保育単価差を補助（小規模保育所） 夜間保育所で、夜間保育に従事する職員に対し、夜間勤務手当を支給した経費を補助（夜間保育所）
	統合保育費補助	92,000	122,000	△30,000	障害児保育の円滑実施に要する人件費を補助
	計	712,900	759,600	△46,700	
職員感染症対策費補助		13,000	13,000	0	伝染病、食中毒を防止し、児童の衛生面での安全を確保するため職員の検便に要する経費を補助（一般腸内細菌および腸管出血性大腸菌検査）
改修費等補助		323,600	155,000	168,600	保育所の施設および設備の整備等に要する経費を補助
大型遊具設置費補助		1,200	1,700	△500	大型遊具の設置に要する経費を補助（補助限度額すこやか保育遊具整備事業費120万円、体力づくり遊具整備事業60万円）
延長保育費補助		514,000	519,000	△5,000	11時間を超えて児童を保育する施設に対してその費用の一部を補助
一時預かり費補助		62,100	62,800	△700	保護者の病気等により、一時的に保育に欠ける児童を短期間保育するための費用を補助
休日保育費補助		20,900	20,000	900	日曜、祝日に児童の保育をする施設に対して補助
地域活動費補助		6,360	6,360	0	地域活動事業を円滑に実施するための費用を補助
保育所子育て夢ステーション事業費補助		16,400	20,200	△3,800	保育所に入所している親子への子育て支援や、地域の住民が、子育てを助けることができるよう人材育成を行う保育所に補助
病児一時保育費補助		87,490	71,130	16,360	児童の発病に際し、保護者が勤務の都合により緊急に対応できない場合に保護者に代わり病児の看護や一時保育を行う施設に対して補助
年末保育サービス費補助		1,900	1,900	0	年末の12月29日、30日において、保護者が勤務等の都合により、家庭保育ができない場合に、開所し保育を行う保育所に対し補助
地域子育て支援センター設置費補助		40,400	40,600	△200	子育て家庭に対する育児相談等地域の保育ニーズに積極的に対応する保育所に対し、人件費および事業費を補助

名 称	予算額	前年度 予算額	対増減額	内 容
保育団体等補助	650	650	0	保育所長等研修事業に要する経費を補助
こどもすくすくランド 開催費補助	1,600	1,600	0	こどもすくすくランド開催費を補助
合 計	1,802,500	1,673,540	128,960	

(特別保育)

①夜間保育所〔児童福祉法〕(平成23年度予算 4,920千円)

ア 主旨 夜間就労機会の増加、勤務形態の多様化に対応し県内初の都市型保育所を開設。

イ 実施保育所

実施保育所	開設年月日	保 育 時 間	定 員
野町夜間保育園 (野町3-24-32)	昭和63年7月1日	通常保育 (午前11時から午後10時まで) 延長保育 (午前11時以前、午後10時から 午前2時まで)	40名
双葉第二保育園 (香林坊2-5-24)	平成12年4月1日	通常保育 (午前11時から午後10時まで) 延長保育 (午前11時以前)	30名

②休日保育所 (平成23年度予算 20,900千円)

ア 主旨 日曜・休日を勤務日とする就労形態の事業所に、保護者が働くことによって保育に欠ける児童の健全育成を図るため、市内7ヶ所の私立保育所を「休日保育所」に指定のうえ、休日保育を実施する。

イ 開設 平成元年4月1日

ウ 実施保育所 石川県済生会保育園 金沢市本町1丁目2番16号
愛育保育園 金沢市小將町8番23号
第一善隣館保育所 金沢市野町3丁目1番15号
瓢箪町保育園 金沢市瓢箪町8番22号
双葉保育園 金沢市香林坊2丁目5番24号
双葉第二保育園 〃
みなと第2保育園 金沢市桂町38街区1

エ 対象児童 (保護者) 上記7ヶ所の保育所において保育される児童のうち、休日保育を希望する者。

オ 対象児童の
休みとなる日 「休日に見合う日数分」を平日に休むものとする(「保護者が休みとなる日」に合わせてあらかじめ設定する)。

③延長保育事業 (平成23年度予算 514,000千円)

ア 主旨 児童の保護者の就労時間、通勤時間等によるやむを得ない事情のため通常の保育時間を超える時間に保育を常時必要とする児童を対象に、通常の保育時間を超えて保育を行う。

イ 事業開始 昭和58年4月1日

ウ 実施保育所 110ヶ所

エ 延長保育時間 ・昼間保育所 概ね午後6時を超え最長午後10時まで
・夜間保育所 午前9時から午前11時まで及び午後10時を超え午前2時まで

オ 保護者負担 通常保育料のほかに別途負担が必要

④統合保育事業〔金沢市統合保育事業実施要綱〕

- ア 主旨 保育所に入所する児童の心身の発達に遅れ等があるとき、その発達を助長し、社会への適応性を高めるため、必要とされる個別的配慮を行い、他の児童とともに集団で保育を行う。
- イ 事業開始 昭和49年4月1日
- ウ 対象児童 心身の発達の遅れ等の程度が中度または軽度の保育に欠ける児童で、金沢市統合保育指導委員会で一般の児童とともに集団で保育を行うことが可能と判断された児童

⑤24時間型保育事業〔金沢市24時間型保育事業実施要綱〕

- ア 主旨 深夜にわたって勤務されている方の「子育て」と「仕事」の両立を支援するため、昼間の保育に引き続き翌朝まで保育を行う。
- イ 事業開始 平成7年7月1日
- ウ 実施保育所 金沢市立中村町保育所（金沢市中村町15番7号）
- エ 実施日 毎週 月曜日～金曜日（当日または翌日が祝祭日のときは実施しない）
- オ 1日あたりの受け入れ児童数 概ね5名
- カ 対象児童 市内保育所の入所児童で、昼間の保育に併せ保護者が夜間勤務をしている児童
- キ 保護者負担 通常の保育料とは別に、1回につき2,000円（午後10時までは300円、午前1時までは500円）

⑥年末保育サービス事業〔金沢市年末保育サービス事業実施要領〕（平成23年度予算 500千円）

- ア 主旨 年末12月29日、30日に保育所を開所し、保護者が勤務等の都合により年末に家庭での保育ができない「働く家庭」の子育て支援を図る。
- イ 事業開始 平成7年4月1日
- ウ 対象児童 保育所通所中の児童で年末保育を必要とする児童
- エ 保護者負担 通常の保育料とは別に、1日につき3歳未満児1,700円、3歳以上児1,100円、同一世帯で2人以上利用する場合は、第2子については2分の1相当額（第1子・第2子がともに3歳未満児のときの第2子目は3分の1相当額）

（監査手続）

金沢市の保育所における児童の入所状況等について、担当課から資料の提供を求め、ヒアリングを行った。

（監査結果）

平成23年4月1日現在、金沢市には111ヶ所の保育所があるが、その定員数合計 11,315人（図17）、利用児童数11,325人（表18）、待機児童数はゼロであり、都市部において見られるような待機児童に係る問題点は認められなかった。

図17 保育所定員数年次推移

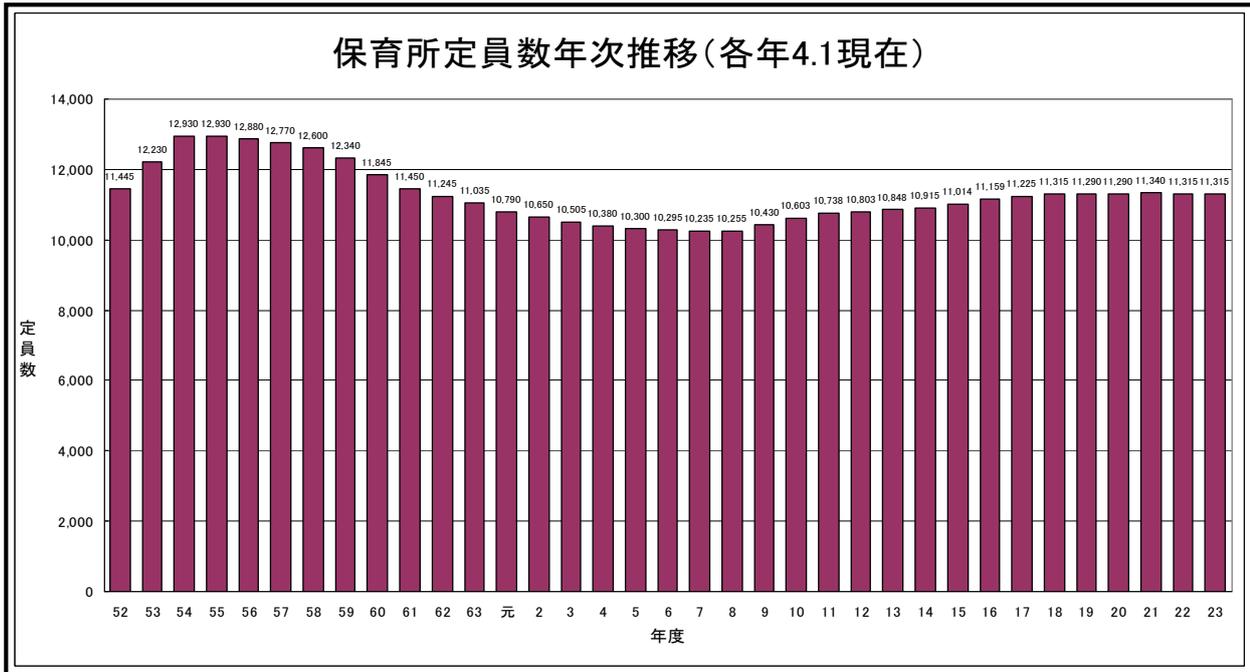


表18 保育所階層別保育児童数 (平成23年4月1日現在)

区分	経営別	A	B	C1	C2	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8	D9	計
3歳以上児	市立	4	80	10	40	52	14	80	89	33	95	91	160	22	770
	私立	26	501	161	347	236	129	564	509	286	712	795	1673	254	6193
	県立		1	1	2		2	4	4	2	7	7	23	6	59
	管外		5	1			1	1	4	1	1	1	13	6	34
(人)	計	30	587	173	389	288	146	649	606	322	815	894	1869	288	7056

区分	経営別	A	B	C1	C2	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8	D9	計
3歳未満児	市立		32	6	30	26	7	37	47	22	53	56	80	10	406
	私立	13	263	81	246	139	94	362	339	179	487	591	920	152	3866
	県立		1				1	2	1	2	7	4	13		31
	管外		2	3	2	1		1	3	1	7	6	9	5	40
(人)	計	13	298	90	278	166	102	402	390	204	554	657	1022	167	4343

(2) 保育所への入所決定と保育料の決定、減免

(概要)

平成23年4月1日現在、金沢市には111ヶ所の保育所があるが、保育所への入所決定、保育料の算定、減免、徴収及び滞納整理の一連の手続きにつき、金沢市が行っている。

①保育所への入所決定について

保育所への入所決定においては、保育所入所申込書等の提出書類をもとに、保育に欠ける事由等

（「金沢市における保育の実施に関する条例」第3条各号）を総合的に判断し、入所の可否を決定している。入所が決定された場合には、保護者あて保育所入所決定通知書を送付し、通知している。

また、既に保育所に入所しており次年度も入所を希望する場合には、入所継続届出書の提出を求め、保育料の納付状況も勘案の上、入所継続の審査を実施している。

金沢市における保育の実施に関する条例（抜粋）

第3条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 前各号に類する状態にあること。

②保育料の決定について

保育料については、「金沢市における保育の実施に関する条例」及び「金沢市における保育の実施に関する条例施行規則」を定めており、保育児童の属する世帯の前年の所得税の額または前年度の市民税の額により階層区分を設け、これに児童の年齢に応じて金額を設定している。

また、保護者への保育料の決定通知は、保育料納入通知書の発行により行われている。

金沢市における保育の実施に関する条例（抜粋）

第4条 保育の実施に係る児童の保護者は、保育の実施に要する費用のうち、徴収金として市長が規則で定める額を納入しなければならない。

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則（抜粋）

第5条 条例第4条に規定する徴収金として市長が規則で定める額は、別表第1及び別表第2に定める額とする。

- 2 市長は、保育児童の保護者及びその同居の親族(家計の主宰者である場合に限る。以下同じ。)の所得税の額及び市町村民税の額(以下「所得税額等」という。)を基準として、保育料を算定する。ただし、所得税額等が明らかでない場合その他市長が必要があると認める場合は、当該保護者及びその同居の親族の収入月額を基準として、算定するものとする。

児童福祉法（抜粋）

第 51 条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

（中略）

(4) 市町村の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用

(5) 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用

（中略）

第 56 条

（中略）

3 第 50 条第 6 号の 2 に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第 51 条第 4 号若しくは第 5 号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

なお、平成 23 年度の保育料（月額）は、下表 19 の通りである。

表19 平成23年度の保育料（月額）

階層 区分	各月初日の保育児童の属する世帯の課税状況	保 育 料（月額）	
		3 歳以上児	3 歳未満児
		（1 人につき）	（1 人につき）
A	生活保護法による被保護世帯 及び 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の世帯	0 円	0 円
B	市民税非課税世帯	2,400	3,500
C	1 市民税均等割の額のみ世帯	6,500	9,500
	2 市民税所得割課税世帯	9,400	12,400
D	1 所得税の額 5,000円未満の世帯	13,100	16,200
	2 所得税の額 5,000円以上 8,500円未満の世帯	16,600	19,100
	3 所得税の額 8,500円以上 25,000円未満の世帯	21,500	23,600
	4 所得税の額 25,000円以上 40,000円未満の世帯	23,400	29,500
	5 所得税の額 40,000円以上 47,500円未満の世帯	25,300	35,100
	6 所得税の額 47,500円以上 70,000円未満の世帯	26,100	39,500
	7 所得税の額 70,000円以上 103,000円未満の世帯	27,800	42,700
	8 所得税の額 103,000円以上 413,000円未満の世帯		45,400
	9 所得税の額 413,000円以上の世帯		46,300

注（１）適用年齢について

３歳以上児：平成17年４月２日～平成20年４月１日に生まれた児童

３歳未満児：平成20年４月２日以降に生まれた児童

（２）第２子以降の保育所入所児童の保育料について

同一世帯で保育所に入所している児童が２人以上いる場合、第２子については２分の１相当額（第１子、第２子がともに３歳未満児のときの第２子目は、３分の１相当額）、第３子以降については無料になります。同一世帯で保育所の他、次の施設に入所・通所・通園されている場合も同様とします。

幼稚園、認定こども園、金沢こども医療福祉センターくれよんはうす、同なかよしはうす、県立ろう学校幼稚部、児童デイサービス（わくわく、ひまわり教室、医王病院、エイブル・ベランダBe、きよかわまち、就学前に限る）

（３）Ｂ階層保育料について

Ｂ階層の世帯で、その世帯が母子（父子）世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等に該当する場合は、申請により保育料が免除となります。

（４）月途中の入所・退所について

月途中に入所し、または退所した場合の保育料は、上表の保育料（月額）をもとに、日割り計算します。

（５）世帯の課税状況について

市民税については、平成22年度市民税（年間税額）が、所得税の額については、平成22年分所得税（年間税額）が対象となります。

（６）税額控除について

課税状況の欄の市民税・所得税の額については、一部の寄附金控除、配当控除、住宅取得控除、外国税額控除、住宅耐震改修控除、国税電子申告・納税システムにより確定申告した際の控除の適用前の税額となります。

注：金沢市における保育の実施に関する条例第４条を元に作成

③保育料の減免について

「金沢市における保育の実施に関する条例」及び「金沢市における保育の実施に関する条例施行規則」に基づく保育所徴収金の減免について、「金沢市保育所運営費徴収金減免要綱」を定め、一定の事由に該当する者で、その納付能力を個々の実情に応じて総合的に考慮し、適当と思われるものに対して、前述の保育料の額に減免事由の区分に応じて定めた減免の割合を乗じて得た額につき、減免事由の区分に応じて定めた減免期間にわたって、減免が行われている。

なお、平成23年度に至る過去５年間における減免先の件数（月数）及び減免実施額は、表20の通りである。

表20 保育料減免実績

年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
件数（月数）①	193	290	404	274	332
実施額（円）②	3,634,250	5,083,530	6,654,180	4,868,390	4,390,110
②／①	18,830	17,529	16,470	17,767	13,223

金沢市における保育の実施に関する条例（抜粋）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育児童の保護者の申請に基づき前条の徴収金を減免することができる。

- (1) 保育児童が疾病等で長期にわたり欠席したとき。
- (2) 保育児童の世帯が母子世帯若しくは父子世帯となり、又は保育児童の保護者の疾病、失業等により、当該世帯の所得が著しく減少したとき。
- (3) 保育児童の世帯に属する者の疾病により、高額の療養費を支払ったとき。
- (4) 震災、風水害、火災その他の災害により、保育児童の世帯が著しい損害を受けたとき。

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則（抜粋）

第6条 条例第5条の規定により保育料の減免を受けようとする保育児童の保護者は、保育料減免申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

（監査手続）

平成23年度における減免申請（児童者数単位にて107件）について、無作為に抽出した5件を対象として、減免手続が適正に行われているか、保育料減免申請書及びその添付書類、決裁伺書の確認を実施した。

（監査結果）

特記事項なし。

（3）保育料の徴収と滞納整理

①保育料納入通知書の発送について

保護者に対して、保育料納入通知書を年3回、4月から6月分の保育料につき4月、7月から9月分につき7月、10月から3月分につき10月にそれぞれ送付している。

各保護者は、この保育料納入通知書に基づき、当月分の保育料を、毎月25日までに金沢市指定金融機関に振込み、納付しなければならない。

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則（抜粋）

第5条

（中略）

- 3 保育児童の保護者は、毎月25日（その日が、日曜日に当たるときはその日の翌日、土曜日に当たるときはその日の翌々日）までに当該月分の保育料を納入しなければならない。

②保育料の納付方法について

（監査結果）

表21の通り、平成23年度の滞納繰越額残高が1百万円以上の保育所は、計28ヶ所あるが、うち、市立は9ヶ所で、市立保育所は全部で13ヶ所であるため滞納の割合は高い。これは、私立保育所においては、保護者に、保育料に教材費等の諸雑費を合わせて保育所あて納付させる（園納付）ケースが多いため徴収率は高い状況にあるが、一方、市立保育所においては、保護者は保育料納入通知書にて、毎月、当月分の保育料を金沢市指定金融機関へ納付する必要があり、結果として保育料の徴収に直接的に保育所が関わらないことが、その一因として推測される。

単なる納付遅れの防止や、納付方法の拡充による保護者の利便性向上のためにも、市立保育所にあっては、福祉的な側面を考慮しつつ口座振替制度の導入等についても引き続き、検討する余地があるものと思われる。

表21 平成23年度滞納繰越額残高1百万円以上の28保育所

経営形態	保育所名	保護者数(人)	残高合計(円)	経営形態	保育所名	保護者数(人)	残高合計(円)
	A	22	5,130,550	市立	Q	11	1,704,310
	B	10	4,017,580		R	5	1,595,960
市立	C	16	3,649,820		S	4	1,548,610
市立	D	15	3,125,430		T	9	1,540,360
	E	5	3,002,740		U	3	1,534,400
市立	F	17	2,939,340		V	6	1,418,500
	G	8	2,503,680		W	8	1,398,850
市立	H	10	2,224,260		X	4	1,156,600
	I	7	2,160,430		Y	3	1,135,500
市立	J	7	2,072,550		Z	5	1,083,100
	K	11	2,067,050		AA	8	1,016,380
	L	7	1,941,100	市立	AB	6	1,014,200
市立	M	13	1,936,570	28保育所計		251	58,379,510
	N	6	1,892,250	うち市立計		106	20,424,930
	O	14	1,810,940	平成23年度全体計			83,006,190
市立	P	11	1,758,450				

③保育料の滞納整理について

保育料の滞納は、こども福祉課の保育料システムによって管理している。

担当者は、納付者毎の消込処理を実施し、消込のされていない対象者につき保護者別・月別に抽出、保育料未納者一覧を作成の上、各保育所担当者へ配布し、滞納者の把握・管理を行っている。

なお、課内には、15人の保育所担当者がおり、1人が7～8ヶ所の保育所を担当している。毎月、納期限までに納付の無かった者（前月分の滞納者）に対しては、金沢市財務規則に基づき、督促状を送付している。督促状の送付後もなお納付が無い場合には、納付がなされるまでの間にわたり、毎月、催告書を送付している。

金沢市財務規則（抜粋）

第59条 法第231条の3又は令第171条の規定により督促するときは、納期限後20日以内に督促状（様式第33号又は様式第33号の2）を発しなければならない。

2 前項の督促状には、発行する日から10日以内において指定納期限を定めておかななければならない。

地方自治法（抜粋）

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

地方自治法施行令（抜粋）

第171条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（監査手続）

担当課に保育料の滞納整理に関する資料の提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング

を行った。

(監査結果)

ア 滞納整理の手法について

滞納者に対しては、督促状及び催告書を送付し、滞納事実とその金額を知らせるとともに、必要に応じて面談・訪問による催告や電話催告を実施しており、その内容等はメモ情報（滞納整理経過簿）に記録・保存している。平成 23 年度における滞納繰越額の発生内容について、滞納者の児童の在園・卒園の別、また、滞納者が県内に在住しているかあるいは転勤等で既に県外に在住しているかについては、下記の通りであった。

表 22 平成 23 年度滞納繰越額の内訳（在園・卒園別）

区分	保護者数（人）	滞納繰越額（円）
在園	126	22,433,890
卒園	331	60,572,300
合計	457	83,006,190

表 23 平成 23 年度滞納繰越額の内訳（県内・県外別）

区分	保護者数（人）	滞納繰越額（円）
県内	414	75,905,820
県外	43	7,100,370
合計	457	83,006,190

既に滞納者の児童の約 70%が卒園していることから、納付意識が薄れやすい状況にあり、また、保育所を通じ、あるいは保育所との協力体制による納付指導等の実施も困難な状況にあると思われるものの、その約 90%が県内に在住していることから、訪問催告など踏み込んだ徴収の強化を図ることが必要と考えられる。

また、保護者毎の滞納繰越額の発生状況は、下記の通り、500,000 円以上と多額にのぼる未納者は 43 人で計 34,415,640 円も存在し、滞納繰越額全体の約 4 割を占める状況にあり、その最高額は 1,443,700 円（県内在住・卒園）にもものぼっている。

表 24 平成 23 年度滞納繰越額（金額別）

滞納繰越額の状況	保護者数（人）	滞納繰越額（円）	1 件あたり滞納額（円）
1,500,000 円 ～	0	0	0
1,250,000 円 ～ 1,499,999 円	3	4,231,300	1,410,433
1,000,000 円 ～ 1,299,999 円	7	7,683,890	1,097,699
750,000 円 ～ 999,999 円	8	6,656,440	832,055
500,000 円 ～ 749,999 円	25	15,844,010	633,760

250,000円～499,999円	64	22,536,800	352,138
100,000円～249,999円	109	17,758,840	162,925
～99,999円	241	8,294,910	34,419
合計	457	83,006,190	181,633

上記のような分析を実施し、滞納者が卒園しているのか在園しているのか、県内在住かどうか、滞納額はどれくらいあるのかなどを把握した上で、どのような滞納整理方法が望ましいかということを検討する必要がある。これらの状況により納付の可能性は異なってくると思われるため、各担当者任せにするのではなく、滞納者の状況に応じた滞納整理方法を体系化するなど対応を図ることが望ましい。

また、具体的な催告の手法について、『「滞納金徴収整理月間」の設定について（総務局長通知）』においては、「電話催告のみに頼らず、できる限り訪問催告を行い、直接面談のうえ納付の約束を取り付けるなど、自主納付の習慣ができるまで、粘り強く催告すること。」と要請している。また、面談催告や電話催告を実施した際には、その内容等を滞納整理経過簿に記録することとされていることから、滞納整理行為の内容を確認するため、訪問記録等を閲覧した。

その結果、面談催告や電話催告等の実施頻度については、全庁的に定められた毎年7月と12月の年2回の滞納金徴収整理月間において面談や電話等による催告が集中的に行われていることがその大部分で、日常的な滞納整理業務への取組が少ないことが判明した。各滞納者から徴収するためにどのような行為を行うかについては、各保育所担当者の裁量に委ねられているのが実態であり、滞納金徴収整理月間における活動実績も、限定的であった。

また、表25の通り、年2回の面談・電話による催告も保育所と協力した個別面談による催告のケースは少なく、電話催告が中心となっている。また、不在の場合の対応について、留守電入電や伝言に留まり、その後のフォローないし継続的な滞納整理が十分に行われていないケースが多く見受けられた。

表25 滞納金徴収整理月間における活動実績（単位：件）

区分	訪問・面談件数		電話催告件数		合計
	在園宅	不在	約束	不在	
H23年7月	4	1	31	4	40
H23年12月	2	0	65	27	94

上記の活動実績は、保育料の徴収行為として十分な内容とは思えない。保育料の滞納は結果として市民負担となるものである。また、それだけでなく、誠実に支払おうとする市民と悪意を持って支払を逃れようとする者との間に著しく不公平を生じる。滞納する者にも様々な事情があり、すべてが悪意を持って滞納しているわけではない。しかし、金沢市の担当者が相手の状況に応じて、最も適切な徴収努力をしないということでは、悪意を持った滞納者から徴収できないのみならず、ある程度支払う能力も意思もある滞納者からも回収できないことになりかねない。滞納整理業務に十分な実績が伴っていないことから、当該業務を含め、担当課で事務分担や業務内容を見直す必要がある。

【意見】

保育料の滞納整理業務については、十分な実績が伴っていないことから、当該業務を含め、担当課で事務分担や業務内容を見直す必要がある。

イ 滞納繰越分納付について

平成 23 年度に至る過去 5 年間の滞納繰越額及びその発生年度別の推移は表 26、27 の通りであり、滞納繰越額の合計残高は約 93 百万円で推移していたが、平成 23 年度においては 83 百万円となり、表面上は減少している。しかし、表 28 の滞納繰越額の増減状況を見れば明らかなように、毎年多額の不納欠損処理、すなわち債権の放棄が行われており、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間の合計は 72 百万円以上にものぼる。

表26 滞納繰越額の推移

年度		H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
残高	額 (円)	93,352,420	93,414,500	93,968,229	91,038,240	83,006,190
	件数 (月)	5,581	5,425	5,297	5,152	4,753

表27 滞納繰越額の発生年度別内訳

年度		H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
現年度	発生額 (円)	23,041,360	24,449,380	23,782,575	18,591,760	14,500,660
	件数 (月)	1,300	1,310	1,338	1,113	867
1 年前	発生額 (円)	18,326,140	18,227,590	20,755,954	20,156,710	14,308,110
	件数 (月)	1,027	1,043	1,097	1,135	888
2 年前	発生額 (円)	15,358,660	16,428,180	16,543,190	18,702,100	18,478,960
	件数 (月)	938	911	927	999	1,036
3 年前	発生額 (円)	17,512,780	14,859,570	15,814,350	15,646,040	17,647,560
	件数 (月)	1,116	908	877	867	937
4 年前	発生額 (円)	1,740,440	16,950,680	14,649,070	15,444,110	15,095,980
	件数 (月)	1,097	1,093	891	860	835
5 年前	発生額 (円)	1,623,240	2,427,650	2,217,140	2,059,470	2,317,830
	件数 (月)	91	150	144	136	129
6 年前	発生額 (円)	61,600	9,650	178,500	293,400	328,440
	件数 (月)	10	2	20	25	29
7 年前	発生額 (円)	17,800	33,600	9,650	137,200	184,800
	件数 (月)	1	6	2	16	16
8 年前	発生額 (円)	10,400	17,800		7,450	136,400
	件数 (月)	1	1		1	15
9 年前	発生額 (円)		10,400	17,800		7,450
	件数 (月)		1	1		1

表 28 滞納繰越額の増減

年度		H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	
期首	残高 (円)	90,962,685	93,352,420	93,414,500	93,968,229	91,038,240	
	件数 (月)	5,526	5,581	5,425	5,297	5,152	
現年度 新規発生	額 (円)	23,041,360	24,449,380	23,782,575	18,591,760	14,500,660	
	件数 (月)	1,300	1,310	1,338	1,113	867	
減少	収納	額 (円)	10,117,875	8,173,470	6,123,766	7,090,269	8,212,850
		件数 (月)	591	455	386	385	442
	不納欠損処理	額 (円)	10,533,750	15,996,030	16,925,290	14,432,240	14,319,860
		件数 (月)	654	1,011	1,081	873	824
	合計	額 (円)	20,651,625	24,169,500	23,049,056	21,522,509	22,532,710
		件数 (月)	1,245	1,466	1,467	1,258	1,266
年度末	残高 (円)	93,352,420	93,414,500	93,968,229	91,038,240	83,006,190	
	件数 (月)	5,581	5,425	5,297	5,152	4,753	

表 29 平成 23 年度中における滞納繰越額の増減

区分	金額 (円)	件数 (月)	
H23 年度期首残高 (①)	91,038,240	5,152	
収納 (②)	H22 年度発生分	4,283,650	225
	H21 年度発生分	1,677,750	99
	H20 年度発生分	1,054,540	62
	H19 年度発生分	550,060	32
	H18 年度以前	646,850	24
不納欠損処理 (③)	14,319,860	824	
減少合計 (②+③)	22,532,710	1,266	
H23 年度中新規発生 (④)	14,500,660	867	
H23 年度期末残高 (①-②-③+④)	83,006,190	4,753	

表 30 収納率の推移

年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
現年度分	99.28%	99.23%	99.27%	99.40%	99.54%
滞納繰越分	11.12%	8.78%	6.57%	7.55%	9.02%
全体	96.85%	96.66%	96.66%	96.71%	97.02%

また、各年度の収納率の推移を現年度分と滞納繰越分とに区分して概観した表が表30である。これを見ると、現年度分の収納率に対し滞納繰越分の収納率はかなり低い。この実態に対して、担当課は、現年度も保育サービスを受けている者に滞納繰越があった場合で、保育料を収受したときは滞納繰越分ではなく現年度分に充当する事務が行われているとしている。しかし、本来で

あれば、より早く時効期限を迎える滞納繰越分に優先的に充当すべきであり、たとえ、支払意思を見せた滞納者から現年度の保育料として納入したいと申し出られても、滞納分にまず充当したいと説得しなければならない。滞納があるにもかかわらず、支払った保育料が現年度分に先に充当されることとなれば、滞納者が滞納繰越分を支払わなければならないという責任感を失うことにもなりかねない。滞納繰越整理にあたっては、より適切な納付指導をする必要がある。

【指摘事項】

保育料の滞納繰越整理にあたっては、より適切な納付指導をする必要がある。

ウ 延滞金の徴収について

延滞金に関して、地方自治法第 231 条の 3 第 2 項において、以下のように定められている。

地方自治法（抜粋）

第 231 条の 3

（中略）

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

（参考 同条第 1 項）

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

また、金沢市では、これを受けて、「金沢市税外歳入の延滞金に関する条例」を定めている。

金沢市税外歳入の延滞金に関する条例（抜粋）

第 1 条 この条例は、別に定めるもののほか分担金、使用料、加入金、手数料、国民健康保険料及び過料その他市の歳入（以下「税外歳入」という。）を定期内に納付しない者がある場合において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 の規定に基づき徴収する延滞金に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 税外歳入の納付義務者が納期限後にその税外歳入を納付する場合においては、当該税外歳入の額（1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

延滞金の徴収について、こども福祉課は、現行の保育料システムでは、各年度の完納及び延滞金の起算日を確定することが困難なためシステム改修が必要であり、事務量及び諸経費の増大が想定されること、また、保育制度改革において、保育所の認定こども園制度への移行にあたっては各施設での保育料徴収になることとされている等、制度の進展・具体化の状況を踏まえながら検討していく課題として認識しており、現状においては、保育料本体の収納率向上を優先させることとし、延滞金の徴収は行われていない。

しかし、延滞金に係る徴収規程が条例によって定められていることから、延滞金は徴収しなければならない。資力があるにもかかわらず、納付する意思のない悪質な滞納者と善良な納付者との公平性を確保する観点から、また、滞納を未然に防ぐための一つの方法として、原則として、延滞金の徴収を行うべきである。なお、当面の間は、一定額ないし一定期間以上滞納している悪質な滞納者などに対しては延滞金を課すこととし、その計算等についてもシステム対応は見送り、表計算ソフトで対応する等によって、十分に対応は可能であると思われる。

【意見】

保育料についても、延滞金の徴収を行うべきである。

エ 保育料納付誓約書の徴求について

滞納者に対しては、入所継続届出書の提出に基づく入所継続審査の際に、保育所長及びこども福祉課職員等との面談を求め、滞納事由による入所継続保留扱いを実施し、納付指導を行うこととしている。その後、滞納額の精算や分割納付の確約あるいは遂行が確認できた場合、保留を解除しているが、その際、滞納者から「保育料納付誓約書」の提出を求めることとしている。

なお、この点については、平成 15 年度の包括外部監査人によって、「保育所入所届出書の提出という現在行なわれている制度を利用し、その際に滞納者に保育所長及びこども福祉課職員等との面談を求め、滞納の減少に努める対応をすることが有効ではないか。」との保育所費に係る監査意見が示されたのを受け、平成 19 年 2 月 21 日、これに対する措置として、「保育所入所届出書の提出の際に、滞納者に保育所長及びこども福祉課職員等と面談を求め、納付指導を実施し、滞納の減少に努めている。」との措置を公表しているところである。

しかしながら、保育料納付誓約書の入手が徹底されておらず、滞納額の徴収努力が十分であるとは言い難い。

表 31 保育料納付誓約書の入手状況

年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
入手件数	10 件	12 件	5 件

また、この保育料納付誓約書には、滞納状況や納入計画が記載され、「私の保育料については、下記計画の通り納入し完納することを誓約いたします。もし、計画どおり納入ができなかったときには、滞納処分されても異議は申しません。」と誓約を行い、誓約者たる滞納者は自署捺印することから、保育料納付誓約書の提出による債務承認により時効の中断が行われるため、債権管理上、その入手は極めて重要である。保育料納付誓約書は、分割納付をする場合は提出させな

ければならない書類であり、債務の承認による時効の中断にも効力がある。よって、形式的に面接と納付指導をするだけでなく、保育料納付誓約書の入手を徹底すべきである。

【意見】

債務承認による時効の中断は、債権管理上極めて重要であることから、保育料納付誓約書の入手を徹底すべきである。

オ 滞納処分の実施について

保育料は、児童福祉法第 56 条第 10 項により強制徴収できる「強制徴収公債権」に該当する債権である。

児童福祉法（抜粋）

第 56 条

10 第 1 項から第 3 項まで又は第 7 項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第 1 項に規定する費用については国税の、第 2 項、第 3 項又は第 7 項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

また、こども福祉課内には、「保育料等の滞納整理」と題した担当者の実務マニュアルがあるが、徴収手続の段階として、滞納処分（口座・給与照会や差押）への移行が示されており、財産調査についても、「滞納額 50 万円以上、過年度からの滞納がある滞納者には、原則、銀行預金調査を行います。」と示されている。

これに従えば、滞納額が高額にのぼる場合や過年度からの滞納がある滞納者に対しては、保育料の滞納理由の信憑性や資産背景の把握に努めるべく、銀行預金調査や給与照会等の財産調査を実施する必要があると思われるが、これまでに財産調査が行われた実績はない。また、財産調査の結果を受けて、資力があるにもかかわらず納付する意思がない悪質な滞納者に対して、財産差押を実施し強制的に徴収することは、悪質な滞納者と善良な納付者との公平性を確保する観点からも、極めて有効な手段であると思われるが、これまでに、財産差押による強制徴収が行われた実績もない。

今後は、強制徴収による滞納額の縮減を図るべく、また、悪質な滞納者を未然に防ぐ観点からも、債権額が少額であり回収のために要する費用に満たないと認められるケースを除き、滞納処分の実施を検討すべきである。

【意見】

保育料の滞納額の縮減を図るとともに、悪質な滞納者の発生を未然に防ぐ観点から、債権額が少額であり回収のために要する費用に満たないと認められるケースを除き、滞納処分の実施を検討すべきである。

カ 関係課との情報交換・連携について

納付意思のない悪質な滞納者は、市の数種の公金にわたって滞納するケースも考えられるため、徴収にあたっては、関係部課との滞納者情報の十分な情報交換や連携・協力が極めて有効であり、前述の『「滞納金徴収整理月間」の設定について（通知）』においても、滞納整理事務の進め方として、「滞納者は、市の数種の歳入金にわたって滞納する例が多いので、事前に関係部課と十分連携、協力を図ること。」とし、関係課との情報交換を勧めているところである。

しかしながら、現状、担当課では、情報交換や連携・協力を求める具体的な行動はない。効率的な徴収を行い、滞納額及び不納欠損処理額の縮減を図るためには、部課内における組織的な取組は勿論のこと、関係部課と協力・連携し、全庁的な対応を行うことが不可欠と言える。悪質な滞納者等が滞納する保育料の管理・徴収業務の向上のため、徴収職員のスキルアップを図るよう検討する必要がある。

【意見】

悪質な滞納者等が滞納する保育料の管理・徴収業務の向上のため、徴収職員のスキルアップを図るよう検討する必要がある。

(4) 不納欠損処理

(概要)

地方自治法第 236 条第 1 項の規定により、納期限から 5 年を経過した保育料について、不納欠損として処理している。不納欠損とは、地方自治体が歳入として調定（歳入の所属年度、納入金額、納入義務者、納期限等を調査・決定すること）した額が何らかの理由で徴収できないまま、時効の到来等により今後も徴収の見込みが立たないことを理由に、その徴収をやむを得ず断念することをいう。5 年の時効が成立すると、保育料担当者は、不納欠損となった保育料をデータ管理しておき、年度末に 1 年間の不納欠損を集計し、一括して不納欠損処理を行い、財政課へ報告している。

地方自治法（抜粋）

第 236 条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5 年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

①不納欠損処理額の状況

平成 23 年度に至る過去 5 年間の不納欠損処理額の推移は、表 32 の通りであり、毎年、約 10 ～17 百万円の不能欠損処理を行っている。

表 32 不納欠損処理の年度別状況

年 度		H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	
処理額 (円)		10,533,750	15,996,030	16,925,290	14,432,240	14,319,860	
件 数 (月)		654	1,011	1,081	873	824	
内 訳	5 年前発生分	額 (円)	9,077,960	14,364,440	14,632,140	12,447,200	12,484,430
		件数 (月)	556	919	944	748	708
	6 年前発生分	額 (円)	1,423,790	1,603,590	2,249,150	1,923,740	1,731,030
		件数 (月)	95	88	130	119	107
	7 年前発生分	額 (円)	6,000	28,000	0	41,300	103,600
		件数 (月)	1	4	0	4	8
	8 年前発生分	額 (円)	26,000	0	33,600	2,200	800
		件数 (月)	2	0	6	1	1
	9 年前発生分	額 (円)	0	0	0	0	0
		件数 (月)	0	0	0	0	0
	10 年前発生分	額 (円)	0	0	10,400	17,800	0
		件数 (月)	0	0	1	1	0

また、平成 23 年度の児童者毎の不納欠損処理額は、表 33 の通り、152 名を対象に、計 14,319,860 円である。

なお、児童者毎の不納欠損処理額の最高額は 586,500 円（県内在住・卒園）にのぼっている。

表 33 平成 23 年度不納欠損処理額（金額別）

不納欠損処理額	児童者数 (人)	不納欠損処理額 (円)	児童者 1 人あたり 不納欠損処理額 (円)
600,000 円～ 円	0	0	0
500,000 円～ 599,999 円	2	1,086,900	543,450
400,000 円～ 499,999 円	2	946,500	473,250
300,000 円～ 399,999 円	2	721,100	360,550
200,000 円～ 299,999 円	21	5,168,130	246,101
100,000 円～ 199,999 円	21	3,328,630	158,506
～ 99,999 円	104	3,068,600	29,506
合 計	152	14,319,860	94,210

また、不納欠損処理額の上位 10 先の保育所は、表 34 の通りである。

表 34 平成 23 年度不納欠損処理額（保育所別処理額上位 10 先）

経営形態	保育所名	世帯数	不納欠損処理額合計 (円)
	A	4	1,586,900
市立	B	3	685,200
市立	C	4	625,650
	D	2	543,100
市立	E	6	534,170
	F	3	490,380
	G	2	475,950
	H	2	451,500
市立	I	4	415,400
	J	2	399,900
合計		32	6,208,150

（監査手続）

担当課に不納欠損処理に係る資料の提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリングを行った。

（監査結果）

ア 時効中断への配慮について

前述のとおり、滞納繰越額の滞納整理は、事実上、年 2 回の滞納金徴収整理月間中しか行われておらず、また、その対象とされる債権についても、時効が近づいている滞納繰越分を後回しとし、比較的徴収しやすい現年度分の滞納分を含む近い年度で発生した滞納繰越分の徴収から優先的に行われている。結果として、時効が近づいた滞納繰越分への取組には至らずに、休眠させた案件がそのままの状態となってしまう、5 年が経過して時効を迎え、不納欠損処理が行われたケースがあった。また、保育料納付誓約書が入手されることなく、滞納処分も実施されないままに 5 年が経過し時効を迎え、不納欠損処理が行われたケースもあった。

なお、平成 23 年度に実施された不納欠損処理額上位 5 先に対する平成 23 年度における取組状況等は、表 35 のとおりである。

表 35 平成 23 年度不納欠損処理額上位 5 先への滞納整理の取組状況

保護者	不納欠損 処理額 (円)	県内 県外 の別	年 2 回の滞納整理 月間中における 督促の有無	過去における保育料 納付誓約書の 入手
A	586,500	県内	無	無
B	500,400	県外	無	無
C	492,000	県内	無	無
D	454,500	県外	無	無

E	387,500	県内	有	無
---	---------	----	---	---

(上記対象者の過年度における不納欠損処理の実施状況及び滞納繰越額)

- A：平成23年度における不納欠損処理のほか、平成20年度、平成21年度及び平成22年度においても、それぞれ183,400円、433,750円、543,500円の不納欠損処理が実施されており、これらの不納欠損処理の合計額は1,747,150円にのぼる。
さらに、平成23年度における不納欠損処理後の滞納繰越額は、未だ1,009,850円にのぼっている。
- B：平成23年度における不納欠損処理後の滞納繰越額は、未だ327,000円である。
- C：平成23年度における不納欠損処理のほか、平成22年度に333,000円の不納欠損処理が実施されており、これらの不納欠損処理の合計額は825,000円にのぼる。
さらに、平成23年度における不納欠損処理後の滞納繰越額は、未だ479,400円にのぼっている。
- D：平成23年度における不納欠損処理後の滞納繰越額は、91,500円である。
- E：平成23年度における不納欠損処理のほか、平成22年度に42,400円の不納欠損処理が実施されており、これらの不納欠損処理の合計額は、429,900円にのぼる。なお、平成23年度における不納欠損処理後の滞納繰越額はない。

これらの案件のように、面談や電話等による催告などの徴収努力やその記録化が十分に尽くされないまま、時効を迎えて不納欠損として処理されていると思われる案件が散見される。

保育料は公的債権であることから、安易に時効の完成を待って不納欠損処理を行うことで滞納繰越額を縮減させるような債権管理は到底許されるものではない。とくに、保育料納付誓約書を提出し、一部ずつでも納付しようとしている滞納者が時効にならず、全く支払う意思のない悪質な滞納者が時効となり支払を免れるということでは、善良なる納付者との間で著しく不公正な取扱となる。滞納処分の可能性を示しながら、時効の中断等適正な手続きを実行すべきである。

イ 時効の認識誤りについて

前述のとおり、分割納付の場合は保育料納付誓約書の提出を受けることとしているが、この保育料納付誓約書の提出によって、民法第147条第1項第3号の金銭債権の消滅時効の中断事由である「債務の承認」が行われることとなる。保育料納付誓約書の提出を受け、あるいは分割納付による一部納付があった場合、債務の承認による時効の中断が行われることになるが、当該滞納者に対しても、不納欠損処理を実施している事例が見受けられたことから、どのような場合に時効が成立するのかを十分に検討する必要がある。

ウ 一部納付の時効の取扱について

保育料納付誓約書の提出を受けていない滞納額については、債務が一本化されていないため、督促によって時効が中断するものの、発生した月別に督促を行っていることから、時効は発生した月別に順次到来することになる。よって、保育料納付誓約書を提出していない滞納者から一部納付があった場合には、滞納額全額に対してではなく、充当される対象月の保育料に対してのみ

債務の承認が行われたという取扱になっている。

発生月別の債権はそれぞれ独立した債権とみなされるのはやむを得ないにしても、滞納整理にあたっては、滞納繰越分も含めて債務承認を求めるなど、適正な手続きを実施すべきである。

【指摘事項】

保育料の滞納整理にあたっては、滞納繰越分も含めて債務承認を求めるなど、適正な手続きを実施すべきである。

7 児童館〔児童福祉法第40条〕

児童館は児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操を豊かにする目的で設置されているもので、現在31館ある。

表36 市立児童館概要

No.	種類	施設名	電話番号	所在地	館長名	開館年月日	建物面積	構造(併設施設)
1	ミニ児童館	二塚児童館	269-0272	北塚町西98	大釜 満男	平5.11.1	165.42	鉄筋・2(公民館)
2	小型児童館	芳斉児童館	222-7477	芳斉2丁目3-29	虎井 勝	昭41.4.1	240.00	鉄筋・2()
3	〃	馬場児童館	253-1255	東山3丁目29-22	中西満須子	45.4.1	206.54	鉄筋・3(保育園)
4	〃	大野町児童館	268-1277	大野町1丁目8-5	松金 明栄	46.2.1	240.72	鉄筋・2(公民館)
5	〃	平和町児童館	241-4851	平和町2丁目8-7	大野木潤子	48.4.1	191.25	鉄筋・2(児童図書館)
6	〃	材木児童館	223-7765	材木町13-11	野村 祐治	51.4.1	198.15	鉄筋・2(公民館)
7	〃	長田町児童館	235-2180	長田1丁目5-50	島田 重之	平7.4.1	191.98	鉄筋・3()
8	児童センター	長町児童館	232-9221	長町2丁目2-16	石田 正俊	昭40.1.4	298.22	鉄筋・2()
9	〃	花園児童館	258-0028	今町チ41	古村 吉照	43.7.1	299.18	鉄筋・2()
10	〃	大徳児童館	268-2533	畝田中2丁目234	小浦 弘義	49.4.1	304.78	木・瓦・2(集会所)
11	〃	小坂児童館	251-6055	小坂町北312	棒田 正二	50.4.1	309.90	鉄筋・3(公民館 老人憩の家)
12	〃	米丸児童館	291-5535	間明町2丁目346	川元 傳	51.4.1	529.20	鉄筋・2
13	〃	富樫児童館	242-4252	山科1丁目6-8	開敷 一雄	53.4.1	371.10	鉄筋・2(公民館)
14	〃	小立野児童館	233-1780	小立野4丁目7-51	能登 太一	54.4.1	297.863	鉄筋・3(公民館 老人センター)
15	〃	中村児童館	247-4456	中村町10-35	小松 勉	54.4.1	299.38	鉄筋・2(公民館 老人憩の家)
16	〃	栗崎児童館	237-3837	栗崎町1丁目3	高村 昭次	55.4.1	408.2612	鉄筋・2(公民館 老人センター)
17	〃	鞍月児童館	237-8957	南新保町口133-2	藤巻 公三	56.4.1	299.62	鉄筋・2(公民館 老人憩の家)
18	〃	瓢箪児童館	221-1518	彦三町2丁目10-5	大村 昭男	57.4.1	299.20	鉄筋・3()
19	〃	金石児童館	266-1125	金石西4丁目5-30	中嶋 吉守	58.4.1	299.462	鉄筋・3(市民センター 公民館)
20	〃	安原児童館	249-8930	福増町北1067	村上 弘子	59.4.1	307.66	鉄筋・2(市民センター・公民館 老人憩の家)
21	〃	森山児童館	251-4332	森山2丁目11-13	街道 利之	59.4.1	299.79	鉄筋・3(公民館 老人憩の家)
22	〃	弥生児童館	243-7588	弥生1丁目29-13	山本 悦子	61.4.1	299.275	鉄筋・3()
23	〃	新神田児童館	291-4496	新神田1丁目1-18	上濃 彦治	62.4.1	299.238	鉄筋・3()
24	〃	浅野町児童館	252-5664	浅野本町2丁目13-12	出戸 眞徳	63.4.1	299.931	鉄筋・2(老人憩の家)
25	〃	三和児童館	249-2908	上荒屋4丁目82	東 勝美	平2.4.1	299.56	鉄筋・3(公民館 集会所)
26	〃	押野児童館	247-3220	八日市2丁目464	宇野 勝次	6.4.1	329.768	鉄筋・2(市民センター 公民館)
27	〃	千坂児童館	258-3969	千木1丁目235	元木 和明	6.4.1	382.94	鉄筋・2
28	〃	扇台児童館	296-1180	馬替1丁目29-1	川上 利昭	9.4.1	299.99	鉄筋・2(公民館)
29	〃	杜の里児童館	222-7759	若松町3-281	大海 捷一	13.4.1	363.27	鉄筋・2
30	〃	西南部児童館	240-3878	八日市出町815	小林 昭進	16.4.1	370.17	鉄筋・2
31	大型児童センター	城北児童会館	251-0444	小坂町西8-11	嶋口外樹正	昭56.5.4	2,509.81	鉄筋・2

(1) 親子ふれあい相談事業

①かんがる一親子教室（平成23年度予算 1,215千円）

主旨 2歳児とその保護者を対象とし、遊びを通して親子の交流を深め、また、育児の知恵を交換し、健やかな子どもを育てる連帯意識の高揚を図る。

実施場所 城北児童会館、地区児童館（30館）、松ヶ枝福祉館、教育プラザ富樫
計33ヶ所

実施回数 年間30回

定員 各15～20組程度

②かるがも親子教室（平成23年度予算 1,310千円）

主旨 1歳（後半）児とその保護者を対象に遊びを通して親子のふれあいを深め、また、育児不安を抱える母親の仲間づくりや情報交換の場を提供する。

実施場所 城北児童会館、松ヶ枝福祉館、教育プラザ富樫、泉野福祉健康センター、
駅西福祉健康センター、元町福祉健康センター
計6ヶ所

実施回数 春季コース、秋季コース、冬季コース（各5回）

定員 各20組程度

(2) 城北児童会館の事業

①クラブ活動（平成23年度予算 1,643千円）

主に小学生を対象に放課後、学校で体得できないような健全な遊びを子どもたちに与え、心身両面の健康増進および情操を豊かにする。

表 37 城北児童館クラブ活動一覧（平成23年度）

クラブ名	対 象	定員	クラブ名	対 象	定員	クラブ名	対 象	定員
絵画	小1～小3年	20名	紙ざいく	小1～小3年	20名	お茶	小3～小6年	10名
やきもの	小4～小6年	20名	科学A	小1～小2年	20名	科学B	小3～小4年	20名
花あそび	小3～小6年	10名	卓球	小4～小6年	10名	親子やきもの	小1～小3年と その保護者	10組
劇あそび	小2～高校生	10名						

②年間行事

季節行事……城北わんぱくランド、いも苗植、七夕ファンタジー、おばけ大会、サマーわくわくランド、芋掘り体験と焼き芋会、もちつき大会、クリスマスファンタジー、旗源平・むかしの遊び、節分豆まき会、ひなまつりファンタジー、春・夏・冬休み映画ランド等

体育行事……ニュースポーツ体験、レッツ・チャレンジ！トランポリン

家族行事……親子木工教室、親子管弦楽器体験教室、親子紙細工教室、

（3世代） 続ける卓球大会、やきもの・ヨガ・アート・水引・ナプキンデコ等体験教室

③月催行事……映画ランド、金沢おもちゃ病院、工作ランド、てけてけプー等

④日常行事……おはなしランド、子育てサロン、つくってあそぼう！、リズムあそび

(監査手続)

備品台帳に記載されている備品のうち、3点について現物確認を行った。

(監査結果)

特記事項なし。

8 金沢市教育プラザ富樫

(1) 施設概要

①所在地 金沢市富樫3丁目10番1号

②敷地面積 18,836.10㎡

③建物	鉄筋コンクリート造		延床面積	
	地上	地下	地上	地下
1号館	4F			3,504.59㎡
2号館	3F	1F		2,386.20㎡
3号館	2F	1F		1,368.13㎡
親子ふれあい館	1F	1F		704.57㎡
5号館	2F			1,945.04㎡
6号館	2F			876.26㎡
体育館	2F			1,543.68㎡

④施設内容 ()内は定員

1号館	1F	子ども情報室、スタジオA・B
	2F	121・122研修室(150)、123研修室(80)
	3F	131研修室(60)、適応指導教室
	4F	総合相談窓口、相談室5
2号館	1F	211研修室(30)、212研修室(40)、213研修室(16)、ボランティア活動室(8)
	2F	221研修室(20)、講師控室1～3、総合事務室
	3F	教育情報支援室、コンピューター研修室(32)、マルチメディアルーム
3号館	1F	幼児相談室、子育て情報案内ルーム、子育て広場「ぞう」
	2F	321研修室(60)、子育て広場「こあら」、活動交流室「りす」(20)
親子ふれあい館		調理実習室(16)、ファミリーサポートセンター
5号館		児童相談所
6号館		一時保護所
体育館		*18時～21時は一般利用(有料)

(2) 開館日時

年末年始(12月29日～1月3日)を除き無休

午前9時～午後9時(子どものみの利用は午後6時まで)

(3) 地域教育センター

- ・教育プラザの施設全体の管理運営を行うほか、地域全体で子どもを育むために、子育て支援団体等、子どもの健全育成活動団体の支援を行う。
- ・子どもがのびのびと利用し活動できる環境として、こども情報室、スタジオA・B、体育館等を「遊び場・学びの場」として開放し、また各種行事や子ども教室を開催し、体験・交流を通じた育成を図る。
- ・学習教材ライブラリー所蔵の視聴覚教材・機材を学校・保育所・幼稚園・公民館等に貸出する。
- ・各地区の地域子ども指導員とセンターの補導員が連携し、地域の子どもの健全育成と非行防止のため活動する。

①施設利用

市内の子ども健全育成団体（育児サークル、保護者会、障害児支援団体、学童保育指導員会、児童館厚生員、NPO等）や、教職員・保育職員の研究グループ等の活動場所として研修室等を提供し、活動の支援を行う。

表 38 施設利用者の推移 (単位：人)

利用者区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度
①育児サークル・市民グループ	80,804	82,615	73,997
②子育て広場	43,155	49,604	49,187
③相談	10,055	11,833	13,949
④子どもの活動	9,497	10,335	8,571
⑤教職員・保育職員研修	24,294	24,120	26,472
⑥体育館 (9～18時利用)	31,779	25,335	23,562
利用者合計(①～⑥)	199,584	203,842	195,738
一日の平均利用人数	555.9	567.8	545.2

②子ども教室・親子教室

文化庁の伝統文化委嘱事業等による子どものための連続講座を開催する。

平成23年度開講：将棋こども教室、きもの着装礼法子ども教室、親子で学ぶ心の花教室

③わいわいバザール

毎月1回第3日曜日、教育プラザ利用者団体の相互交流を目的として敷地内の芝生広場で開催する。子育て支援団体等が出店、出演する。

④学習教材ライブラリー

視聴覚機材・教材等の小中学校、保育所、幼稚園、公民館等への貸出を行う。

ライブラリーの映像教材を活用し、月に1回程度、子ども映画会を開催。

表 39 学習教材貸出状況（平成 23 年度）

施設名	教材		
	16mm 映画 (本)	ビデオ (本)	その他 (スライド等)
幼稚園・保育所	93	21	4
小学校	0	49	0
中学校	0	70	5
その他学校	0	6	0
公民館	28	3	6
児童館	37	0	0
その他団体	35	3	8
計	193	152	23

表 40 視聴覚機材貸出状況（平成 23 年度）

() は館内貸出数

施設名	教材						計
	プロジェクタ	16mm 映写機	スライド 映写機	スクリーン	パソコン	その他	
幼稚園・保育所	31	31	1	19 (1)	3	2	87 (1)
小学校	2	0	0	0	0	0	2
中学校	9	0	0	0	7	10 (2)	26 (2)
その他学校	0	0	0	0	0	0	0
公民館	24 (2)	6	0	5	3 (1)	2	40 (3)
児童館	2	14	0	2	0	0	18
その他団体	15 (212)	1 (11)	1 (2)	3 (86)	83 (474)	7 (612)	110 (1,397)
計	83 (214)	52 (11)	2 (2)	29 (87)	96 (475)	21 (614)	283 (1,403)

(4) 研修相談センター

○研修グループ

教職員や保育職員の資質・能力の向上を図るための研修と研究支援を行う。

関係部署との連携を深め、相互連携研修を展開する。

①基本方針

金沢市は「金沢子ども条例」を策定し「金沢子どもを育む行動計画」に基づき、学校教育金沢モデルの実施等独自の教育改革を推進してきている。研修部門では、次代を担う子どもに深くかかわる人材育成の視点から、今日的な課題や研修ニーズの把握に努め、職員の資質・能力の向上に一層努める。

- ア 学校力・保育力向上につながる研修の設定と展開を図る
- イ 一人一人に確かな実践的指導力が身につく研修をすすめる
- ウ 金沢市の教育重点施策実現に向けた研修をすすめる
- エ 職員の主体的な研修・研究活動を支援する

②事業概要

ア 教職員研修

経年研修、職能研修、専門研修、特別研修を組織し、体系的に研修を実施している。

今日的な教育課題に即応するため、若手教職員、中堅教職員育成のための講座、特別支援教育関係講座、実践力向上講座、人間関係づくりのための講座、校長の学校経営力をフォローアップする出前講座等を企画し、ワークショップ形式等の参加型研修を実施し、より一層指導力を高める。

イ 保育職員研修

子育て支援、乳幼児保育、幼保小連携研修、統合保育、保健衛生、栄養の各分野の専門的研修を実施するとともに、幼稚園・保育所の一体的な研修を行う。

ウ 合同研修

幼稚園・保育所、小中学校教員が発達障害等の共通のテーマで合同研修を実施する。

オ 自主研究

教育情報支援室に教科書、教育図書、教育専門誌、県内外の研究紀要等を収集・所蔵し、教職員の授業計画や学習指導等の相談に応じるほか、教育職員・保育職員の自主研究を奨励するとともに、活動を支援する。

○教育相談グループ

①基本方針

近年、学校においては不登校児童生徒の増加、いじめ、社会的不適応、発達障害等相談内容が多様化・複雑化している。それらに対応するため、学校教育現場との連携を強化し、専門的教育相談や特別支援教育の一層の充実を図り、児童生徒、教職員、保護者等の相談や支援が適切に行われることを目指している。

②事業内容

ア 面接相談事業

教職員や保護者を対象に、主に学校生活での不適応、発達にかかわる問題や就学、不登校等について、心理士や指導主事等の教育プラザ富樫研修相談センター相談員が継続的に相談に応じる。

イ 巡回専門相談事業

集団活動場面での児童生徒の不適応、発達障害等への支援の充実を図るため、専門的知識・経

験を有する巡回専門相談員が小学校、中学校への巡回を行い、児童生徒の行動特徴等の把握を行いながら、教職員や保護者等への支援を行う。

ウ 専門相談事業

各分野の専門家が、乳幼児や児童生徒及びその保護者、また、それらの子どもたちの保育や教育に携わる保育士、教職員等からの相談に応じ、共に支援のあり方を考える。

エ 発達障害支援チームのスキルアップ

昨年度発足した、教育プラザ富樫のもつ相談機能をつなぎ、専門性を生かした発達障害支援チームのスキルアップを図り、発達障害の子どもたちへのより適切な支援を行うとともに、相談体制の充実を図る。

オ 適応指導教室事業

適応指導教室「そだち」では、「富樫」、「此花」の2教室において、市内に在住する小中学校の不登校児童生徒を対象に、社会的自立及び学校復帰を目標に、学習支援や対人関係を築く支援を行う。

③教育相談状況（平成23年度）

受案件数

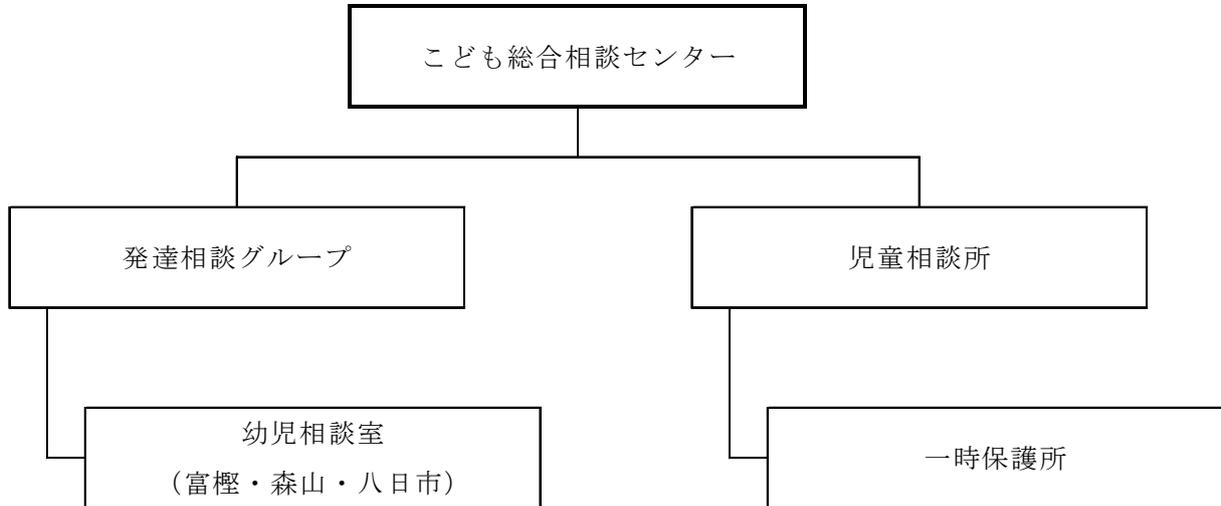
区 分		件数（件）
相 談 受 理 件 数		551
内 訳	未 就 学	66
	小 学 生	291
	中 学 生	188
	高 校 生	6

相談種別（平成23年度）

区 分		相談回数等（回）	延べ人数等（人）
巡 回 専 門 相 談		106	322
巡回専門相談（統合保育）		200	691
幼 児 相 談 室		登録336人	4,454回
電 話 相 談	一 般	—	1,350件
	い じ め	—	60件
	こ ども 専 用	—	124件

(5) こども総合相談センター

こども総合相談センターは、子どもや家庭に関するさまざまな相談ニーズに迅速・的確に対応するため、中核市として全国に先駆けて児童相談所を設置するなど相談窓口の専門性の強化と一元化を図り、教育プラザ富樫に設置している。



①発達相談グループ

ア 主な事業

i 巡回専門相談

小児科医、精神科医、臨床心理士、言語聴覚士等の専門家が保育所・幼稚園等に出向いて相談に応じる。

ii 統合保育相談事業

発達に遅れや障害を有する児童に対し、専門の指導員等が、保育所（園）での状態を観察し、担当保育士や保護者等の相談に応じる。

iii 電話相談・こども専用相談ダイヤル・いじめ相談電話

一般の電話相談のほか、こども専用の相談電話を設け、センターの相談員等が電話での相談に応じる。

iv 幼児相談室

「富樫」、「森山」、「八日市」の3相談室で、発達が心配される児童を対象に、親子の楽しい遊びを通して、保育士が、子育てや発達の悩みについて、保護者の相談に応じる。

イ 相談状況（平成23年度）

受理件数

区 分		件数 (件)
相談受理件数		536
内訳	未就学	520
	小学生	16
	中学生	0

相談種別

区 分	相談回数等 (回)	延べ人数等 (人)
面接相談	5,065	6,388
巡回専門相談	192	716
専門相談	111	237
適応指導教室そだち	登録 46 人	2,565

②児童相談所

ア 主な事業

i 児童福祉法に基づく児童相談所業務

児童虐待相談や非行相談等、子どもやその家庭に関するさまざまな相談、施設入所や里親への委託、障害程度の判定、児童の一時保護等を行う。

ii 青少年相談業務

義務教育修了後から概ね20歳までの青少年を対象とした相談に応じる。

iii メンタルフレンド派遣事業

引きこもり等の子どもの家庭等に、学生等のボランティア(メンタルフレンド)を派遣し、会話やスポーツなどのふれあいを通して子どもの福祉の向上を図る。

イ 相談状況(平成23年度)

受付件数・受理件数

相 談 種 別			件数 (件)	
相 談 受 付 件 数			1,282	
内 訳	相 談 受 理 件 数	養護相談	児童虐待	304
			そ の 他	189
			養護相談計	493
		保 健 相 談	0	
		障 害 相 談	352	
		非 行 相 談	52	
		育 成 相 談	90	
		そ の 他 の 相 談	0	
		相談受理計	987	
		施設入所中児童の相談受理件数	242	
	相談継続中の通告等再受理件数	53		

児童虐待相談の種別

虐 待 種 別	件数 (件)
心 理 的 虐 待	107
身 体 的 虐 待	102

ネグレクト（養育放棄）	93
性的虐待	2
計	304

ウ 一時保護の状況（平成23年度）

施設区分	人数（人）
一時保護所	142
その他の施設（乳児院等）	21
計	163

エ 児童福祉施設入所措置状況（H24.4.1現在）

施設区分	人数（人）
児童養護施設等	135
障害児施設	14
里親	10
計	159

（6）施設使用方法（地域教育センター体育館以外）

金沢市教育プラザ富樫は、館内にある以下の施設を団体登録したグループに無料で貸し出している。ただし、子どもの健全な育成を図るための活動に限定されており、多くの市民団体などが使用している。

館	階	部屋	定員	用途	時間
1号館	1 F	スタジオA	20	体操等の実技	9：00～ 21：00
		スタジオB	20	音楽等の実技	
	2 F	121-122 研修室	150	研修、会議、講演、 交流会	
		123 研修室	80		
3 F	131 研修室	60			
2号館	1 F	211 研修室	30		
		212 研修室	40		
		213 研修室	16		
		ボランティア活動室	8		
	2 F	221 研修室	20		
3号館	2 F	321 研修室	60	乳幼児と保護者の 実習、交流会	9：00～ 17：00
		活動交流室りす	20		
親子ふれあい館	1 F	調理実習室	16	調理実習	

(7) 施設使用方法（地域教育センター体育館）

教育プラザ富樫の体育館は、毎日9時から18時までは子ども専用の遊び場として使用できる施設となっている。「子育て広場」は、未就学児の親子連れに開放されており、子育てサークルでも使用できる。「遊び場開放」は、平日の放課後15時から18時までの間と、土日祝日等の9時から18時までが子ども（未就学児、小学生及び中学生）の自由な遊び場として開放されており、子どもなら誰でも自由に使用できることになっている。18時以降は「一般使用」となっており、団体又は個人に有料で貸し出されている。この時間帯には、子どもだけの使用はできない。

時間帯	月・水・金	火・木	土・日・祝 夏休み等
9～12時	子育て広場		遊び場開放
13～15時		子育て広場	
15～18時	遊び場開放		
18～21時	一般使用		

一般使用の時間帯においては、主として室内競技に関する団体が使用しており、同じ団体は週に1日だけの使用と制限されている。これは、教育プラザ事業以外の施設使用という位置づけであり、金沢市教育プラザ富樫条例には以下のように記載されている。

金沢市教育プラザ富樫条例（抜粋）

（事業以外の施設使用）

第5条 金沢市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、教育プラザの事業に支障がない限りにおいて、地域教育センターの体育館（以下「体育館」という。）を当該事業の実施に係る者以外の者に使用させることができる。

2 前項の規定により体育館を使用させることができる時間（以下「使用時間」という。）は午後6時から午後9時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用の承認）

第6条 前条の規定により体育館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の使用の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

遊び場開放及び子育て広場の時間に関しては、教育プラザ事業としての位置づけであり、設置目的に合致する事業として実施されているわけである。この遊び場開放のような事業をはじめ、その施設使用全般に対しては金沢市教育プラザ富樫条例施行規則に以下のような規定がある。

金沢市教育プラザ富樫条例施行規則（抜粋）

（入所の制限）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入所を拒否し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 教育プラザの施設、設備及び資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

（監査手続）

教育プラザ富樫の利用状況について担当課へヒアリングするとともに、関係帳簿の確認及び備品台帳に記載されている備品のうち1点について現物確認を行った。

（監査結果）

①体育館の適正な使用について

体育館を団体が使用できるのは、18時以降の一般使用の時間帯のみである。また、使用できる団体は、応募者の中から抽選で選ばれており、市民の使用に関する公平性が担保されている。18時以前については、あくまで遊び場を子どもたちに開放しているわけであり、ここが実質的に団体使用されているということであれば問題である。ましてや、金沢の冬期は天候が悪く、体育館のような屋内施設は子どもの遊び場としては重要である。

監査人が、休日に体育館の往査を行ったところ、いわゆる日中の「遊び場開放」の時間帯において、団体使用と思われる状況が確認された。そのため、当日の使用者リストから特定の団体に所属していると思われる使用者を拾い出し、当該団体に関する平成23年度の使用実績の調査を依頼した。その結果、遊び場開放の時間帯（個人使用の時間帯）にも関わらず、団体として使用している実態が浮き彫りとなった（表41）。なお、遊び場開放の時間帯に当該団体が使用していた時間帯は、日により差異はあるが、おおむね平日では16時から18時、休日では9時から14時となっており、平日夜間の「一般使用」の時間帯を引き続き使用している日数が69日となっていた。

表41 地域教育センター体育館における、ある団体の団体使用状況（平成23年度）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日数	16	14	20	16	10	21	14	18	10	11	13	13	176
うち連続	9	6	9	8	1	11	8	9	5	1	0	2	69

（注）「日数」とは、「遊び場開放」の時間帯において、団体使用の実績が認められた日数。

（注）「うち連続」とは、当該団体が引き続き夜間の「一般使用」をしたと認められた日数。

この結果をみると、本来、個人使用しかできない日中に、年間で176日も特定の団体が使用しており、ほぼ常態化していると言っても過言ではない。この団体は、あくまで個人の使用だと主張しており、教育プラザは再三、他の子どもの妨げとなる使用方法は自粛するよう注意喚起を行っているようであるが、議論は平行線をたどっているのが現状である。

一般使用が抽選・有料であることに鑑みると、遊び場開放の時間帯において、このような体育館の使用方法が常態化している実態は、公平性の観点からも著しく問題である。そもそも、教育プラザ富樫は、その目的にもあるように、子どもの健全な育成を推進するための施設である。市民である団体代表者も教育プラザ富樫の管理者である金沢市も、規則を順守することの大切さを子どもに伝えられるよう、施設の適正な使用を確保すべきである。

【意見】

地域教育センター体育館については、子どもの健全な育成が図れるよう、適正な使用を確保すべきである。

②備品

特記事項なし。

9 子どもふれあい入浴デー事業

公衆浴場での様々な年齢の子どもたちとの交流や世代間交流を推進するため、子どもふれあい入浴デーを設定している。毎月第1日曜日に、小学生以下の子どもたちに石川県公衆浴場業生活衛生同業組合加盟店の市内32カ所の銭湯が無料開放される。子どもふれあい入浴デー事業にかかる同組合との平成22年度の契約書では、同組合への支払額は、利用人数にかかわらず定額で2,893千円となっている。

(監査結果)

(1) 契約金額の検討について

平成22年度は5,939人の利用であったことから、1人あたりに換算すると487円の入浴料を金沢市が支払っていることとなる。石川県公衆浴場業生活衛生同業組合の通常の入浴料は、中人（6歳以上12歳未満）が130円、小人（6歳未満）が50円であることからすると、通常入浴料の3倍以上の357円～437円の負担額を金沢市は支払っていると言える（表42）。

表42 平成22年度における石川県公衆浴場業生活衛生同業組合との委託契約

委託料	①	2,893,000円
延べ利用者数	②	5,939人
1人あたり単価	①/②	487円

(参考)

石川県公衆浴場業生活衛生同業組合加盟店の利用料

中人（6歳以上12歳未満）	130円
小人（6歳未満）	50円

契約委託料には公衆浴場への謝礼、印刷製本費、広告費が含まれている。平成24年度委託契約

では委託料の内訳は表43のとおりである。

表 43 平成 24 年度における石川県公衆浴場業生活衛生同業組合との委託契約

項目	金額	積算等
① 各公衆浴場への謝礼	2,088,000 円	6,000 円×12 ヶ月×29 浴場=2,088,000 円
② 印刷製本費	189,000 円	500 部×360 円×1.05=189,000 円
③ 広告費	400,000 円	前年度実績より
委託料合計	2,677,000 円	

上記①の各公衆浴場への謝礼は、1 浴場あたり 72,000 円となっているが、これは年間 12 回開催されており 1 回あたり 6,000 円という計算である。6,000 円という単価の妥当性について、担当課は、「公衆浴場に、利用料以下で利用させるという負担をさせることはできないため、利用者が最大の日をベースにしている」と回答した。

平成 23 年度内で利用者が最大であったのは、A 浴場のとある 1 日であり、利用者は下表 44 のとおり 中人 28 人、小人 15 人であった。これを当日の正規料金に換算すると合計 4,390 円となり、最大であっても 6,000 円という負担額には達していない。

表 44 平成 23 年度内の最大利用実績及び正規料金への換算

A 浴場	利用実績 ①	正規料金単価 ②	金額 ①×②
中人（6 歳から 12 歳）	28 人	130 円	3,640 円
小人（6 歳未満）	15 人	50 円	750 円
合計			4,390 円

また、平成 23 年度内で利用者が最少であったのは、B 浴場のとある 1 日であり、利用者は下表 45 のとおり 中人 3 人、小人 3 人であった。同様に換算すると 540 円の利用料に対し、6,000 円を支払っている計算となる。

表 45 平成 23 年度内の最少利用実績及び正規料金への換算

B 浴場	利用実績 ①	正規料金単価 ②	金額 ①×②
中人（6 歳から 12 歳）	3 人	130 円	390 円
小人（6 歳未満）	3 人	50 円	150 円
合計			540 円

さらに、委託契約（表 43 参照）に含まれる印刷製本費、広告費についても領収書等により実際にいくらかかったかの確認は行われていない。

これらのことから、利用者 1 人あたりについての負担額が通常の入浴料に比べかなり高くなっ

ているにもかかわらず、金沢市として契約金額についての妥当性が十分に検証されていない。

(2) 利用状況の把握について

表 46 子どもふれあい入浴デー事業とふれあい入浴補助事業との比較

事業名	対象	金沢市の費用負担		利用者の把握
子どもふれあい入浴デー	12歳未満	定額制	年間 2,677,000 円	公衆浴場による利用者数の自己申告
ふれあい入浴補助	65歳以上	従量制	1回あたり 320 円	入浴補助券に利用者が氏名を記載

子どもふれあい入浴デー事業の利用者数については、石川県公衆浴場業生活衛生同業組合からの自己申告となっており、金沢市に対して利用者氏名等の報告は行われていない。一方、65歳以上の高齢者を対象とした「ふれあい入浴補助事業」については、「ふれあい入浴補助券」を発行し、利用者名が記載された利用券を石川県公衆浴場業生活衛生同業組合より回収し、利用状況の確認を行っている。

高齢者を対象としたふれあい入浴補助事業では、金沢市は利用者数に応じて負担するいわゆる「従量制」であるのに対し、子どもふれあい入浴デー事業は利用者数にかかわらず一定額を支払ういわゆる「定額制」となっている。従量制の場合は、人数により金沢市の負担額が変動するため利用者数の正確な把握が重要であるが、定額制の場合は、利用者数の把握は厳密に行わなくてよいという考え方もある。しかし、定額制であっても、本来、想定人数と単価より委託料の予定額を計算し、その後想定人数と実際の利用者数を比較し、かい離がある場合は委託料の改訂を行うべきである。適正な委託料の設定を行うためには、現状の公衆浴場の自己申告による利用者数の把握について、自己申告に留まらない利用者数の正確な把握を行う方法を検討する必要がある。また、本来想定する人数の利用がないのであれば、事業の有効性の観点から、事業自体の継続の必要性についても検討しなければならない。

(3) 事業実施状況の把握と評価について

石川県公衆浴場業生活衛生同業組合との委託契約において、業務内容として下表47の事項が定められている。

表47 委託事業の業務内容

委託事業内容	
①	事業の広報活動。
②	事業の開催及び運営。
③	事業開催にあたり、児童に対し、世代間交流の推進、社会的マナーの指導及び季節に応じた生活文化の紹介を実施する。
④	その他「こどもふれあい入浴事業」運営に関すること。

この委託業務については、実施報告書で報告が行われている。報告内容は、利用者調べ、実施に関する広報チラシ、収支決算書となっており、特に「③事業開催にあたり、児童に対し、世代間交流の推進、社会的マナーの指導及び季節に応じた生活文化の紹介を実施する。」については、どのような内容の業務が実施されたかが明らかにされていない。また、金沢市としては上記③のような当該事業の目的があるにもかかわらず、どのような業務が行われたかを把握し、事業の実施による効果を評価していない。

(4) 子どもふれあい入浴デー事業の抜本的見直しについて

前述のとおり、利用者1人あたりについての負担額が通常の入浴料に比べかなり高くなっているにもかかわらず契約金額の妥当性を十分検討しておらず、また、利用状況の正確な把握、事業実施状況の把握と評価も行われていない。

市の事業として行う以上、委託者からの報告に基づく利用者数の把握や金額の形式的なチェックのみでなく、事業の目的に照らし適正な運用がなされているか、目的が達成されているか、また、時代の変化とともに利用実態が変化していないか等の評価を行うことが必要である。

一方、利用状況の正確な把握のため、たとえば高齢者を対象としたふれあい入浴補助事業と同様な補助券による管理を行っていく場合、補助券の発行・回収・在庫管理が必要となり相当の管理コストが必要となってくる。そもそも、業務内容に掲げられている「世代間交流の推進、社会的マナーの指導及び季節に応じた生活文化の紹介」については公衆浴場でしか実施できないものではない。また、金沢市では高齢者に対しても「福祉の増進および一般公衆浴場施設の活性化を図る」目的で「ふれあい入浴補助券」事業を行っている。現状の委託料の妥当性を考慮しつつ事業実施の効果、管理コストも考慮し、事業を見直す必要がある。

【意見】

子どもふれあい入浴デー事業については、現状の委託料の妥当性を考慮しつつ、事業実施の効果、管理コストも考慮し、事業を見直す必要がある。

第3章 各論2【高齢社会対策】

1 介護保険事業

(1) 制度概要

①保険加入者

65歳以上の方（第1号被保険者）および40歳から64歳までの医療保険に加入している方（第2号被保険者）

②給付の対象となる場合

寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）または、要介護状態にならないように支援が必要な状態（要支援状態）になったとき（ただし、第2号被保険者の場合、初老期認知症、脳血管疾患など特定疾病が原因とされる病気により介護等が必要になったときのみ）

③利用料

利用料は、原則としてかかった費用の1割

（ただし、在宅サービスは、要介護度ごとの利用限度額の範囲内で利用できる。）

施設サービスとショートステイは、1割の利用料のほかに食費と居住費の負担もある。

④保険料

表48 介護保険料の概要

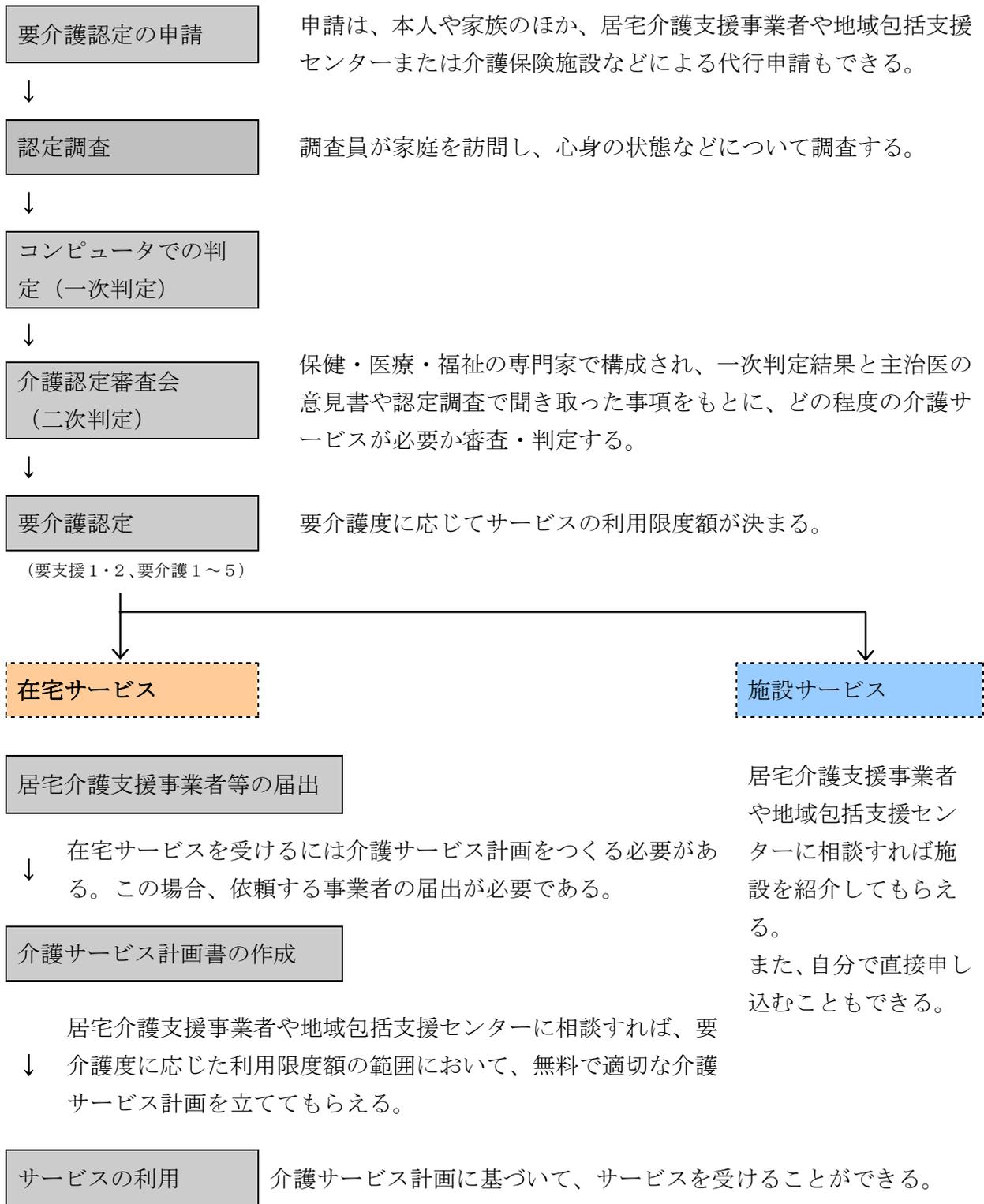
第1号被保険者	第2号被保険者
<ul style="list-style-type: none">・保険料は市町村が設定・所得に応じた保険料（9段階区分）・原則老齢・退職年金や遺族年金・障害年金から天引きにより徴収	<ul style="list-style-type: none">・保険料の計算方法や金額は加入している医療保険によって異なり、医療保険料と一括して納入する。

表 49 介護保険サービスの種類

在 宅 サ ー ビ ス	施 設 サ ー ビ ス
訪問サービス ◇訪問介護（ホームヘルプサービス） ◇訪問入浴介護 ◇訪問看護 ◇訪問リハビリテーション ◇居宅療養管理指導	◆介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） ◆介護老人保健施設 （老人保健施設） ◆介護療養型医療施設
通所サービス ◇通所介護（デイサービス） ◇通所リハビリテーション（デイケア） 短期入所サービス（ショートステイ） ◇短期入所生活介護 ◇短期入所療養介護 その他 ◇特定施設入居者生活介護 ◇福祉用具貸与 ◇福祉用具購入 ◇住宅改修	地 域 密 着 型 サ ー ビ ス ◇認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者のグループホーム） ◇認知症対応型通所介護 ◆地域密着型介護老人福祉施設 （小規模な特別養護老人ホーム） ◇小規模多機能型居宅介護 ◇夜間対応型訪問介護

◇印については、介護予防を目的としたサービスも提供している。

図 50 要介護認定からサービス利用までの手続き



※非該当となった場合は、介護保険サービスは受けられないが、金沢市が実施する介護予防事業への参加を勧めている。

要介護認定の状況

金沢市介護認定審査会が、64 合議体、192 人の委員により審査・判定を実施。

(1) 各年度末の要介護認定申請者数 (単位：人)

区 分	新規申請	更新申請	変更申請	計
H20 年度	3,880	14,191	1,354	19,425
H21 年度	3,984	11,141	1,333	16,458
H22 年度	4,452	14,734	1,602	20,788

(2) 各年度末の要介護認定者数 (実人数)

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
H20 年度	1,612	3,501	2,650	3,178	2,940	2,128	1,820	17,829
H21 年度	2,123	3,172	2,920	3,300	2,933	2,186	1,812	18,446
H22 年度	2,529	3,072	3,053	3,587	2,730	2,251	2,010	19,232

表 51 事業者の指定状況

区 分	サービスの種類	H21 年 3 月	H22 年 3 月	H23 年 3 月
		事業所数	事業所数	事業所数
在宅サービス	訪問介護	88 (85)	97 (94)	100 (96)
	訪問入浴介護	4 (5)	4 (4)	4 (4)
	訪問看護	172 (170)	168 (166)	168 (166)
	訪問リハビリテーション	94 (94)	93 (93)	92 (92)
	居宅療養管理指導	505 (502)	509 (507)	518 (515)
	通所介護	112 (108)	128 (122)	143 (137)
	通所リハビリテーション	29 (29)	149 (152)	148 (151)
	短期入所生活介護	23 (22)	26 (25)	29 (28)
	短期入所療養介護	20 (20)	19 (19)	20 (20)
	特定施設入居者生活介護	8 (5)	8 (5)	9 (5)
	福祉用具貸与	42 (40)	39 (39)	40 (40)
	福祉用具販売	45 (45)	44 (44)	43 (43)
居宅介護支援	居宅介護支援	120 (19)	120 (19)	126 (19)
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	1	3	5
	認知症対応型共同生活介護	32 (32)	33 (33)	36 (36)
	認知症対応型通所介護	10 (10)	10 (10)	12 (12)
	小規模多機能型居宅介護	3 (3)	5 (4)	10 (8)
施設サービス	介護老人福祉施設	18	18	18
	介護老人保健施設	11	11	11
	介護療養型医療施設	12	12	11

計 (延べ事業所数)	1,348 (1,189)	1,496 (1,336)	1,543 (1,372)
------------	------------------	------------------	------------------

(注) () 内は、介護予防サービス

(注) 市内に所在する事業者のみ

介護保険サービスの利用状況

(1) サービス毎の利用者数等

区 分	サービスの種類	H22年3月審査分 (2月利用分)		H23年3月審査分 (2月利用分)	
		件数 (人数)	日数・回数	件数 (人数)	日数・回数
在宅サービス	訪問介護	4,056	39,143	4,234	41,551
	訪問入浴介護	164	666	165	717
	訪問看護	882	4,628	939	4,857
	訪問リハビリテーション	131	641	123	592
	居宅療養管理指導	1,229	2,356	1,360	2,608
	通所介護	5,858	47,991	6,229	52,453
	通所リハビリテーション	1,835	14,502	1,772	14,134
	短期入所生活介護	949	9,286	1,051	11,444
	短期入所療養介護	123	916	123	927
	特定施設入居者生活介護	414	11,137	449	12,250
	福祉用具貸与	3,595		3,924	
	福祉用具購入	100		94	
	住宅改修	73		94	
居宅介護支援	居宅介護支援	10,038		10,773	
地域密着型 サービス	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	82	2,210	141	3,587
	認知症対応型共同生活介護	705	19,382	746	20,783
	認知症対応型通所介護	156	1,577	180	1,723
	小規模多機能型居宅介護	85	1,774	177	3,544
施設サービス	介護老人福祉施設	1,708	46,701	1,718	46,243
	介護老人保健施設	1,174	31,504	1,176	31,731
	介護療養型医療施設	399	10,935	347	9,745

(2) 介護保険給付費の状況

(単位：千円)

区 分	H21年度	H22年度
在宅サービス	11,942,708	12,825,455
地域密着型サービス	2,515,108	2,905,873

施設サービス	10,319,067	10,292,755
その他（高額サービス費、審査支払手数料等）	1,408,753	1,544,331
合 計	26,185,636	27,568,414

表52 年度別保険料

(単位：円)

所得段階区分	H15～17 年度	H18～20 年度	H21～23 年度
①生活保護の受給者の方、 老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方	23,580	22,800	22,800
②世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	35,370	28,500	28,500
③世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方		39,900	39,900
④世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	47,160	57,000	48,450
⑤世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方			57,000
⑥本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	58,950	71,250	65,550
⑦本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方			71,250
⑧本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	70,740	85,500	85,500
⑨本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上の方			99,750

表 53 所得段階別保険料及び該当者数

所得段階区分	年度別保険料（円）			該当者数（人）	
	H15～H17 年度	H18～H20 年度	H21～H23 年度	H21年度	H22年度
①生活保護の受給者の方、 老齢福祉年金の受給者で世帯全員が 市民税非課税の方	23,580	22,800	22,800	1,575	1,639
②世帯全員が市民税非課税で、本人の 課税年金収入額と合計所得金額の合計 が 80 万円以下の方	35,370	28,500	28,500	13,581	13,745
③世帯全員が市民税非課税で、本人の 課税年金収入額と合計所得金額の合計 が 80 万円を超える方		39,900	39,900	11,048	12,100
④世帯に市民税課税者がいるが、本人 は市民税非課税で課税年金収入額と合 計所得金額の合計が 80 万円以下の方	47,160	57,000	48,450	14,633	13,928

⑤世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える方			57,000	12,022	12,589
⑥本人が市民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満の方	58,950	71,250	65,550	12,490	12,949
⑦本人が市民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方			71,250	12,198	12,376
⑧本人が市民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 500 万円未満の方	70,740	85,500	85,500	12,756	12,111
⑨本人が市民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上の方		99,750	99,750	3,718	3,293

(注) 該当者数は年度末の状況

⑤介護保険料の算定

介護保険料は、介護保険法第129条第2項に規定する政令（介護保険法施行令38条）により、金沢市が定める条例に従って算定される。金沢市では金沢市介護保険条例第6条に介護保険料を定めている。具体的には3年ごとに3年を1期とする介護保険事業計画の策定が義務付けられており、この計画に基づいて保険料が設定されている。

介護保険法（抜粋）

（保険料）

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

- 2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。
- 3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

介護保険法施行令（抜粋）

（保険料率の算定に関する基準）

第38条 各年度における保険料率に係る法第129条第2項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であって、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第1号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合）を乗じて得た額であることとする。

（以下略）

金沢市介護保険条例（抜粋）

（保険料率）

第6条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 27,264円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 30,672円
- (3) 次のいずれかに該当する者 44,304円
 - ア 令附則第16条第1項に規定する者（同条第3項及び第4項において準用する同条第1項に規定する者を含む。）
 - イ 令附則第16条第2項に規定する者（同条第3項及び第4項において準用する同条第2項に規定する者を含む。）
- (4) 令第39条第1項第3号に掲げる者のうち、前号に掲げる者以外の者 47,712円
- (5) 次のいずれかに該当する者 57,936円
 - ア 令附則第17条第1項に規定する者（同条第3項及び第4項において準用する同条第1項に規定する者を含む。）
 - イ 令附則第17条第2項に規定する者（同条第3項及び第4項において準用する同条第2項に規定する者を含む。）
- (6) 令第39条第1項第4号に掲げる者のうち、前号に掲げる者以外の者 68,160円
- (7) 次のいずれかに該当する者 78,384円
 - ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
 - イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係

る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 85,200円

ア 合計所得金額が1,250,000円以上2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 102,240円

ア 合計所得金額が2,000,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 119,280円

ア 合計所得金額が5,000,000円以上8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 136,320円

(監査手続)

金沢市における保険料算定について、手続の妥当性や他の自治体との比較を行う観点から、質問や資料閲覧により監査を行った。

(監査結果)

平成21年度から平成23年度および平成24年度から平成26年度の計画期間における保険料については、上記の規程に従い保険料が算定されていることを確認した。ただ、各自治体で共通の考え方によって算定されているものの、自治体ごとに利用者数やサービス供給量などが異なるため、保険料に差が生じているのが実情である。

第4期(平成21年度から平成23年度)の第1号被保険者の介護保険料は、全国平均額(月額・加重平均)で4,160円であり、第3期(平成18年度から平成20年度)との比較では+1.7%となっている。全国の中核市における第1号被保険者の介護保険料(月額)は以下のとおりである(保険料の高い順)。

表54 中核市介護保険料（第4期）比較

（単位：円）

都 市	保険料	都 市	保険料	都 市	保険料	都 市	保険料
1 松山市	5,100	11 旭川市	4,650	21 福山市	4,201	31 豊橋市	3,901
2 長崎市	4,957	12 青森市	4,609	22 下関市	4,200	32 川越市	3,900
3 和歌山市	4,855	13 姫路市	4,580	23 大津市	4,197	33 横須賀市	3,900
4 富山市	4,780	14 高知市	4,577	24 岡崎市	4,100	34 奈良市	3,850
5 東大阪市	4,768	15 秋田市	4,458	25 西宮市	4,088	35 船橋市	3,840
6 金沢市	4,750	16 盛岡市	4,312	26 鹿児島市	4,073	36 高槻市	3,840
7 高松市	4,742	17 いわき市	4,276	27 高崎市	4,000	37 豊田市	3,838
8 久留米市	4,720	18 宮崎市	4,275	28 岐阜市	3,997	38 宇都宮市	3,725
9 尼崎市	4,711	19 大分市	4,270	29 長野市	3,990	39 前橋市	3,725
10 倉敷市	4,700	20 豊中市	4,260	30 函館市	3,950	40 柏市	3,700
						41 郡山市	3,488

（注）都市名の前の数字は41市中の順位

金沢市の保険料は、中核市41市のなかで上から6番目と相対的に高い水準にある。介護保険料の算定は、全国統一のルールで行われているが、他の自治体よりも保険料が高くなる原因は、高齢化率や認定者数などの違いにもよるが、サービスが充実しているためである。

⑥介護保険料の未納問題

介護保険料は、普通徴収（介護保険法第131条）と特別徴収（介護保険法第135条）による徴収が行われている。普通徴収とは、市町村が個人から直接徴収（口座振替など）することをいい、特別徴収とは、年金や給与からの天引きによって徴収することをいう。介護保険の運営は、50%が税金、50%が保険料によって賄われており、定められた保険料を被保険者がきちんと納付していることが制度運営の根幹であり、制度への信頼確保や負担の公平性確保につながるといえる。この観点から、金沢市における介護保険料の徴収状況について確認を行った。

（監査手続）

平成19年度から平成23年度までの5年間における、保険料の徴収状況について把握し、問題と思われる点について質問や資料閲覧により監査を行った。

（監査結果）

ア 徴収の徹底について

表55 現年度分に対する徴収状況

（単位：円）

年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
当年度発生額	5,132,907,646	5,297,088,530	5,332,067,016	5,362,318,943	5,412,369,720
当年度収納額	5,070,550,573	5,226,813,232	5,264,931,099	5,298,742,587	5,344,528,695
差引	62,357,073	70,275,298	67,135,917	63,576,356	67,841,025
収納率	98.8%	98.7%	98.7%	98.8%	98.7%

表 56 滞納繰越分に対する徴収状況

(単位：円)

年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
滞納繰越	101,588,060	114,525,747	129,258,446	133,515,006	126,662,131
当年度収納額	14,925,034	14,571,283	16,379,565	18,689,800	15,410,290
差引	86,663,026	99,954,464	112,878,881	114,825,206	111,251,841
収納率	14.7%	12.7%	12.7%	14.0%	12.2%

現年度分については、ほぼ99%収納されているが、金額ベースでは6,000万円から7,000万円程度が未納となっており相当額に上っている。また、未納となった債権の翌年度以降の徴収状況は10数%にとどまっており、いったん未納となった債権については、ほとんど徴収がなされていない状況である。

介護保険料が適切に徴収されないということは、金沢市の財政負担の増加や加入者間の負担の公平性を欠くといった点で問題であり、ひいては制度への信頼も低下することから、保険料は確実に徴収していく必要がある。

イ 徴収努力について

未納債権が多額に上っていることを受けて金沢市で一定の徴収努力がなされている。

具体的には、催告書の送付や電話催告、滞納金徴収整理月間における休日訪問などが実施されている。しかしながら、過年度からの滞納額として繰越されてきた債権のうち、徴収できたものは10数パーセントにとどまっているのが現状であり、成果を上げているとは言い難い。滞納額の徴収に関しては、より実効性のある徴収努力を行うべきである。

【意見】

介護保険料の滞納繰越額の収納率は、10数パーセントにとどまっていることから、より実効性のある徴収努力を行うべきである。

ウ 不納欠損について

前述の表55、56では、毎年6,000万円から7,000万円の未納が発生し、それ以降の年度でも10数%しか徴収されていないにもかかわらず、過年度からの滞納債権として繰越されている金額は下表57のとおりほぼ一定額を保っている。この理由は、不納欠損処理が実施されているためである。

表57 滞納繰越額の推移

(単位：円)

年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
滞納繰越額	101,588,060	114,525,747	129,258,446	133,515,006	126,662,131

金沢市では、徴収すべき介護保険料について、表58のように不納欠損による債権の切り捨てが毎年行われている。

表 58 不納欠損処理額の推移

(単位：円)

年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
不納欠損処理額	34,154,507	40,531,581	46,081,202	51,503,786	49,417,029

不納欠損とは、地方自治体が歳入として調定（歳入の所属年度、納入金額、納入義務者、納期限等を調査・決定すること）した額が何らかの理由で徴収できないまま、時効の到来等により今後も徴収の見込みが立たないことを理由に、その徴収をやむを得ず断念することをいう。金沢市の第4期介護保険事業の収支計画でも一定の不納欠損額を見込んでいるが、不納欠損額は市民負担という観点からは少ない方が望ましいことは当然である。今後、不納欠損額が増加していくことになると、介護保険事業の運営悪化を招くことから、一層の徴収努力が必要であると考えられる。

ちなみに、平成23年度に不納欠損として処理されている4,900万円余りについての内訳は下表59のとおりである。介護保険法では、介護保険料を徴収する権利は2年を経過した時点で時効によって消滅する（介護保険法第200条）。

表59 平成23年度不納欠損事由別内訳

原因	内容	件数	不納欠損 (円)
生活保護開始	生活保護適用者について督促後2年経過	223	3,219,523
転出	転出者について督促後2年経過	99	1,435,283
死亡	死亡者について督促後2年経過	240	3,588,139
職権消除	住民基本台帳の消除者について督促後2年経過	12	203,420
滞納処分 財産無	預金調査するが預金なし、手がかりなく督促後2年経過	81	1,929,840
所在、 財産不明	居所不明で手がかりなく督促後2年経過	137	2,750,895
納付約束不 履行	分納約束を交わすが約束を守らず2年経過したもの	513	10,705,296
生活困窮	減免・分納等の納付相談により継続して対応したが、生活が困窮し納付が行われず督促後2年経過	1,104	25,584,633
合計		2,409	49,417,029

表59をみると、徴収事務を行ってなお、時効により不納欠損となった事例の欠損理由で最も多いのは、生活困窮によるものである。しかし、いずれの事例においても、困窮と判断されるに至った明確な基準がない。また、生活困窮と判断された滞納者の中には、介護サービスの利用に際し、給付を制限されないよう滞納保険料の納付を再開した者もあり、このうち約半数は継続的に保険料が納付されている。このことは、生活困窮とされた滞納者のはずが、そもそも保険料を支払う資力があつたことを示唆しているのではないか。これらのことに鑑み、徴収担当者が恣意的に生活困窮者と判断し、徴収可能な者でありながら十分な対応を執らなくなるといった事態を招

くことのないよう、保険者としては、これまで以上に滞納者の状況について、詳細に調査するとともに、実態を把握・分析した上で、滞納者の状況に応じた保険料徴収業務のあり方というものを今一度整理する必要がある。

【意見】

介護保険料の滞納整理にあたっては、滞納者の状況について、より詳細に調査するとともに、実態を把握・分析した上で、その結果に応じた保険料徴収業務のあり方を今一度整理する必要がある。

エ 時効中断の手續について

債権の時効は中断することが可能であり、中断することにより債権の回収を図っていくことができる。時効を中断させる方法には、①請求（裁判上の請求および裁判外の請求）、②差押・仮差押・仮処分、③債務者の承認がある。金沢市では、介護保険料が未納となった場合、金沢市財務規則にしたがって督促、つまり「裁判外の請求」を行うことにより一度は時効を中断させているものの、納期限から20日経過後の督促は無効という判例に基づき、督促による時効中断の効力は一度しかないとの認識のもと、最初の督促から2年を経過した債権が不納欠損として処理されている。

時効中断の方法には、督促以外の選択肢も存在するが、金沢市では、介護保険料の徴収において差押などの強制執行の実績はなかった。強制執行してでも時効を中断させない理由について担当課は、「生活困窮、死亡、所在不明という理由により滞納しているものであり、時効を中断しても債権回収の見込みがないため」としているが、これまでに1人も強制執行の対象者がいないというのは不自然である。

本来、保険料を支払う資力があるにもかかわらず、滞納者が督促にも債務承認にも応じない場合には、強制執行により債権の回収を図ることも検討すべきである。滞納者の状況によっては、強制執行を安易に行うべきではないが、強制執行は法律で定められた時効の中断手段であり、保険料を納付している市民と悪意の滞納者との間の公平性が保たれないような場合には、差押をして時効を中断させたいうで、滞納者と納付方法を協議するなどの方法が検討されてしかるべきである。

【意見】

介護保険料を支払う資力があるにもかかわらず、滞納者が督促にも債務承認にも応じない場合には、強制執行により債権の回収を図ることも検討すべきである。

ちなみに、「一部納付」や「分割納付」による債務承認は一部なされているものの、一部納付等に応じる被保険者は、介護保険の給付を受けようとした時点で保険を適用したいがために納付に応じているケースが多いのが実情である。

オ 滞納債権に対する入金額の充当について

保険料の滞納者が、督促や催促に応じて、あるいは滞納者の事情によって保険料の納付がなさ

れる場合がある。未納保険料は2年で時効となるため、時効になる前に債権を少しでも多く回収するためには、納付された保険料を発生時期がより古い債権に対する入金として取り扱うべきである。これは、民間企業や個人間での債権債務の扱いとしては通常実施されていることである。

この点、担当課では、滞納者が保険料を支払った場合の処理について、以下のように行っている。

滞納している被保険者が、保険料の納付に応じた場合、給付制限も踏まえ、当然古い債権から納付していただいております、時効による不納欠損にならないようにしている。ただ、まれに個別事情により被保険者の滞納期間が長く、今後の保険料はなんとか払いたいが以前の部分は経済的に難しいという場合があると思われる。その場合も、その債権の一部納付を指導しているが、被保険者が金融機関等で現年度分を先に納入した場合が考えられる。これは、まれなケースで、当方からはそういう指導はしておらず、原則、債権の古いものから納めていただいている。

つまり、個別訪問等において納付された分は当然に古い債権に対する入金として扱っているものの、被保険者が金融機関において「当年度」の納付書を使って保険料を支払った場合には、滞納繰越があったとしても「当年度」の保険料を納付したこととして取り扱っているということであった。担当課の説明では、「納付書兼領収書に〇〇年〇〇月分と記入されており、一旦現年度に納入したものを滞納繰越分の債権として取り扱うことは、本人が持っている領収書の領収月と市の領収月が相違となり、本人が現年度主張した場合、全く対抗できない」ということであり、〇〇年〇〇月分の保険料として収めたことになっているために、滞納繰越分に充当できないというものであった。したがって、現在の不納欠損の取扱を前提とすると、せっかく支払意思があっても、現年度の納付書を持って支払われる限り、滞納繰越分は時効が到来してしまうということになる。

ちなみに、平成23年度における保険料収入のうち、それ以前の平成22年度までに滞納がある被保険者からの収入は38,037,706円であったが、普通徴収分については、すべて平成23年度の納付書で納められたため、誤って二重納付された197,956円を除いて、大部分が滞納繰越分に納付されていない。

滞納繰越のある者への納付書の作成について、担当課は「滞納繰越額を上乗せして、現年度分として賦課することはしていない。別の対応として、現年度分の納付書送付の際、滞納繰越分の納付書を再発行して、同時に送付することも考えられるが、これも行っていない。定期的実施している特別催告の際に滞納分の納付書を発行する等している。」としている。滞納繰越のある者への納付書の作成に際しては、滞納繰越分から先に支払われるような納付書の発行手続きを検討すべきである。

【意見】

介護保険料の滞納繰越のある者への納付書の作成に際しては、滞納繰越分から先に支払われるような納付書の発行手続きを検討すべきである。

2 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである（介護保険法第115条の46第1項）。

地域包括支援センターは、包括支援事業（介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の4つ）、介護予防支援業務を行うこととされている。地域包括支援センターの設置については、市町村が設置する場合と包括的支援事業の実施の委託を市町村から受けたものが設置する場合とがあるが、いずれにおいても、市町村がその設置の責任主体として運営に適切に関与しなければならないとされている（「地域包括支援センターの設置運営について」平成18年10月厚生労働省老健局）。

金沢市では、元町、駅西、泉野の3つの管轄にそれぞれ6つ、6つ、7つと併せて19の地域包括支援センターが設置されており、金沢市が直接運営しているセンターは無く、すべて社会福祉法人や医療法人に運営委託されている。

（監査手続）

地域包括支援センターを円滑に運営していくためには、一定の人員を確保することが必要となる。この点、前述の「地域包括支援センターの設置運営について」では、職員の配置等としてルールを設けており、金沢市がこれにどのように対応しているのか調査・分析を行った。

（監査結果）

（1）法定配置数とのかい離について

介護保険法施行規則では、人員配置のルールを以下のとおり定めている。

介護保険法施行規則（抜粋）

第140条の66

2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

イ 保健師その他これに準ずる者 1人

ロ 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

ハ 主任介護支援専門員（第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

金沢市の平成24年度における地域包括支援センターごとの第1号被保険者数と職員の配置数は、次のとおりである。

表60 地域包括支援センター毎の第1号被保険者数と職員配置数（平成24年10月1日現在）

センター名	1号被保険者	主任ケアマネ	保健師等	社会福祉士	ケアマネ等	その他専門職	職員配置数
きしかわ	4,655	1	1	1	1	1	5
ふくひさ	4,654	1	1	1	1	1	4
かすが	4,789	1	1	1	1	0	4
おおてまち	3,985	1	1	1	1	0	4
さくらまち	4,934	1	1	1	1	0	4
たがみ	4,363	1	0	1	1	0	3
もろえ	5,669	1	1	1	1	0	4
くらつき	5,721	1	1	1	1	0	4
えきにしほんまち	5,702	1	1	1	1	0	4
ひろおか	5,069	1	1	1	1	0	4
かみあらや	5,216	1	1	1	1	0	4
きたづか	5,418	1	1	1	1	0	4
とびうめ	3,760	1	1	1	1	1	5
みつくちしんまち	8,330	1	1	1	1	2	6
ながさか	3,893	1	1	1	1	0	4
いずみの	6,836	1	1	1	1	2	6
ありまつ	4,295	1	1	1	1	0	4
やましな	5,183	1	1	1	1	1	5
まがえ	5,334	1	1	1	1	0	4

「たがみ」では保健師等が配置されておらず、法定の基準を満たしていないが、これは退職による一時的な欠員が生じたためである。介護保険法施行規則で定める人員数は、国が必要と判断して定められていると考えられるため、その人数を満たしていないということは、制度が期待しているサービス提供がなされていない可能性が高いことから、早急な欠員補充が必要である。

【指摘事項】

「金沢市地域包括支援センターたがみ」では、早急な欠員補充が必要である。

(2) 地域包括支援センターの人員配置について

地域包括支援センターにおける業務は、高齢者の増加などにより、質・量ともに増加傾向にあり、職員の立場からも、サービスの受け手の立場からも1人でも多くの職員を増員してもらいたいというのが実情かと思われる。

介護保険法施行規則では、第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（これらに準ずるものを含む）を1人ずつ配置することを求めている。6,000人以上のセンターについての配置数については、特に定めを設けていない

が、6,000人未満で3職種1人ずつということであれば、6,000人を超えればそれ以上の人員配置が必要と考えるのが通常である。

金沢市の19箇所の地域包括支援センターには6,000人を超えるセンターが「みつくちしんまち(8,330人)」と「いずみの(6,836人)」との2箇所存在しているが、それぞれに通常措置する金額の2分の1を加算し、職員配置数を増加させている。また、それとは別に平成24年度よりすべてのセンターに各1名ずつケアマネージャーの増員を実施している。金沢市における地域包括支援センターの人員配置についての方針やルールを確認した結果は、以下のとおりである。

- ・厚生省令には、センターの設置基準として「おおむね三千人以上六千人未満ごとに」と定められており、地理的条件やコミュニティの状況等を勘案し、地域包括支援センター運営協議会において認められれば、6,000人を超えて設置したとしてもただちに問題となるとは考えていない。また、かりに国が「六千人未満」を遵守事項とするのなら、より積極的な指導がなされてしかるべきである。
- ・また、現在6,000人を超えている2センターには、それぞれ加算を行っており、6,000人に3人の割合での職員配置の基準はクリアしている。加えて、「みつくちしんまち」のエリアにおいては、地理的条件も勘案し、ブランチ(支所)を内川地区に配置しており、エリアとして人員配置を手厚くしている。
- ・24年度に実施した増員は、介護予防プランの作成件数が平成18年度比で1.8倍、相談件数も1.7倍に増加していること、団塊の世代が65歳になることにより、一層の業務量の増加が見込まれること、また特に要支援のケアプランについて業務量が多いという各センターからの意見もあったことから、ケアマネージャーを1人増員し、それにより、地域に入っただけ時間を作ることができるようにした。

たしかに厳しい財政状況のなかで、6,000人超のセンターにおける増員や各センターにおける更なる1人の増員を実現したものであるが、この回答においては、実際にどういった職種の職員があと何人必要なのか、あるいはどこのセンターに増員すべきなのかといった金沢市としての考え方が十分示されていない。たとえば、各センターで増員すべき人数はお年寄りの数や地域性を踏まえてより実態に応じて判断されるべきであるが、24年度の増員に際してその点についての十分な検討はされず、一律に増員したと思われてもいたしかたなく、金沢市独自のセンターの人員増減に関する基準はない。

金沢市には、地域包括支援センターの責任主体として、限られた財源の中で地域包括支援センターを通じて実施すべきサービスの内容や水準を、現場の実態を踏まえて十分に検討し、これを明確にすることが求められており、今後も引き続き各センターの実態把握を行うとともに、本来あるべき地域包括支援センターのサービスの内容や質が担保されるような人員配置について検討を行うことが必要といえる。

【意見】

地域包括支援センターに期待される役割は、今後も増え続けることが予想されるため、市として各センターの実態把握とそれを踏まえた人員配置を検討する必要がある。

3 老人クラブ活動助成（昭和 38 年 4 月発足）（平成 23 年度予算 22,093 千円）

（1）活動費補助金について

金沢市では、「老後の生活を健全で豊かなものにし、老人の福祉の増進に資すること」を目的として、老人クラブ活動を行う単位クラブに補助金が交付されている。交付の概要は、金沢市のホームページに以下のとおり記載されている。

- ・対象者
会員の年齢は、おおむね 60 歳以上
会員数は、1 クラブおおむね 30 人以上
- ・補助金額
年額 46,560 円の基準額に加え、1 会員数に 65 円を乗じた額
- ・申請書類
結成届、会規約、会員名簿、現況届、補助金交付申請書（4 月）、実績報告書（3 月）

老人クラブの結成は住民の自主的なものであるが、老人福祉法第13条第2項に基づき国及び金沢市において補助金制度を設けているものである。

老人福祉法（抜粋）

第13条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業（以下「老人健康保持事業」という。）を実施するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

具体的には、老人福祉法第13条をもとに「老人クラブ活動等事業実施要綱（国の要綱）」、「在宅福祉事業費補助金交付要綱（国の要綱）」によって国から金沢市へ補助金が交付される部分（全体の3分の1）と金沢市が負担する部分（全体の3分の2）をあわせて、上記の額が各老人クラブへ拠出されている。

在宅福祉事業費補助金交付要綱のうち、老人クラブへの助成関連の規程より抜粋

（交付の対象）

3 この補助金は次の事業を交付の対象とする。

（13）介護予防・地域支え合い事業

②平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」に基づき、老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会が行う活動に対し市町村が行う助成事業に対して都道府県が補助する事業並びに老人クラブ及び指定都市老人クラブ連合会が行う活動に対して指定都市が行う助成事業並びに老人クラブ及び市老人クラブ連合会が行う活動に対して中核市

が行う助成事業並びに都道府県老人クラブ連合会及び指定都市老人クラブ連合会が行う老人クラブ等活動推進事業並びに都道府県老人クラブ連合会及び指定都市老人クラブ連合会が行う高齢者相互支援事業並びに都道府県老人クラブ連合会及び指定都市老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業に対して都道府県及び指定都市が行う助成事業。

(監査手続)

平成23年度における老人クラブへの補助金が、ルール通りの手続や算定によって補助されているかどうかについて調査を行った。併せて、補助金の執行状況について申請時に提出されている予算、予算に対する実績額及び前年度の実績について資料を入手し、確認を行った。

(監査結果)

①補助金を受けるための手続について

補助金交付申請書や実績報告書については、各老人クラブにて作成され提出されていた。また、会員数はいずれのクラブもおおむね30人以上であることを確認した。

②補助金の執行状況の把握について

平成23年度においては、抽出調査した64の老人クラブに約330万円の補助金が拠出されており、対象となった老人クラブの予算・決算の状況は次のとおりであった。

表61 老人クラブ補助事業決算状況

老人クラブ名	①H23 年度実績	②H23 年度予算	①－②	③H22 年度実績	①－③
A	78,000	80,000	△2,000	78,000	0
B	85,500	85,500	0	85,500	0
C	244,911	244,911	0	244,911	0
D	147,500	145,000	2,500	147,500	0
E	170,000	170,000	0	170,000	0
F	105,000	105,000	0	105,000	0
G	250,000	250,000	0	250,000	0
H	180,000	180,000	0	180,000	0
I	73,000	73,000	0	73,000	0
J	100,000	100,000	0	100,000	0
K	125,200	125,200	0	125,200	0
L	116,400	116,400	0	116,400	0
M	105,100	105,100	0	104,600	500
N	84,000	84,000	0	84,000	0
O	95,000	95,000	0	95,000	0
P	60,000	60,000	0	60,000	0
Q	90,000	90,000	0	90,000	0

R	210,000	210,000	0	210,000	0
S	140,000	140,000	0	140,000	0
T	133,000	133,000	0	133,000	0
U	130,000	130,000	0	130,000	0
V	55,000	55,000	0	55,000	0
W	64,000	64,000	0	64,000	0
X	100,000	100,000	0	60,000	40,000
Y	100,000	100,000	0	100,000	0
Z	100,000	100,000	0	100,000	0
AA	170,000	170,000	0	170,000	0
AB	170,000	170,000	0	170,000	0
AC	158,000	158,000	0	158,000	0
AD	140,000	140,000	0	140,000	0
AE	140,000	140,000	0	140,000	0
AF	190,000	190,000	0	190,000	0
AG	140,000	140,000	0	140,000	0
AH	96,000	100,000	△4,000	96,000	0
AI	175,000	175,000	0	175,000	0
AJ	120,000	120,000	0	120,000	0
AK	80,000	80,000	0	80,000	0
AL	120,000	120,000	0	120,000	0
AM	250,835	250,835	0	250,835	0
AN	115,000	115,000	0	115,000	0
AO	126,000	126,000	0	126,000	0
AP	73,000	73,000	0	73,000	0
AQ	118,000	118,000	0	118,000	0
AR	52,000	52,000	0	52,000	0
AS	226,000	226,000	0	226,000	0
AT	240,000	240,000	0	240,000	0
AU	250,000	250,000	0	250,000	0
AV	400,000	410,000	△10,000	400,000	0
AW	68,000	68,000	0	68,000	0
AX	74,500	74,500	0	74,500	0
AY	100,000	100,000	0	100,000	0
AZ	60,000	60,000	0	60,000	0
BA	103,600	103,600	0	103,600	0
BB	105,000	105,000	0	110,000	△5,000
BC	370,000	370,000	0	370,000	0

B D	90,000	90,000	0	90,000	0
B E	89,000	89,000	0	89,000	0
B F	140,000	140,000	0	140,000	0
B G	70,000	70,000	0	70,000	0
B H	60,000	60,000	0	60,000	0
B I	248,600	105,289	143,311	248,600	0
B J	60,000	60,000	0	60,000	0
B K	64,000	64,000	0	64,000	0
B L	96,000	100,000	△4,000	96,000	0

平成23年度の予算と実績を比較してみると、64の老人クラブのうち58の老人クラブで予算と実績が同額となっていた（一致率91%）。また、平成22年度の実績と平成23年度の実績を比較してみると、64の老人クラブのうち61のクラブで2期の実績が同額となっていた（一致率95%）。通常、老人クラブの会計において予算と決算が同額になる、また、昨年と今年の決算内容も同額になるということは考えにくいことであり、しかも、それがほとんどのクラブで同様の状況というのは現実的ではないとの印象を受ける。

これについて、金沢市では特段の調査や分析は行われていないが、そのことは単に管理上の問題があるということだけでなく、当該補助金は国や市の制度に基づいて拠出されているものであり、法令や金沢市のルールに照らしても問題がある。

③補助金の執行管理について（国の補助金）

金沢市の老人クラブへの補助金のうち、3分の1は「在宅福祉事業費補助金交付要綱」に基づいて国から金沢市に対して補助金が交付されているが、この補助金は「在宅福祉事業費補助金交付要綱」の定めるところにより、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という）」の適用対象となる。そのため、金沢市は「補助事業者（補助金適正化法第2条第2項）」として、「補助金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定め及び補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない責務」を負うことになる（補助金適正化法第3条第2項）。

たとえば、補助金適正化法第11条では、補助金の交付決定内容等に従い交付目的外へ使用をしてはならないとされているため、金沢市は補助金が老人クラブにおいて目的どおりに使用されたかどうかについて把握する必要があると考えられる。

<p>補助金適正化法（抜粋）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 補助金</p>
--

(2) 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）

(3) 利子補給金

(4) その他相当の反対給付を受けない給付金であって政令で定めるもの

2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
（関係者の責務）

第3条

（中略）

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）

第11条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

また、補助金適正化法では補助事業者（金沢市）に対して状況や実績について報告しなければならないと定められているが（補助金適正化法第12条及び第14条）、金沢市では、老人クラブから決算報告を十分な精査をせずそのまま受領しているだけであり、国に対する報告の十分な根拠を入手していない。

補助金適正化法（抜粋）

（状況報告）

第12条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

④補助金の執行管理について（市負担分）

金沢市が負担する3分の2の部分については、「金沢市補助金交付事務取扱規則」が適用されるが、その中では補助金の額の確定にあたっては、補助金交付内容に適合しているかどうかについて、補助事業の成果の報告を受け報告書等の書類の審査及び必要に応じた現地調査を行うこととされている（金沢市補助金交付事務取扱規則第13条）。現状は決算報告について十分な審査や

現地調査が行われておらず、金沢市補助金交付事務取扱規則に照らしても適切な対応がなされているとはいえない。今後は、各クラブの事務担当者に指導を行うことや老人連合会の協力を求めるなどして、各クラブの事務負担に配慮しつつ、適切な対応がなされるべきである。

金沢市補助金交付事務取扱規則（抜粋）

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

【指摘事項】

老人クラブ活動費補助事業の執行にあたっては、目的にあったものとなっているかなど、金沢市補助金交付事務取扱規則に照らして、適切に対応する必要がある。

4 福祉バス運営

昭和56年4月発足、平成2年9月1台増車、平成11年4、6、10月に1台増車、平成18年9月より利用者負担金導入、平成21年11月に1台増車
 （平成23年度予算 15,920千円）

- (1) 概要 老人クラブ、老人連合会あるいは障害のある方の団体が、教養や生きがいを高め、健康の保持を図る等の事業を行うときに役立つよう2台の福祉バスを運行する。
- 利用できる事業：研修、見学、スポーツ、レクリエーション、訓練、釣り大会、海水浴など
- 利用できる日：年末年始を除く毎日
- (2) その他 ①利用できるのは、25人以上の団体
 ②バスに乗車できるのは、1回につき50人程度
 ③運行は300km以内
 ④利用者負担は、200kmまで6,000円／台、250kmまで8,000円／台、300kmまで10,000円／台

表62 福祉バス入札実績

年度	H22年度	H23年度	H24年度
入札方法	一般競争	入札不調により随意契約	入札不調により随意契約
決算額	16,771千円	18,509千円	23,393千円（見込）
単価	200km以下 33,851円 250km以下 38,000円	200km以下 40,000円 250km以下 45,000円	200km以下 55,500円 250km以下 64,000円

	300km以下 39,710円	300km以下 55,000円	300km以下 73,500円
利用者負担金	200km以下 6,000円 250km以下 8,000円 300km以下 10,000円	同左	同左
負担割合	200km以下 17.7% 250km以下 21.1% 300km以下 25.2%	200km以下 15.0% 250km以下 17.8% 300km以下 18.2%	200km以下 10.8% 250km以下 12.5% 300km以下 13.6%
その他	運行距離上限 300kmへ		

表62のとおり、福祉バスの委託契約単価は上昇してきており、しかも、一般競争入札が不調で随意契約となっている。一方で、利用者負担金は定額のままであるため、当初の利用者負担割合は徐々に下がってきている状況である。そもそも、福祉バスという高齢者福祉事業に関して、利用者負担についての基本的な考え方が必要である。

自治体によっては、定額ではなく、かかった費用の一定割合負担としているところもある。また、他の自治体と比べて現在のような負担割合でいいのか、より多くの負担、例えば3割程度の負担を求めるかという観点からも検討する必要がある。

決算額の推移からは、単価の上昇が決算額の増加をもたらしていることがうかがえる。今のままで、今後、対象高齢者が増加していけば、福祉バス事業が徐々に財政的負担になることは明らかである。福祉バスは、高齢者福祉の施策の一環であるが、必ず実施していかなければならない事業というわけでもない。現状と将来予想に鑑み、今後も福祉バス事業を継続するか否かの判断は必要である。たとえ継続するとしても、大きな財政的負担にならないよう、すなわち長く継続できるように利用条件や利用者負担のあり方を検討すべきである。

【意見】

福祉バス事業を継続するか否かの判断が必要であり、継続する場合には、財政的負担にならないよう、利用条件や利用者負担のあり方を検討すべきである。

- 5 長寿お祝い金（昭和46年4月発足）〔金沢市敬老福祉金支給条例〕
（平成13年4月改正）〔金沢市長寿お祝い金条例〕
（平成17年4月经過措置を廃止）
（平成20年4月改正）支給対象年齢及び金額を改正
（平成23年度予算 51,160千円）

金沢市では、以下の対象高齢者に長寿お祝い金を贈呈している。年度別の対象者、支給実績は以下のとおりである。

表63 長寿お祝い金支給実績

年度	区分	支給額 (1件当たり)	人数 (人)	金額 (千円)
H12	85歳以上	15,000	7,790	116,850
	80～84歳	8,000	8,989	71,912
H13	85歳以上	15,000	7,790	116,850
	80～84歳	8,000	8,989	71,912
	77歳	5,000	2,743	13,715
H14	85歳以上	15,000	8,744	131,160
	80～84歳	8,000	9,827	78,616
	77歳	5,000	3,109	15,545
H15	85歳以上	15,000	9,138	137,070
	80～84歳	8,000	10,100	80,800
	77歳	5,000	3,241	16,205
H16	85歳以上	15,000	9,530	142,950
	80～84歳	8,000	8,190	65,520
	80歳	10,000	2,495	24,950
	77歳	5,000	3,076	15,380
H17	100歳以上	50,000	83	4,150
	99歳	30,000	55	1,650
	90歳	20,000	847	16,940
	88歳	15,000	1,130	16,950
	80歳	10,000	2,783	27,830
	77歳	5,000	3,466	17,330
H18	100歳以上	50,000	97	4,850
	99歳	30,000	78	2,340
	90歳	20,000	892	17,840
	88歳	15,000	1,102	16,530
	80歳	10,000	2,922	29,220
	77歳	5,000	3,638	18,190
H19	100歳以上	50,000	110	5,500
	99歳	30,000	82	2,460
	90歳	20,000	902	18,040
	88歳	15,000	1,093	16,395
	80歳	10,000	2,757	27,570
	77歳	5,000	3,411	17,055
H20	100歳以上	30,000	140	4,200
	99歳	30,000	88	2,640

	88 歳	30,000	1,398	41,940
H21	100 歳以上	30,000	166	4,980
	99 歳	30,000	104	3,120
	88 歳	30,000	1,493	44,790
H22	100 歳以上	30,000	181	5,430
	99 歳	30,000	108	3,240
	88 歳	30,000	1,451	43,530

(監査結果)

長寿祝い金は、表63の通り一定の年齢に達した高齢者に贈呈されるが、高齢者の増加に伴い、長寿祝い金の贈呈対象者の年齢は徐々に高くなってきているのが現状で、平成20年度からは88歳と99歳と100歳以上が対象者となっている。

長寿祝い金は、金沢市から高齢者の長寿をお祝いするという目的で贈呈されるというだけでなく、民生委員が高齢者に直接手渡しすることから、民生委員が当該高齢者の状況を確認できるよい機会ともなるようである。その意味からは、単なる祝い金の贈呈という意味合いだけではないことは理解できる。また、長寿祝い金のように無償で贈呈されるものは、受け取る側から反対する人は誰もいない。ただ、今後増加していくであろう高齢者に対して、限られた財源でどのような施策を実施することが必要なのか、また、直接手渡しするという意味では、満100歳を対象とした長寿者祝品の贈呈事業との兼ね合いの観点からも事業の見直しが必要と考える。

【意見】

長寿祝い金については、他の類似事業との兼ね合いや事業効果等の観点から見直しが必要である。

6 ふれあい入浴補助（平成7年5月発足）（平成23年度予算 123,280千円）

福祉の増進および一般公衆浴場施設の活性化を図るため、65歳以上の方に対し、年22回100円で入浴できる入浴補助券を交付している。ふれあい入浴補助券は、1年に1人1冊（22枚綴り）となっており、自己負担100円で市内の指定された銭湯を利用できる。通常の入浴料が420円であることから、自己負担100円を控除した1回あたり320円分を金沢市が負担している。

(監査結果)

過去の利用状況、金沢市の負担状況について調査したところ以下の状況であった。

表 64 ふれあい入浴補助利用状況

年度	H20 年度 (実績)	H21 年度 (実績)	H22 年度 (実績)	H23 年度 (当初予算)	H23 年度 (実績)
金沢市 65 歳以上人口 (人)	89,626	92,636	94,334	96,000	*97,450
利用枚数 (枚)	338,893	384,276	398,199	384,375	412,253

金沢市負担額（円）	108,445,760	122,968,320	127,423,680	123,000,000	131,920,960
-----------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

*：平成23年度金沢市65歳以上人口（人）は「石川県の年齢別推計人口～平成23年10月1日現在推計～」より記載

（1）次年度以降の負担額の増加について

平成23年度の利用実績は、以下のとおりである。

表 65 平成23年度制度利用実績等

区分	利用実績等
①金沢市65歳以上人口	97,450人
②利用枚数	412,253枚
③金沢市負担額	131,920,960円
④交付冊数	28,118冊
⑤交付率（④／①）	29%
⑥一人あたり利用枚数（②／④）	15枚

表65の平成23年度の実績に基づき、今後の金沢市の65歳以上人口の推計から計算される利用枚数および金沢市の負担額は、下表66のように推計される。

表 66 制度利用数推計

年度	H24年度	H25年度	H26年度	
⑦金沢市65歳以上人口	100,300人	104,839人	109,208人	
⑧利用枚数	436,305枚	456,050枚	475,055枚	⑧＝⑦×⑤×⑥
⑨金沢市負担額	139,617,600円	145,936,000円	152,017,600円	⑨＝⑧×320円

表66はあくまで推定値ではあるが、現状の制度を継続すると市の負担額が大幅に増加する可能性があることから、制度を抜本的に見直す必要があると考える。

他の自治体においても同様の状況が生じており、交付枚数の削減等が見直しが行われているところである。国の高齢社会対策大綱にもあるように、今後増えていく65歳以上を一律に、社会的弱者として扱うべきではない。そのような状況においては、過年度から実施してきたふれあい入浴補助のような事業も抜本的に見直す時期に来ている。

【意見】

ふれあい入浴補助については、現状の制度を継続すると市の負担額は大幅に増加する可能性があることから、制度を抜本的に見直す必要がある。

（2）利用期間に応じた交付枚数の検討について

金沢市における平成23年度の月別利用枚数は、下表67のとおりである。

表67 平成23年度月別利用状況

月	単価(円)	枚数(枚)	金額(円)
4～5	320	75,100	24,032,000
6～7	320	68,224	21,831,680
8～9	320	49,329	15,785,280
10～11	320	57,860	18,515,200
12～1	320	71,706	22,945,920
2～3	320	90,034	28,810,880
計		412,253	131,920,960

そもそも、ふれあい入浴補助事業は高齢者が気軽に公衆浴場に通い社会とふれあうことを目的としている。そうであれば、社会との接触はある程度定期的に行われることが当該事業の目的に適っているのではないかと考える。ところが現在の交付方法は、年度内のいつの時期に申請しても年間22枚の補助券が交付されており、極端に言うと3月に申請を行った場合、1ヶ月で22枚の補助券が交付される。これは、本来の定期的に社会とふれあう主旨からするといささか違和感がある。

表67より利用実態を見ても、2月～3月において利用が最も増加しており、発行開始の4月を含む4月～5月間の枚数の約20%増となっている。利用の時期に偏りが見られ、定期的な利用とはなっていない。

ちなみに、他の自治体においては交付開始の4月以降経過月数に応じ交付枚数を減らしている自治体もある。また、金沢市においても、はり・灸・マッサージ施術費助成券については、年間18枚の助成券を経過月数に従い交付枚数を減らしており、交付時期に応じて交付枚数を変更することを検討する必要がある。

【意見】

ふれあい入浴補助については、本来の目的に鑑み、交付時期に応じて交付枚数を変更することを検討する必要がある。

(3) 入浴補助券の管理について

ふれあい入浴補助券は、市役所の福祉と健康の総合窓口、泉野・元町・駅西福祉健康センター、市民センター14ヶ所で交付を受けることができる。

長寿福祉課では、各拠点へ必要冊数を配布、配布したふれあい入浴補助券を管理簿に記録し連番管理し、また、各拠点においても拠点の管理簿で交付されたふれあい入浴補助券を連番管理している。平成23年度分の管理状況について管理簿の閲覧及びヒアリングにより確認したところ、年度終了後に各交付場所から回収した入浴補助券および在庫の補助券について、管理簿と照合を行い在庫数の検証を行った上で廃棄処分したとのことであった。廃棄処分に当たっては、稟議承認を受けることなく担当者により処分が行われた。

処分された入浴補助券は、利用期限を過ぎたものであるが、入浴補助券の作成には費用がかかっており、どのくらい入浴補助券が作成され、そのうちどのくらいが在庫となり廃棄となったか

について、通常の資産の廃棄に準じ報告し、承認を受けることが必要である。

なお、平成23年度において処分となったふれあい入浴補助券は682冊であった。

【意見】

利用期限の過ぎたふれあい入浴補助券を廃棄する際には、あらかじめ決裁権者の承認を受けるべきである。

**7 配食サービス（昭和61年6月発足、平成12年4月事業拡大、平成16年4月「食」の自立支援事業へ、平成18年4月再び配食サービス事業へ）
（平成23年度予算 40,300千円）**

主 旨・・・調理の困難な高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯等に対して、利用者の安否確認も兼ねて、食事の宅配サービスを実施するもの。

委 託 先・・・あいびすほか23事業者

実利用者・・・1,031人（平成23年3月現在）

（監査結果）

（1）利用者の安否確認の徹底について

配食サービス事業仕様書によれば、事業者は利用者へ手渡しで配食を行い、かつ安否確認を行うこととされている。しかし、実際には、利用者の都合等もあり、完全に手渡しで行われているわけではない。今回ヒアリングを行った地域包括支援センターでは、事業者が弁当を手渡しせずに利用者宅に置いてきたところ、2日目に前日の弁当がそのまま放置されていたため異変に気付いたという事例があった。

この事例では、2日目の通報で事なきを得たそうであるが、手渡しで当日の安否を確認しないと取り返しのつかない事故につながる場合も考えられる。そもそも、配食事業者に配食一回あたり150円という委託料を支払っているのは、手渡しで確実に安否確認をしてもらうことを依頼しているのであり、仕様書で事業者もそのことは確認しているはずである。利用者の都合もあろうが、事業者が配食の際、手渡しできないのであれば、安否確認という本来の重要な役割が十分に果たせているとは言えない。

（2）利用報告の不備について

配食サービス事業委託契約書によれば、配食利用実績表は金沢市が様式を定めるとあり、提出のあった当該様式には、配達したら印鑑かサインをもらうよう注意書きがある。そこで、サンプルとして平成24年7月分、8月分、9月分の配食利用実績表を閲覧したところ、下記のような不備があった。

不備内容① 配食利用実績表に別の利用者の押印がある

（事業者回答）

配達員が複数の利用者の実績表を持って配達しているため、押印してもらう際に、別の利用者

の実績表に誤って押印を受けたもの。

(回答に対する意見)

事業者に支払う委託料は、提出のあった配食利用実績表に基づいて支払うことになっている。担当課は押印誤りを認識しつつも、結果的に正しい欄に本来の利用者印の押印を確認したため、そのまま委託料の支払処理をしたとのことであるが、委託料を支払う際には、その根拠となる配食利用実績表の内容は精査する必要がある。

不備内容② 押印・サインのない実績表がある

(事業者回答)

本来事業者が所持しておくべき実績表を、利用者が管理し月末に提出する形式をとっているため、利用者が入院等により、月途中で利用を休止して実績表の回収ができなかったもの。

(回答に対する意見)

当該利用者の8月の配食利用実績表の押印欄には丸印が付けられているのみであった。押印がないことについて、事業者は月途中での利用休止を理由にしているが、記録上は8月の配食は月末の夕食まで実施されており、月途中での利用休止という回答とは矛盾している。また、当該利用者の7月の配食は記録上3回であったが、いずれも丸印が付されているのみであった。この他にも押印と配食実績が一致しない利用者が2名いた。契約で配食利用実績表に利用者の押印・サインをもらうことになっているが、このような状況では、本当に配食サービスが行われたのかどうかも確認できないため、契約に則った業務の徹底を事業者に求める必要がある。

不備内容③ 利用者のサインの筆跡が事業者と同一である

(事業者回答)

利用者が認知症等のため、押印、サインが困難な方については、ご家族の了承を得て、事業者が代筆している。

(回答に対する意見)

利用実績表の押印欄に通常は押印されているが、一部のみ代筆という利用者が2名みられる。また、7月は代筆、8月は押印、9月はまた代筆という利用者が1名みられた。事業者回答にあるように、認知症等のため押印、サインが困難だということであるが、利用実績表を精査してみると、押印されていたりされていなかったり、事業者と利用者又はその家族との間で合意された一定のルールがあるとは思えない。また、これ以外にサインが複数筆跡である利用者が2名みられた。高齢者を対象とする行政サービスに関しては、一般市民を対象とする通常の業務の徹底が困難な場合が考えられる。一人暮らしの認知症高齢者を対象とした配食サービスはその典型であり、本人の押印等を求めるような事務は現実的でない場合がある。ただ、その場合でも、事業者が勝手にルールを変更するのではなく、必ず金沢市の求めるルールに従った事務が必要なはずである。配食完了時の確認行為について、認知症等のため本人の押印やサインなどを求めることができない場合も想定し、それらに代わる方法を事前に検討しておく必要がある。

【意見】

配食サービスについては、配食利用実績表の内容を精査し、事業者に対して契約に則った業務の徹底を求めるとともに、配食完了時の確認行為について、認知症等のため本人の押印やサインなどを求めることができない場合も想定し、それらに代わる方法を事前に検討しておく必要がある。

不備内容④ サンプルチェックであるが不備が散見される

(意見)

冒頭でも記載した通り、今回の検証はあくまで3ヶ月分をサンプルとして提出を受けて閲覧を行ったものである。しかし、上記のように不備事項が散見される結果となっている。今回閲覧していない他の月の利用実績表や、過年度の利用実績表における不備があるのかどうかは確認できていないが、現状から察するに多くの不備が存在する懸念がある。配食サービス事業委託契約書第14条には、金沢市は事業者の業務実施に関して適切な指導をしなければならないとある。配食サービス事業は昭和61年から始まったものであるが、このような不備が散見される現状をこれまで放置してきたのであれば、事業委託者として指導監督責任を果たしているとは言えない。

(3) 委託事業者と利用者のシェアの未確認

金沢市では、金沢市に住んでいる一人暮らし高齢者のうち、現在、どれだけの割合がこの配食サービス事業以外の民間配食サービスを受けているのかという数値は把握していない。また、現在、配食サービスの委託事業者を積極的に拡大するという動きもないとのことである。現在の委託先は、地元の事業者が中心であるが、最近では全国展開する大手の飲食関連事業者やコンビニエンスストアを展開する事業者などの参入もあり、既存の事業者が相対的に金沢市における取扱シェアを落とす可能性もある。そのような環境下において、金沢市の行う配食サービス事業が金沢市全体の一人暮らし高齢者の見守りとしてどれくらい有効なのかの確認を行うことは必要であろう。その有効性の確認のためには、委託事業者が金沢市内の一人暮らし高齢者のための配食のどれだけの割合をカバーしているのかを把握することは必要である。すなわち、すべての事業者に配食サービス事業を委託していくわけではない以上、当該事業の利用者の割合を把握しておくことが必要と考える。

(4) 石川県の見守り対策と金沢市の事業継続性

上記のように、金沢市の実施している配食サービス事業は、利用者の都合もあって、想定されている手渡しでの安否確認が徹底されているわけではない。また、委託料算定の基礎となる配食利用実績表での配食確認には限界があり、実績表自体の不備も散見され、提出を受けた金沢市におけるチェックも十分ではない。さらに、当該事業での見守りの網羅性については、現在のところ確認できていないというのが実情である。

一方で、配食サービスにおける見守りは一定の効果があると考えられるものの、見守り自体は配食サービスに限定されるものでもない。実際、毎日通っていた飲食店にその高齢者がいるときから姿を見せなくなったため、その飲食店からの通報により、保護することができた事例もあるとのことである。また、石川県では、平成24年3月に「地域見守りネットワーク」を立ち上げ、新聞や郵便など一般家庭に出入りする機会のある業者や、地域住民がよく利用するスーパーやコ

コンビニエンスストアなど35の事業者と協定を締結した。

協定を締結した事業者の従業員は、普段の仕事や生活の中で、一人暮らし高齢者のちょっとした異変に気付いたとき、市町へ連絡し、連絡を受けた市町が状況確認を行うというものである。この協定においては、協力事業者はあくまで無償であり、現在のところ、協力に報いるような事業者名の公表も行われていない。石川県は、今後も協力事業者の参加を促進していく方向である。

事業者が弁当を利用者に宅配する配食事業は、当然のことながら営利事業であり、事業者は利用者から1食あたり500円の利用料を徴収して、通常の場合はこれで採算をとっているはずである。金沢市の実施している配食サービス事業は、委託契約による見守りの要素を付加することで、さらに1食あたり150円の委託料を事業者に収受させることになる。配食サービス事業の現状に鑑み、また、石川県の実施している地域見守りネットワークへの協力事業者や、委託契約も協定もないが自主的に協力をしている事業者等との公平性の観点からの比較考量も行った上で、当該事業のあり方について検討が必要と思われる。

【意見】

配食サービス事業の現状に鑑み、また、石川県の実施している地域見守りネットワークへの協力事業者や、委託契約も協定もないが自主的に協力をしている事業者等との公平性の観点からの比較考量も行った上で、当該事業のあり方について検討が必要と思われる。

8 老人ホーム入所措置事業（昭和38年4月発足）（平成23年度予算 354,604千円）

表68 被措置老人年次推移

（単位：人）

区分 年度	養護老人ホーム									
	向陽苑	松寿園	自生園	長生寮	聖ヨゼフ ホーム	第二光が 丘ハウス	朱鷺の苑	松寿苑	あすらや荘	慈光園
	金沢市	小松市	小松市	高岡市	御所市	福井県朝日町	穴水町	京都府綾部市	広島県呉市	富山市
S63	161	1	7	2	1	1	11	1	—	—
H元	162	—	7	1	1	1	11	1	—	—
H2	164	—	8	1	—	1	11	1	1	—
H3	165	—	9	1	—	1	15	1	1	—
H4	167	—	10	1	—	1	16	1	1	—
H5	166	—	11	1	—	1	19	—	1	—
H6	167	—	10	1	—	1	19	—	1	—
H7	167	—	10	1	—	1	18	—	1	—
H8	166	—	10	1	—	1	17	—	1	—
H9	167	—	10	1	—	—	15	—	1	—
H10	165	—	10	1	—	1	14	—	1	—
H11	169	—	10	1	—	2	15	—	1	—
H12	173	—	10	1	—	2	15	—	1	—
H13	176	1	11	1	—	2	13	—	1	—
H14	176	1	11	1	—	2	13	—	1	—
H15	177	1	13	1	—	2	13	—	1	1
H16	175	1	13	1	—	1	12	—	1	1
H17	171	1	13	1	—	1	12	—	—	1
H18	171	1	13	1	—	1	10	—	—	1
H19	171	1	13	1	—	—	10	—	—	1
H20	171	1	13	1	—	—	8	—	—	1
H21	173	1	13	1	—	—	5	—	—	1
H22	171	2	12	1	—	—	5	—	—	1

表69 措置費年額

（単位：円）

区分 年度	養護 老人ホーム	特別養護 老人ホーム	計
S63	256,472,133	1,069,157,942	1,325,630,075

H元	265,051,785	1,121,731,118	1,386,782,903
H2	282,964,511	1,186,289,783	1,469,254,294
H3	306,922,436	1,247,396,383	1,554,318,819
H4	325,755,624	1,308,678,027	1,634,433,651
H5	342,986,753	1,533,249,689	1,876,236,442
H6	345,811,176	1,765,073,750	2,110,884,926
H7	353,026,637	1,955,096,649	2,308,123,286
H8	354,713,051	2,313,000,960	2,667,714,011
H9	358,156,060	2,431,260,914	2,789,416,974
H10	359,291,765	2,737,725,771	3,097,017,536
H11	358,182,877	2,888,254,890	3,246,437,767
H12	373,749,967		
H13	383,834,558		
H14	380,657,480		
H15	381,919,126		
H16	382,852,531		
H17	378,335,132		
H18	361,964,507		
H19	345,712,502		
H20	343,927,213		
H21	340,211,364		
H22	340,145,547		

(監査結果)

金沢市内の養護老人ホームの待機状況は、平成24年3月現在で5人である。担当課からは長期の待機者はいない旨の回答を得ている。よって、特に問題はない。

9 A型老人福祉センター〔金沢市老人福祉センター条例〕(平成23年度予算 85,500千円)

高齢者の教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に提供し、さらに農園を併設し、趣味の園芸(草花栽培)を楽しみながら健康で明るい生活を営めることを目的として建設され、金沢市に3施設ある(なお、千寿閣については別敷地に移転新築し、平成16年4月9日から老人福祉センター機能を兼ね備えた新しい形態の公園施設「卯辰山公園健康交流センター千寿閣」として利用されている。)

表70 A型老人福祉センターの建物・敷地の概要

区 分	卯辰山公園健康交流センター 千寿閣	万 寿 苑
設置主体	金沢市	左に同じ
設置場所	金沢市東長江町辺2番1	金沢市大桑町ヤ1番地4
定 員	一 人	250 人
敷地面積	78,100 m ²	3,306 m ²
建 物	1 階 1,739.32 m ² 2 階 707.01 計 2,446.33	1 階 627.55 m ² 2 階 576.37 3 階 326.37 計 1,530.29
工 期	着 工 平成14年9月24日 竣 工 平成15年12月25日 開 館 平成16年4月9日	着 工 昭和47年11月11日 竣 工 昭和48年7月17日 開 館 昭和48年7月18日
開館時間	午前9時から午後5時まで (入浴時間は午前10時から午後3時まで)	左に同じ
休 館 日	水曜日、年末年始	第2および第4日曜日の翌日、第1・第3および第5日曜日、国民の祝日（敬老の日を除く）。ただし、上記に掲げる休館日と祝日が重なった場合は、その日とその翌日、年末年始
使 用 料	無料（ただし健康温浴施設及び特別室の利用を除く。）	60歳以上の市民で無料 (ただし特別室の利用を除く。)
乗車券の交付	センター利用者に帰途バス乗車券交付	左に同じ
事 業	茶 道 講 座 年間 48回 謡 曲 講 座 年間 24回 教 養 講 座 年間 48回 生 花 講 座 年間 12回 日 舞 講 座 年間 48回 俳 句 講 座 年間 12回 民 謡 講 座 年間 24回 詩 吟 講 座 年間 24回 編 物 講 座 年間 24回 社交ダンス講座 年間 48回 小 唄 講 座 年間 48回 歌 謡 講 座 年間 24回 押 花 講 座 年間 24回 陶 芸 講 座 年間 48回 木 彫 講 座 年間 48回 リズムダンス講座 年間 48回 介 護 予 防 体 操 年間 24回 フ ラ ダ ン ス 講 座 年間 24回 健 康 相 談 年間 3回 園 芸 講 座 年間 13回	健 康 相 談 年間 2回 手 芸 講 座 年間 24回 教 養 講 座 年間 36回 民 謡 講 座 年間 24回 生 花 講 座 年間 24回 民 舞 講 座 年間 48回 茶 道 講 座 年間 48回 ダ ン ス 講 座 年間 48回 謡 曲 講 座 年間 12回 日 舞 講 座 年間 96回 編 物 講 座 年間 24回 大 正 琴 講 座 年間 24回 詩 吟 講 座 年間 48回 リズムダンス講座 年間 48回 陶 芸 講 座 年間 96回 木 彫 講 座 年間 48回 園 芸 講 座 年間 2回 歌 謡 講 座 年間 48回 陶 芸 講 座 (自主) 年間144回 押 花 講 座 年間 24回

区 分	松 寿 荘	鶴 寿 園
設 置 主 体	金沢市	左に同じ
設 置 場 所	金沢市金石北3丁目3番33号	金沢市額谷町ヌの1番地
定 員	250 人	250 人
敷 地 面 積	2,500 m ²	14,550 m ²
建 物	1 階 720.18 m ² 2 階 620.43 3 階 285.11 計 1,625.72	1 階 967.87 m ² 2 階 690.68 計 1,658.55
工 期	着 工 昭和52年6月13日 竣 工 昭和53年3月15日 開 館 昭和53年4月5日	着 工 昭和58年7月6日 竣 工 昭和59年3月20日 開 館 昭和59年4月10日
開 館 時 間	午前9時から午後5時まで (入浴時間は午前10時から午後3時まで)	左に同じ
休 館 日	第2および第4日曜日の翌日、第1・第3および第5日曜日、国民の祝日（敬老の日を除く）。ただし、上記に掲げる休館日と祝日が重なった場合は、その日とその翌日、年末年始	第1および第3日曜日の翌日、第2・第4および第5日曜日、国民の祝日（敬老の日を除く）。ただし、上記に掲げる休館日と祝日が重なった場合は、その日とその翌日、年末年始
使 用 料	60歳以上の市民で無料 (ただし特別室の利用を除く。)	左に同じ
乗車券の交付	センター利用者に帰途バス乗車券交付	左に同じ
事 業	健 康 相 談 年間 2回 民 謡 講 座 年間 48回 謡 曲 講 座 年間 12回 生 花 講 座 年間 24回 日 舞 講 座 年間 48回 手 芸 講 座 年間 24回 編 物 講 座 年間 24回 書 道 講 座 年間 48回 童と遊ぶ集い 年間 12回 大 正 琴 講 座 年間 24回 茶 道 講 座 年間 48回 筆ペン・ペン習字講座 年間 24回 押 花 講 座 年間 24回 陶芸講座 年間 96回 陶 芸 講 座 (自主) 年間192回 ちぎり絵講座 年間 24回 絵 手 紙 講 座 年間 24回 木彫講座 年間 24回 歌謡講座 年間 24回	健 康 相 談 年間 2回 日 舞 講 座 年間 48回 絵 画 講 座 年間 12回 琴 三 弦 講 座 年間 48回 編 物 講 座 年間 24回 民 謡 講 座 年間 24回 俳 句 講 座 年間 24回 水 墨 画 講 座 年間 24回 詩 吟 講 座 年間 48回 謡 曲 講 座 年間 48回 生 花 講 座 年間 24回 教 養 講 座 年間 24回 ダ ン ス 講 座 年間 48回 歌 謡 講 座 年間 24回 陶 芸 講 座 年間 96回 木 彫 講 座 年間 48回 書 道 講 座 年間 24回 詩 舞 講 座 年間 48回 謡 曲 例 会 年間 12回 陶 芸 講 座 (自主) 年間192回 ピラティス講座 年間 12回

卯辰山公園健康交流センター 千 寿 閣			万 寿 苑			松 寿 荘			鶴 寿 園		
一 階	事 務 室	1室	一 階	事 務 室	1室	一 階	事 務 室	1室	一 階	事 務 室	1室
	相 談 室	1室		展 示 室	1室		相 談 室	1室		相 談 室	1室
	談 話 室	1室		浴 室	2室		機 能 回 復 室	1室		浴 室	3室
	食 堂	1室		工 芸 工 房 室	1室		浴 室	3室		(男女特別浴室を含む)	
	ふれあい工房	1室					予 備 室	1室		娛 樂 室	1室
	軽 運 動 室	2室			デ イ サービス 室		1室	休 憩 室		1室	
健康温浴施設(浴室)	2室					食 堂 ・ 売 店	1室				
二 階	大 広 間	1室	二 階	教 養 室	1室	二 階	食 堂	1室	二 階	図 書 室	1室
	実 習 室	1室		大 広 間	1室		売 店	1室		サ ン ル ーム	1室
	研 修 室 (和室)	4室		食 堂	1室		娛 樂 室	1室		デ イ サービス 室	1室
	研 修 室 (フローリング)	3室		機 能 回 復 室	1室		大 広 間	1室			
			和 室	3室	研 究 室		2室	大 広 間		1室	
		多 目 的 室	2室	研 和 室	2室	研 究 室	1室				
				図 書 室	1室	和 室	3室				
						機 能 回 復 室	1室				

図 71 老人福祉センター利用者数推移

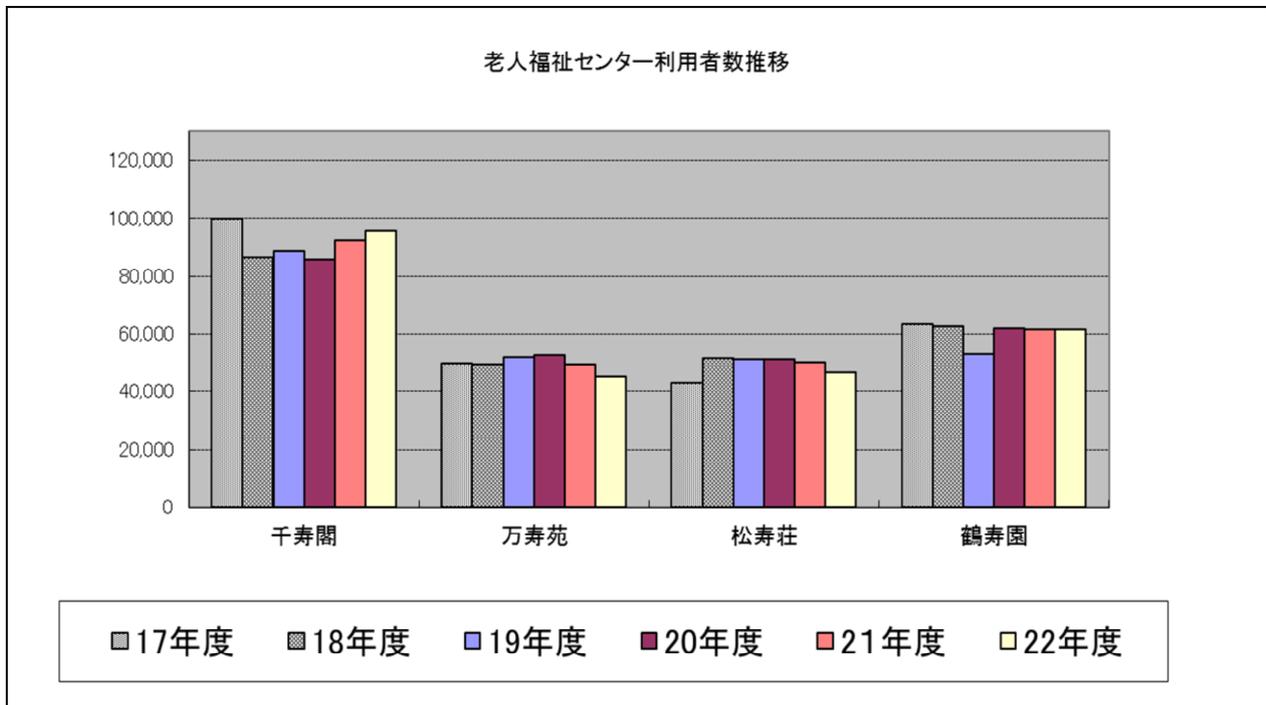
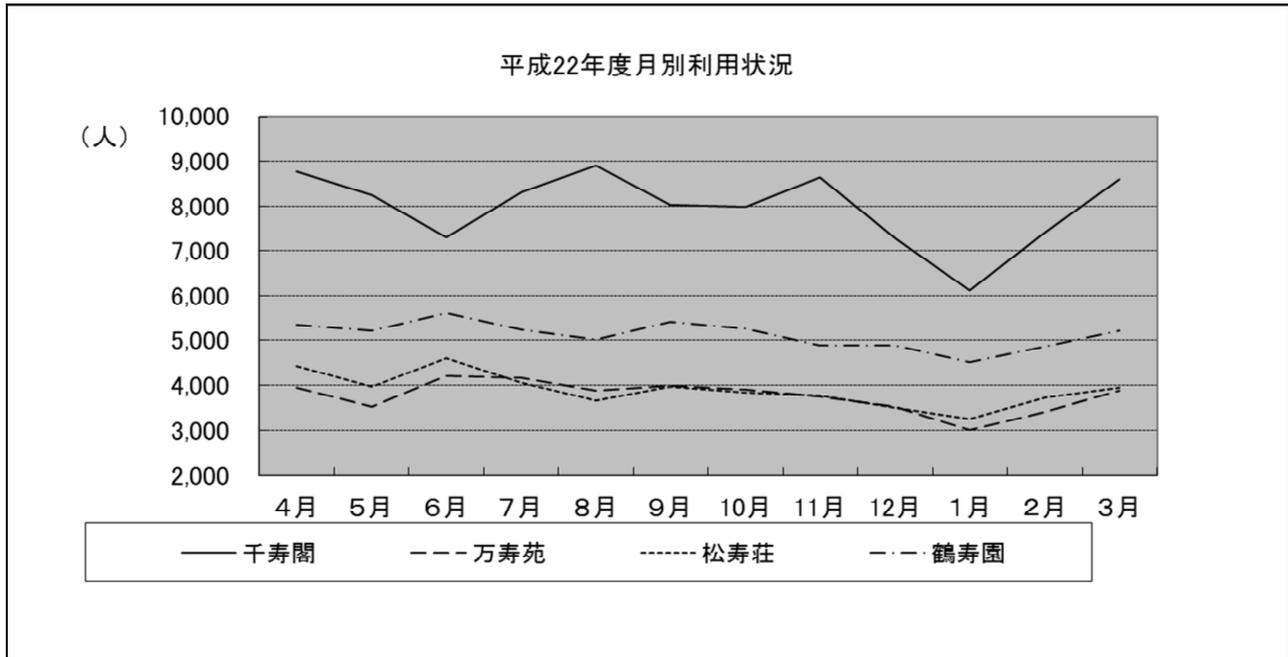


図72 老人福祉センター月別利用状況（平成22年度）



(監査結果)

今回、上記施設のうち、卯辰山公園健康交流センター千寿閣に往査した。千寿閣は他の施設と異なり、高齢者の利用だけに限定しない、老人福祉センター機能を兼ね備えた新しい形態の公園施設として、平成16年4月に現在の場所に新築された。すなわち、千寿閣は子どもから高齢者まで幅広く利用されることを意図した施設である。

表73 千寿閣の利用実態（平成24年9月月報より）

区分	4月～9月累計
講座参加・研修室利用 (a)	9,491人 (16.9%)
うち講座参加	7,446人 (13.3%)
うち研修室利用	2,045人 (3.6%)
温浴施設利用 (b)	23,268人 (41.4%)
その他	23,415人 (41.7%)
(a) + (b)	32,759人 (58.3%)
合計	56,174人 (100.0%)
うち小人利用	1,312人 (2.3%)

表73によれば、千寿閣の利用者数56,174人のうち、講座や研修室利用のイベントで来訪していた人数は9,491人と利用者全体の16.9%である。これには、同一日に複数の講座を受講していた人がいるかもしれないが、これを無視した人数である。一方、温浴施設の利用者(23,268人)には講座参加者や研修室利用者も含まれているものと思われるが、この重複人数を無視した利用者の合計人数は32,759人で利用者全体の58.3%となっている。すなわち、講座参加や入浴目的ではない談話等目的のその他の利用者は最低でも全体の41.7%存在するということになる。

(1) 千寿閣の高齢者以外の利用について

千寿閣が現在の場所に移転して、子どもから高齢者まで利用できる施設となってから8年が経過している。また、千寿閣のチラシでも、子どもからお年寄りまで誰でも利用できる旨が分かりやすく記載されている。しかし、上記利用実態のように、ほとんどが高齢者の利用であり、高齢者以外の利用は少数にとどまっている。

上記利用実態からは、高齢者の利用目的は多くが談話等や入浴であるため、これらの施設を備えた千寿閣の老人福祉のための機能は十分に発揮されていると思われる。一方で、高齢者以外の利用を促進するためには、講座の受講人数や健康温浴施設の利用者の増加が必要であろう。

千寿閣では、茶道講座などの各種いきいき講座が開催されており、平成24年9月の開催回数が70回、4月から9月までの参加人数が延べ7,446人と施設の利用頻度は高く、講座の受講は千寿閣利用の重要な位置づけとなっている。しかし、これらの講座はすべて60歳以上の高齢者のみが参加可能であり、高齢者以外の市民は参加できない。これらの講座の年齢制限が、高齢者以外の利用を妨げる一因となっていると思われる。

また、健康温浴施設利用者数については、さらに利用者の偏りが顕著である。

表74 健康温浴施設利用者数（平成24年9月月報より）

区分	4月～9月累計
6歳未満	32人 (0.1%)
6歳以上12歳未満	24人 (0.1%)
12歳以上60歳未満	134人 (0.6%)
60歳以上	23,078人 (99.2%)
合計	23,268人 (100.0%)

この健康温浴施設に関しては、高齢者だけでなく誰でも利用できるが、下記のように60歳以上の高齢者のみが優遇を受けている。このため、60歳未満の市民に関しては、市内の公衆浴場施設に比べて何の優遇措置もないため、わざわざ千寿閣の健康温浴施設を利用しようというインセンティブは働かないことになる。

表75 公衆浴場との利用料金比較

区分	6歳未満	6歳以上 12歳未満	12歳以上 60歳未満	60歳以上
千寿閣	50円	130円	420円	100円
公衆浴場	50円	130円	420円	

千寿閣は、子どもから高齢者まで誰でも利用できる健康交流センターである。しかし、利用実態からは高齢者のための施設と言わざるを得ない。本来の健康交流センターとしての利用目的に鑑み、若年層の利用を促進する取組が必要である。

【意見】

千寿閣については、本来の健康交流センターとしての利用目的に鑑み、若年層の利用を促進する取組が必要である。

(2) 交通手段について

千寿閣は卯辰山公園にあるため、金沢市街地からは遠く、多くの市民が訪れるには利便性のあまり良くない立地である。また、老人福祉センター3施設も金沢市中心部に立地しているわけではない。そのため、近隣に居住している市民を除けば、各センターまでの交通手段は自家用車又は路線バスの利用が通常である。センターまでの交通費の市民負担を緩和するために、いずれの施設もセンター利用者に対し、往路で公共交通を利用した対象者に帰途バス乗車券を交付している。

今回、千寿閣において、バス乗車券発行事務について聴取した。千寿閣では、以下のように帰途バス乗車券を交付している。また、行き先からさらに乗換をする必要がある場合に、以下のように乗り継ぎ乗車券を交付している。この交付金額からは、年間の交付額はおよそ280万円程度となっている。

表76 一般乗車券交付状況 (平成24年9月月報より)

区分	料金	9月交付枚数	4月～9月累計	交付金額
望湖台	170円	5枚	32枚	5,440円
味噌蔵	210円	33枚	228枚	47,880円
金沢駅	300円	404枚	2,266枚	679,800円
鈴見台4	170円	20枚	81枚	13,770円
鈴見台2	170円	133枚	709枚	120,530円
暁町	210円	61枚	306枚	64,260円
小将町	210円	61枚	386枚	81,060円
合計		717枚	4,008枚	1,012,740円

表77 乗継乗車券交付状況 (平成24年9月月報より)

区分	9月交付枚数	4月～9月累計	交付金額
100円	32枚	176枚	17,600円
200円	104枚	541枚	108,200円
210円	100枚	645枚	135,450円
230円	54枚	290枚	66,700円
250円	32枚	101枚	25,250円
300円	21枚	95枚	28,500円
350円	7枚	46枚	16,100円
400円	9枚	51枚	20,400円
合計	359枚	1,945枚	418,200円

毎日の発行券種と枚数は、その日にどこの居住者が来訪したかによって異なるが、概ね表78に掲げた11月1日から11日までの発行状況のようになっている。この期間では、毎日30枚から60枚程度の発行となっている。これらの発行事務と、発行枚数と在庫を毎日記帳して在庫と照合する事務はそれなりの事務量になっていると考えられる。4月から9月までの一般乗車券発行枚数累計4,008枚で約4,000人のバス利用、千寿閣利用者数56,174人の7.1%、期間内の開館日数157日で除すると、1日あたりのバス乗車券利用者は25人程度という計算になるが、表中、一般乗車券の交付枚数からは、20人から40人程度であろうと思われる。

表 78 平成 23 年 11 月 1 日から月 11 日までの交付状況 (単位：枚)

区分	1日	2日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	11日	合計
望湖台	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	3
味噌蔵	2	1	0	2	1	4	1	2	0	4	17
金沢駅	6	15	12	29	8	13	14	20	11	28	156
鈴見4	1	0	0	0	2	1	0	0	0	1	5
鈴見2	5	4	4	5	4	5	2	5	4	7	45
暁町	4	2	1	1	1	2	3	5	1	1	21
小将町	6	3	2	2	2	4	1	5	1	2	28
100円	1	0	1	2	0	3	0	1	0	3	11
200円	3	3	0	2	3	3	5	6	1	6	32
210円	2	4	2	5	2	4	5	3	1	5	33
230円	1	1	4	5	1	0	1	3	1	5	22
250円	1	0	1	1	0	0	0	1	0	1	5
300円	0	1	0	1	1	0	0	0	2	0	5
350円	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
400円	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	3
合計	32	34	28	55	27	41	33	51	23	63	387

(バス乗継券出納簿(11月)より)

一方で、各種バス乗車券を発行するためには常時在庫を持っている必要がある。11月1日から11月11日までの毎日のバス乗車券の種類別の在庫枚数は以下のとおりである。11月の8日に購入があったため、8日の前後で在庫枚数にかなりの差異があるものもある。この1日から11日の在庫枚数の平均を最右列に掲げている。

表 79 平成 23 年 11 月 1 日から 11 日までの乗車券在庫枚数状況 (単位：枚)

区分	1日	2日	3日	4日	5日	6日	8日	9日	10日	11日	平均
望湖台	15	15	14	14	13	12	45	45	45	45	26
味噌蔵	74	73	73	71	70	66	65	63	63	59	67
金沢駅	230	215	203	174	166	153	359	339	328	300	246

鈴見 4	42	42	42	42	40	39	39	39	39	38	40
鈴見 2	60	56	52	47	43	38	168	163	159	152	93
暁町	37	35	34	33	32	30	82	77	76	75	51
小将町	110	107	105	103	101	97	129	124	123	121	112
100 円	67	67	66	64	64	61	61	60	60	57	62
200 円	64	61	61	59	56	53	158	152	151	145	96
210 円	70	66	64	59	57	53	158	155	154	149	98
230 円	34	33	29	24	23	23	77	74	73	68	45
250 円	49	49	48	47	47	47	80	79	79	78	60
300 円	23	22	22	21	20	20	53	53	51	51	33
350 円	45	45	45	45	45	44	44	44	44	44	44
400 円	20	20	20	20	19	19	51	51	50	50	32

(バス乗継券出納簿(11月)より)

次に、11月1日から11日までで最も在庫の多い8日の残枚数と、1日から11日までの平均在庫枚数を元に在庫金額を試算してみた結果が以下の表80となる。これで見えてわかるとおり、在庫金額は30万円程度とあまり重要性は無い。

表80 平成23年11月8日の在庫金額試算

区分	料金 (a)	11月8日残 (b)	(a) × (b)	平均 (c)	(a) × (c)
望湖台	170 円	45 枚	7,650 円	26 枚	4,420 円
味噌蔵	210 円	65 枚	13,650 円	67 枚	14,070 円
金沢駅	300 円	359 枚	107,700 円	246 枚	73,800 円
鈴見台 4	170 円	39 枚	6,630 円	40 枚	6,800 円
鈴見台 2	170 円	168 枚	28,560 円	93 枚	15,810 円
暁町	210 円	82 枚	17,220 円	51 枚	10,710 円
小将町	210 円	129 枚	27,090 円	112 枚	23,520 円
100 円	100 円	61 枚	6,100 円	62 枚	6,200 円
200 円	200 円	158 枚	31,600 円	96 枚	19,200 円
210 円	210 円	158 枚	33,180 円	98 枚	20,580 円
230 円	230 円	77 枚	17,710 円	45 枚	10,350 円
250 円	250 円	80 枚	20,000 円	60 枚	15,000 円
300 円	300 円	53 枚	15,900 円	33 枚	9,900 円
350 円	350 円	44 枚	15,400 円	44 枚	15,400 円
400 円	400 円	51 枚	20,400 円	32 枚	12,800 円
合計			368,790 円		258,560 円

千寿閣は、老人福祉センター条例の適用されない健康交流センターであり、子どもから高齢者

まで利用できる施設である。この千寿閣においても、他の老人福祉センターと同様の高齢者用帰途バス乗車券を交付するのかどうか、再度検討する必要がある。その際、全利用者の7%程度に対するサービスであるという事実、在庫金額は大きくないものの、300万円程度の年間発行金額や発行事務に関わる人件費等も考慮する必要がある。また、発行を続けるとしても券種を絞り事務手数を減らすなどの対応も考えられる。特に、乗継まで交付するののかも検討する必要がある。さらに、他の施策、たとえば70歳から補助を受けるシルバー定期への補助に順次移管する等の方策も考えられる。今年度の市民行政評価においても、高齢者バス回数券支給費について、廃止を検討する必要があると評価されていることもあり、千寿閣や老人福祉センターの帰途バス乗車券については、交付するのかどうか、再度検討する必要がある。

10 パソコンサロン（平成 22年 7月開設）

I Tインストラクター等が配置されたパソコン利用の場を提供することで、対象となる者がパソコンにふれる機会を確保し、趣味やいきがづくりに貢献することを目的とする。

利用対象者 60歳以上の方及び障害のある人

利用時間 午前9時～午後4時（千寿閣 火・木・土、まちなか 月・水・金）

場 所 千寿閣パソコンサロン（東長江町辺2-1、平成22年7月開所）

まちなかパソコンサロン（此花町3-2ライブ1地下1階、平成23年4月開所）

（監査結果）

今回、千寿閣に往査した際、パソコンサロンが開催される部屋を視察した。千寿閣では、毎週火曜日、木曜日、土曜日の午前9時から12時までと午後1時から午後4時までパソコンサロンが開催されている。このパソコンサロンは、パソコンが使える設備が整った実習室で行われるため、千寿閣においても同じ部屋で開催されている。つまり、パソコンサロンの開催されない月曜日、金曜日、日曜日は実習室を他の用途に利用できることになる。監査人が往査した11月12日は月曜日の午後であったが、特に何も利用されていなかった。現在置いている、パソコンサロン用のデスクの向かい合った2列の配置が、他の教室等では利用しにくいというのが主な原因のようである。千寿閣の実習室にあるパソコンサロン用のデスクは、パソコンサロンが千寿閣に移転してきたときに、以前から使用していたものをそのまま持ってきたとのことであるが、このデスクは重厚な仕様であるため、簡単には移動できず、配置を変えることも、片付けてフロアとして利用することも困難な状況である。現在、研修室等の利用はほぼ空きの無い状態であり、また、千寿閣としても利用者数の増加を図っているところである。そのような中であって、実習室の利用日が限定されるというのは望ましいことではない。デスク等の備品のあり方を工夫し、実習室の利用を促進することが望ましい。

11 はり・灸・マッサージ施術費助成

金沢市では、70歳以上の高齢者および65歳以上で一定の障害を持つ者に対して、1回1,200円の助成券を、年間18枚を限度に交付している。申請と交付は市役所及び福祉健康センターの福祉と健

康の総合窓口、各市民センター（以下交付部署）において行っている。助成券は、交付申請月により交付枚数が異なっており、4月申請の場合は、助成券綴り（18枚）を申請者に1冊交付、5月以降の申請については、以下のような枚数を交付し、18枚のうち未交付の助成券（以下未交付助成券）を交付窓口で切り取って交付している。

表81 はり・灸・マッサージ施術助成券月別交付状況（平成23年度）

交付申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付枚数	18	17	15	14	12	11	9	8	6	5	3	2
未交付枚数	0	1	3	4	6	7	9	10	12	13	15	16

（監査結果）

（1）助成券の確認について

未交付助成券の管理について、管理部署である健康総務課に確認したところ、取扱は規定等により明確化されておらず、未交付助成券を申請書に添付して健康総務課に返却するよう口頭にて説明しているとの回答であった。しかし実際は、未交付助成券を申請書に添付してこない交付部署もあり、当該部署の未交付助成券が確実に回収され処分されているかについて、健康総務課での確認は行われていない。また、当該部署に対して未交付助成券返却の督促や返却についての指導も行っていなかった。

未交付助成券は、有効期限内のものであり不正利用を防止する観点から、取扱担当者以外により確認後処分される必要がある。金沢市の場合は、健康総務課に未交付助成券と申請書が送付されることとなっていることから、健康総務課にて未交付助成券と申請書を照合し、回収されるべき未交付助成券がすべて回収されていることを確認すべきであった。また、未交付助成券の返却されない部署には、返却するよう指導する必要があるが、年度当初の説明会での説明に留まり、その後の指導が行われていなかった。今後は、交付部署により取扱が異なることのないよう取扱を明確化するとともに、健康総務課による指導を徹底する必要がある。

（2）書損となった助成券の管理について

各交付部署で記入誤り等により書損となった助成券の綴り（以下助成券）については、健康総務課に返却するよう口頭にて指導している。しかし実際は、書損となった助成券を健康総務課に返却せず、自ら処分している交付部署もある。有効期限内の助成券について書損扱いとする場合は、不正交付、不正利用を防止する観点から書損扱いとされている助成券が確実に処分されることを第三者が確認する必要がある。この点について、健康総務課は、年度当初の説明会での説明に留まり、その後の督促や指導を行っていなかった。今後は、交付部署により取扱が異なることのないよう取扱を明確化するとともに、健康総務課による指導を徹底する必要がある。

（3）各交付部署からの助成券の返却について

年度終了後、各交付部署で在庫となった当該年度の助成券の処分については規定等により明確化されておらず、健康総務課に返却されることなく各交付部署で処分されている。確かに年

度終了後は、未交付の助成券は使用できなくなるため交付部署で処分しても問題ないとも思われる。しかし、交付者からの申請書に相当する数の助成券だけが交付されたことを担保するためには、健康総務課から各交付部署に配付された数量から申請者に交付された数量を差し引いた数のあるべき助成券が存在するかを、第三者が確認することが重要である。

ちなみに、はり・灸・マッサージ施術券と同様に、福祉健康センター等で65歳以上の高齢者に交付されている「ふれあい入浴補助券」については、管理部署である長寿福祉課が年度終了後に未交付の補助券を回収し、在庫数を確認の上処分している。したがって、はり・灸・マッサージ施術券についても、各交付部署で廃棄処分を行うのではなく、健康総務課で在庫数を確認の上、処分することが必要である。

(4) 助成券の在庫数の把握について

現在、健康総務課では、各交付部署へ配付した助成券の冊数については表82のように管理簿に記録している。

表 82 助成券管理簿記載例

交付部署	当初配付	月日	追加冊数	助成券番号	月日	追加冊数	助成券番号	月日	追加冊数	助成券番号	合計
泉野福祉健康センター	600	9/5	30	4091	11/15	20	4241	12/26	30	4311	680
				4120			4260			4340	

また、健康総務課では、各利用者より徴求している交付申請書に基づき交付者名、交付場所、助成券番号等を記載した以下のような交付者一覧表を作成している。

表 83 助成券交付者一覧表記載例

交付日	交付場所	助成券番号	氏名	生年月日	備考
4月1日	3	782	〇〇 〇〇	****. **. **	△△△

このように、各交付部署への交付冊数と各交付部署から利用者へ渡された冊数を集計することにより、交付部署から返却されるべき冊数については、把握が可能である。よって、管理簿上、返却されるべき冊数を算出し、各交付部署から在庫の助成券の返却を求め冊数の現物照合を行うといった管理が可能である。上記の現物管理については、例えば下表84のように、管理簿により交付場所から返却されるべき冊数を算出し、実際返却された冊数の照合を行い、不一致がある場合は調査し、原因を特定する必要がある。また、あるべき在庫数と実際回収した助成券の現物照合の状況については記録し、後に第三者が検証可能な管理が必要である。

表84 管理簿による現物確認の例

交 付 先	①健康総務課 から交付先へ の交付冊数	②交付申請数	②－①交付先 より返却され るべき冊数	返却された冊数
泉野福祉健康センター	680	670	10	10
〇〇センター	***	***	**	**
△△センター	***	***	**	**
交付先合計	4,390	4,152	238	238

(5) 廃棄手続について

上記のように、各交付部署へ送付され期限までに交付されず在庫となった助成券は、各交付先で処分され、健康総務課で在庫となった助成券は同課で処分されている。しかし、処分にあって稟議承認等の手続は行われていない。助成券作成には当然、金沢市の予算が投入されており、必要以上に冊数が作成され、廃棄されていないかといった観点からも通常の資産処分と同様に必要な承認手続を経て廃棄処分が行われる必要がある。

なお、平成23年度の処分冊数について、各交付部署での在庫分は健康総務課に返却されておらず、実際に何冊処分したかは不明であるが、管理簿から計算すると当初冊数が4,500冊であり、申請数の合計が4,152冊であったことから、在庫となり処分された冊数は差引き348冊であったと推定される。

【意見】

未交付・書損・有効期限切れとなった助成券を適切に取り扱うとともに、廃棄の際には必要な承認手続を経る必要がある。また、管理簿により常に在庫状況を把握し、後に第三者が検証できるようにする必要がある。

以上